# 平成 31 年度（令和元年度）
# 包括外部監査の結果報告書

## 子ども子育て・若者支援に関する
## 財務事務の執行及び管理について

令和 2 年 3 月

長野県包括外部監査人

柴田　博康

# 目　次

第１　総論 ..... 1
Ⅰ．包括外部監査の概要 ..... 1
１．外部監査の種類 ..... 1
２．選定した特定の事件 ..... 1
３．外部監査の対象期間 ..... 1
４．事件を選定した理由 ..... 1
５．外部監査の実施期間 ..... 1
６．監査対象機関 ..... 1
７．監査従事者 ..... 2
８．利害関係 ..... 2
Ⅱ．包括外部監査の視点と方法 ..... 3
１．包括外部監査の視点 ..... 3
２．包括外部監査の方法 ..... 3

第２　選定した特定の事件の概要 ..... 4
Ⅰ．子ども子育て・若者支援に関する国の対応 ..... 4
１．少子化社会対策と子ども・若者育成支援の２つの流れ ..... 4
２．少子化社会対策の流れ ..... 5
３．子ども・子育て育成支援の流れ ..... 5
Ⅱ．子ども・若者・女性についての長野県の状況 ..... 6
１．少子化の進展 ..... 6
２．若者の就労 ..... 7
３．女性の就労 ..... 11
４．貧困格差 ..... 12
５．児童虐待 ..... 14
６．障がい・発達障がい ..... 14
Ⅲ．子ども子育て・若者支援に関する長野県の対応 ..... 16
１．「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」の公布 ..... 16
２．「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定 ..... 16
３．しあわせ信州創造プラン 2.0」長野県総合５ヵ年計画の策定 ..... 17
４．「長野県子ども・若者支援総合計画」と「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定 ..... 17
Ⅳ．監査対象とした事業の概要 ..... 19
Ⅴ．監査対象機関の概要 ..... 23
１．次世代サポート課の概要 ..... 24
２．こども・家庭課の概要 ..... 24
３．私学振興課の概要 ..... 25
４．高等教育振興課の概要 ..... 25

５．健康福祉政策課の概要 ..... 25
６．地域福祉課の概要 ..... 25
７．保健・疾病対策課の概要 ..... 26
８．障がい者支援課の概要 ..... 27
９．労働雇用課の概要 ..... 27

第３　監査結果の総評 ..... 29
Ⅰ．主な監査の結果・意見 ..... 29
Ⅱ．「監査の結果（指摘）」及び「監査の意見」一覧 ..... 34
１．監査の結果（指摘）・意見の項目数 ..... 34
２．「監査の結果（指摘）」・「監査の意見」の概要 ..... 35

第４　監査の結果及び意見 ..... 38
Ⅰ．次世代サポート課 ..... 38
監査対象とした事業と結果・意見の有無 ..... 38
１．ながの出会い応援プロジェクト（長野県婚活支援センター事業） ..... 40
２．青少年の健全育成事業 ..... 43
３．困難を有する子ども・若者支援事業 ..... 49
４．発達障がい者支援事業 ..... 56
Ⅱ．こども・家庭課 ..... 63
監査対象とした事業と結果・意見の有無 ..... 63
１．児童相談所・一時保護所運営事業 ..... 65
２．児童家庭支援センター運営事業 ..... 66
３．家庭福祉相談事業 ..... 71
４．児童養護施設等環境改善事業 ..... 76
５．施設型給付費補助事業 ..... 82
６．子ども・子育て支援事業 ..... 86
７．児童館等施設整備事業 ..... 91
Ⅲ．私学振興課 ..... 94
監査対象とした事業と結果・意見の有無 ..... 94
１．私立高等学校等の保護者負担軽減のための支援事業 ..... 95
Ⅳ．高等教育振興課 ..... 104
監査対象とした事業と結果・意見の有無 ..... 104
１．公立大学法人長野県立大学関連事業（公立大学法人運営費交付金） ..... 106
２．信州で学ぼう！魅力発信事業、信州で学ぼう！大学発信事業補助金、大学生海外インターンシップ支援事業 ..... 112
Ⅴ．健康福祉政策課 ..... 117
監査対象とした事業と結果・意見の有無 ..... 117
Ⅵ．地域福祉課 ..... 118
監査対象とした事業と結果・意見の有無 ..... 118
１．信州パーソナル・サポート事業（自立相談支援事業） ..... 119

２．信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援事業） ..... 123
３．信州パーソナル・サポート事業（家計相談支援事業） ..... 126
４．信州パーソナル・サポート事業（生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業） ..... 129
Ⅶ．保健・疾病対策課 ..... 133
監査対象とした事業と結果・意見の有無 ..... 133
１．心身障害発生予防事業 ..... 135
Ⅷ．障がい者支援課 ..... 139
監査対象とした事業と結果・意見の有無 ..... 139
１．障がい児（者）地域療育等支援事業 ..... 140
２．障害児施設給付費等支弁事業－障害児通所施設給付費 ..... 143
３．社会福祉施設等整備事業－入所及び日中系サービス施設等の創設及び大規模修繕 ..... 146
Ⅸ．労働雇用課 ..... 148
監査対象とした事業と結果・意見の有無 ..... 148
１．ジョブカフェ信州運営事業 ..... 149
２．信州正社員チャレンジ応援事業 ..... 153
３．就職困難者のための就職サポート事業 ..... 155
４．多様な働き方普及促進事業 ..... 158
Ⅹ．現地機関 ..... 162
監査対象とした現地機関と結果・意見の有無 ..... 162
１．児童相談所（中央児童相談所・松本児童相談所・児童相談所広域支援センター） ..... 163
２．松本あさひ学園 ..... 178
３．信濃学園 ..... 182

# 第1　総論

## Ⅰ．包括外部監査の概要

### １．外部監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### ２．選定した特定の事件

子ども子育て・若者支援に関する財務事務の執行及び管理について

### ３．外部監査の対象期間

原則として平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
ただし必要に応じて平成29年度以前及び平成31年度（令和元年度）の執行分を含む

### ４．事件を選定した理由

我が国は人口減少が続いており、長野県においても平成12年の221万人を頂点に減少に転じ、平成29年の人口は208万人となっている。当面は急激な人口減少が継続すると予測されており、15歳から64歳の生産年齢人口の割合は全国を下回り、65歳以上の高齢人口割合は全国を上回っている。子どもや若者を取り巻く環境は、IT技術の革新を背景としたSNS等の普及と利活用により劇的に変化している。我が国の子供の貧困率は、先進国の中でも比較的高く、さらに、近年では児童虐待、児童福祉、若者の就労などが社会問題となっている。

このような状況下、本県においては、社会保障、産業育成、財政健全化を持続可能な仕組みとするために、人口の自然減や社会減を抑制する施策や子ども・子育て支援等が計画され実施されている。平成26年7月に「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」が公布されており、平成30年には「しあわせ信州創造プラン2.0」長野県総合5ヵ年計画が策定され、さらに、子ども子育て・若者支援施策の個別計画として位置付けられている「長野県子ども・若者支援総合計画」や「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」が策定されている。

これからの長野県の未来を担う子ども・若者に対する支援は、県民の関心も高いと考えられることから、子ども子育て・若者支援に関する財務事務に関し合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から検討をすることは有用であると判断し監査テーマとして選定した。

### ５．外部監査の実施期間

令和元年7月8日から令和2年3月9日まで

### ６．監査対象機関

県民文化部、健康福祉部、産業労働部
子ども子育て・若者支援に関する事務事業を所管する現地機関

## ７．監査従事者

| | | |
|---|---|---|
| 包括外部監査人 | 公認会計士 | 柴田　博康 |
| 監査補助者 | 公認会計士 | 水城　由貴 |
| 同 | 公認会計士 | 高岡　敏夫 |
| 同 | 公認会計士 | 宮本　和之 |
| 同 | 公認会計士 | 井上　光昭 |
| 同 | 公認会計士 | 柄澤　千恵子 |
| 同 | 公認会計士 | 原　　茂 |

## ８．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

（元号の表記）

一部の元号については次のとおり略称を使用している。

| 略称 | 元号 | 凡例 |
|---|---|---|
| S | 昭和 | S63＝昭和 63 年 |
| H | 平成 | H13＝平成 13 年 |

（端数処理）

表中の数値については、単位未満を四捨五入しており合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「－」とし、単位未満の場合は「0」としている。

## Ⅱ．包括外部監査の視点と方法

### １．包括外部監査の視点

子ども子育て・若者支援に関する財務事務は、条例や規則等の関係法令に準拠し公平かつ適正に実施されているか。

合規性の視点から事業に係る財務事務の執行や手続などが、関連する法令・条例・規則・県の定めた要綱などに準拠しているかを検証するものである。

子ども子育て・若者支援に関する財務事務は、事業目的に整合し、経済的・効率的に実施されているか。

有効性の視点から事業の目的に整合する目標値等を設定しているか。経済性・効率性の視点から事業は効率的に実施され、費用対効果の確認をしているか。

### ２．包括外部監査の方法

実施した主な監査手続は以下のとおりである。

（１）概要の把握

監査対象事業の概要を把握するため、子ども子育て・若者支援関連施策を所管する部署より資料を入手のうえヒアリングを実施した。

（２）監査対象とした所管部署

事業内容に関する説明資料、当該事業の活動実績を示す資料等を入手し、調査分析を実施した。監査対象部署にヒアリングを実施した。

予算執行に関連する書類の閲覧等を実施し、関連する法令・条例・規則等にしたがって業務が実施されているかを検討した。

（３）監査対象とした現地機関

監査対象とした現地機関に対しては、現地調査を実施し、公表されている資料及び関連する文書を閲覧するともに担当者にヒアリングを実施した。

特に補助事業及び委託事業については、下記の観点より監査手続を実施した。

補助金について、合規性の観点から補助金の申請、決定、交付の手続、補助金額の算定、交付時期、実績報告、精算が要綱などに準拠しているかについて、関係書類を閲覧し、担当者に質問した。経済性・効率性の観点からは、補助事業の業務が経済的、効率的に行われているかについて、実績報告書を閲覧し、必要に応じて補助金交付団体に関する証憑書類を閲覧した。

委託事業は、県が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることのほうが効率的であるもの、すなわち、特殊な技術または特殊な設備等を必要とする、あるいは高度の専門的な知識を必要とする事務事業である。

近年、県の財務状況を鑑みるに、より経済性が求められているため、委託理由に合理性はあるか、委託料の算定方法は適正か、委託料は業務の内容に対し適正な水準か、委託先では業務コストの削減努力が行われているかなどの観点から監査手続を実施した。

## 第2　選定した特定の事件の概要

## Ⅰ．子ども子育て･若者支援に関する国の対応

### １．少子化社会対策と子ども・若者育成支援の２つの流れ

わが国における子ども子育て・若者支援に関する国の対応については、1990（平成 2）年のいわゆる「1.57 ショック」※を出発点とする少子化社会対策の流れと、2000 年代初頭のニート・ひきこもりや児童虐待の重大事案の発生などを出発点とする子ども・若者育成支援の流れがある。

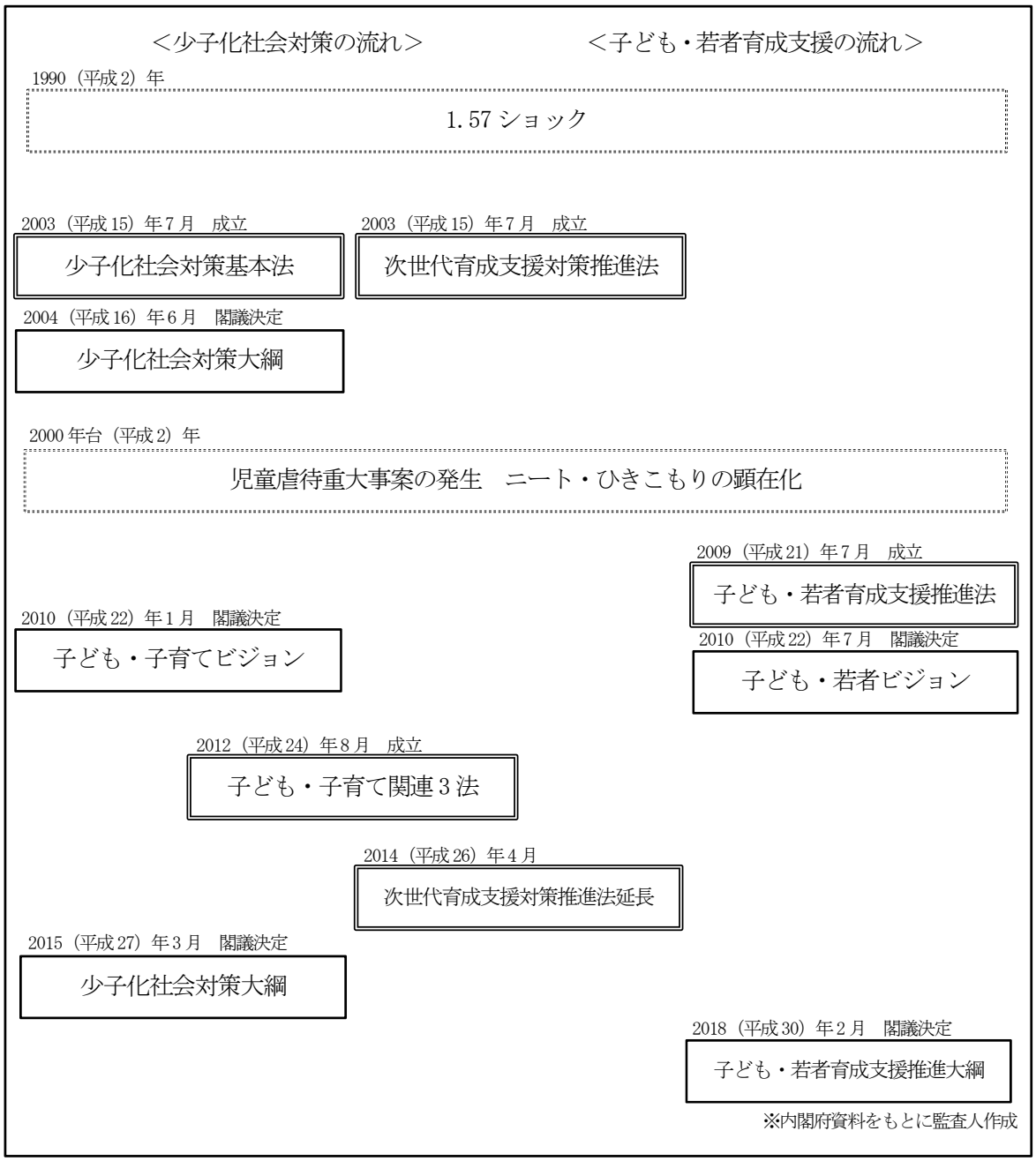


※1.57 ショック＝1989（平成元）年の合計特殊出生率が 1.57 となり、1966（昭和 41）年（丙午）の 1.58 を下回ったこと

## ２．少子化社会対策の流れ

少子化社会対策の流れについては、「1.57 ショック」を発端として、少子化の流れがもう元には戻れない水準にまで達しつつあることが認識されるようになったことが出発点である。そして、2003（平成 15）年 7 月に少子化社会対策基本法が成立し、同年 9 月 1 日から施行された。同法の下、政府は 2004（平成 16）年の「少子化社会政策大綱」、2010（平成 22）年の「子ども・子育てビジョン」に続いて、2015（平成 27）年 3 月に「少子化社会対策大綱」を閣議決定した。

この 2015（平成 27）年の「少子化社会対策大綱」においては、従来の少子化対策の枠組みを越えて、新たに結婚の支援を加え、子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化の 5 つの重点課題を設けている。また、重点課題に加え、長期的視点に立って、きめ細かな少子化対策を総合的に推進することとした。

その基本的な考え方として、（1）結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実させること、（2）個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会を作ること、（3）「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪として、きめ細かく対応すること、（4）今後 5 年間を「集中取組期間」と位置づけ、重点課題を設定し、政策を効果的かつ集中的に投入すること、（5）長期展望に立って、子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な対策を推進すること、が盛り込まれている。

また、2003（平成 15）年 7 月には次世代育成対策推進法が 10 年間の時限立法として成立したが、2014（平成 26）にさらに 10 年延長された。

## ３．子ども・子育て育成支援の流れ

子ども・若者育成支援の流れについては、児童虐待の重大事案の度重なる発生やニート・ひきこもり問題の顕在化を発端として、個々人のモラルや努力だけでは解決できない社会問題であることが認識されるようになった。そして、2009（平成 21）年 7 月に子ども・若者育成支援推進法が成立し、2010（平成 22）年 4 月 1 日から施行された。同法の下、政府は同年の「子ども・若者ビジョン」に続いて、2018（平成 30）年 2 月に「子供・若者育成支援推進大綱」を閣議決定した。

この 2018（平成 30）年「子供・若者育成支援推進大綱」においては、全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して、全ての子供・若者の自尊感情や自己肯定感を育み多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くこと、子供・若者の育成支援が社会全体で取り組むべき課題であること、全ての子供・若者が健やかに成長して自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指すこととした。

その基本的な方針として、5 つの重点課題が盛り込まれた。

すなわち、（1）全ての子供・若者の健やかな育成、（2）困難を有する子供・若者やその家族の支援、（3）子供・若者の成長のための社会環境の整備、（4）子供・若者の成長を支える担い手の要請、（5）創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、である。

そして、2012（平成 24）年 8 月、少子化社会対策の流れと合わせて、子ども・子育て支援法を含む子ども・子育て関連 3 法が成立し、同月以降、段階的に施行された。

## Ⅱ．子ども・若者・女性についての長野県の状況

### １．少子化の進展

全国の合計特殊出生率は、第２次ベビーブーム期（昭和 46～49 年）以降低下傾向が続き、1990（平成２）年の「1.57 ショック」以降も低下が続き、平成 17 年（2005 年）には 1.26 まで落ち込んだが、その後やや回復し、平成 28 年（2016 年）には 1.44 となった。

長野県の合計特殊出生率は、全国平均を上回るものの、全国と同様に低下傾向が続き、平成16 年（2004 年）には1.42 まで落ち込んだが、その後やや回復し、平成 28 年（2016 年）には1.59 で、都道府県別で第 12 位となっている。

長野県の出生数は、第２次ベビーブーム期の昭和 49 年（1974 年）には約 34,000 人に達していたが、その後長期的に減少傾向が続いた。近年、合計特殊出生率はやや回復傾向にあるが、出産適齢期の女性の人口が減少しているため、出生数の減少傾向は継続している。

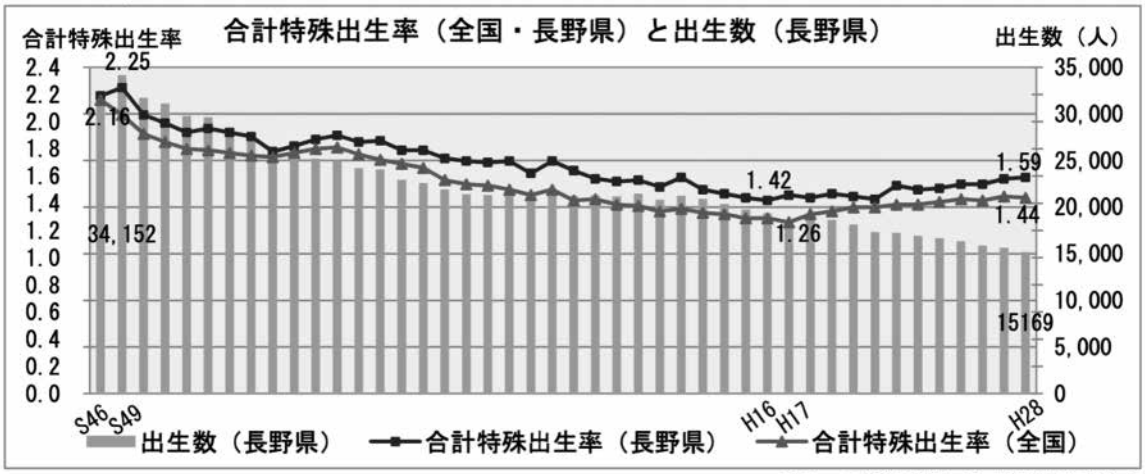


〔人口動態統計（厚生労働省）〕

他方、長野県の総人口は、平成 13 年（2001 年）の約 222 万人をピークとして減少に転じ、平成 27 年（2015 年）には 209 万 9 千人となった。今後も長期にわたって減少傾向が続き、2030 年には一定の政策を講じた場合 191 万 7 千人、特段の政策を講じない場合 185 万 1 千人まで減少すると見込まれている。

また、2100 年には、一定の政策を講じた場合 147 万 4 千人、特段の政策を講じない場合74 万 8 千人まで減少すると見込まれている。

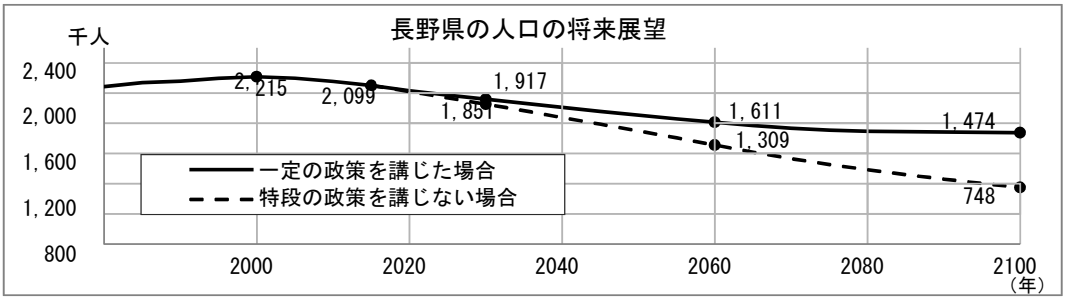

そして、少子化の進行により、特段の政策を講じなければ、2030 年には子どもの人口は 2015 年の約 71%まで減少すると見込まれている。また、平均寿命の伸長と相まって、一定の政策を講じた場合であっても高齢化率は 2030 年に 33.3%に達する一方、年少人口の割合は 12.4%（特段の政策を講じない場合 10.5%）まで減少すると見込まれている。

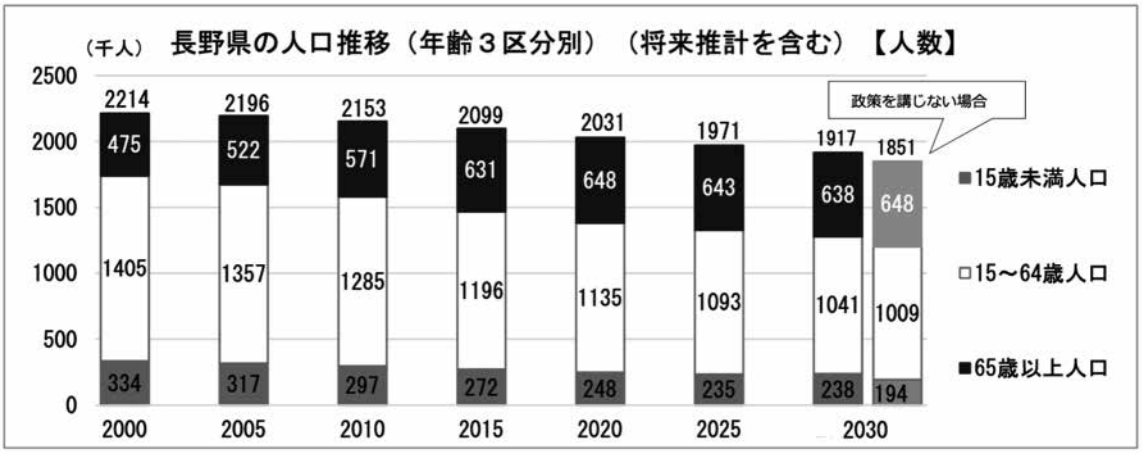


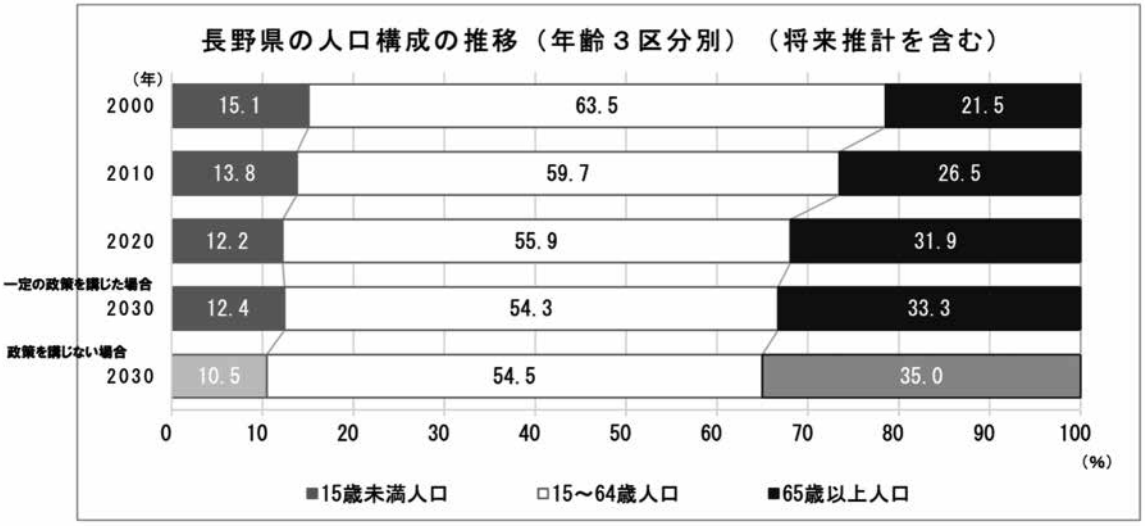


〔2015 年までは国勢調査。2020 年以降は企画振興部推計〕

## ２．若者の就労

生産年齢人口の減少や景気回復に伴い、新卒者に対する求人倍率、就職内定率ともに高い水準を維持している。また、失業率は改善傾向にあるが、他の年齢層と比較して若年層の失業率は高くなっている。

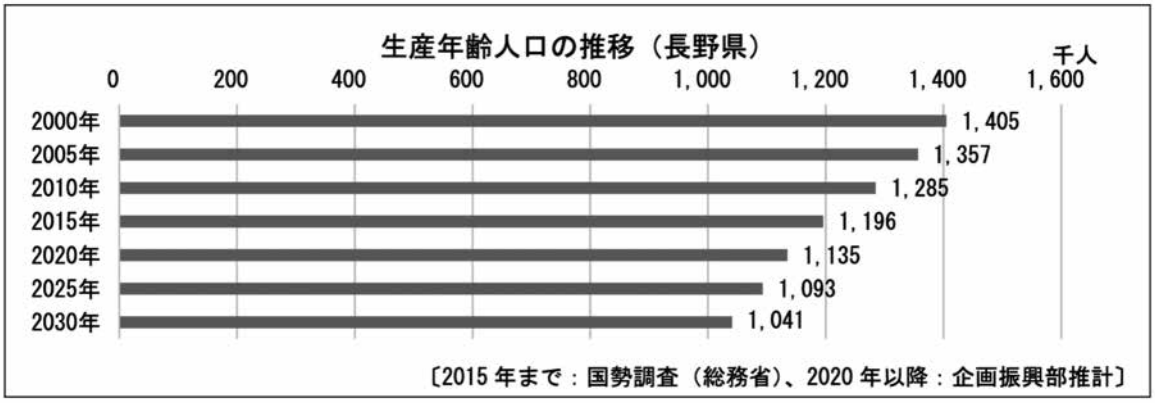


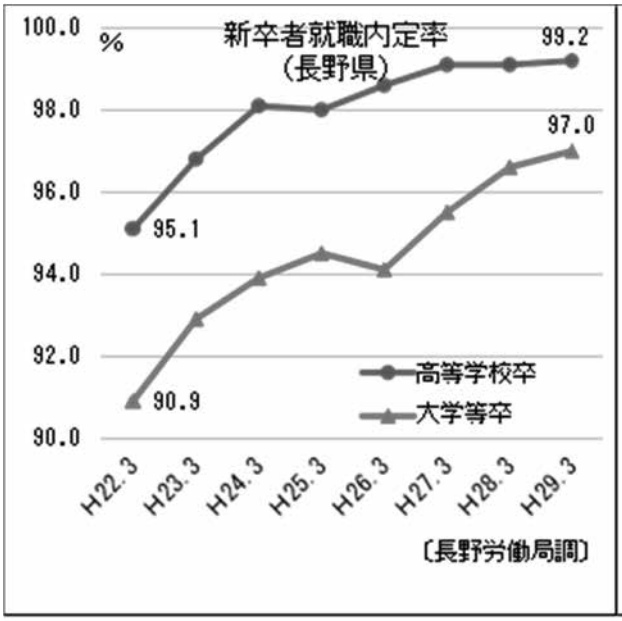


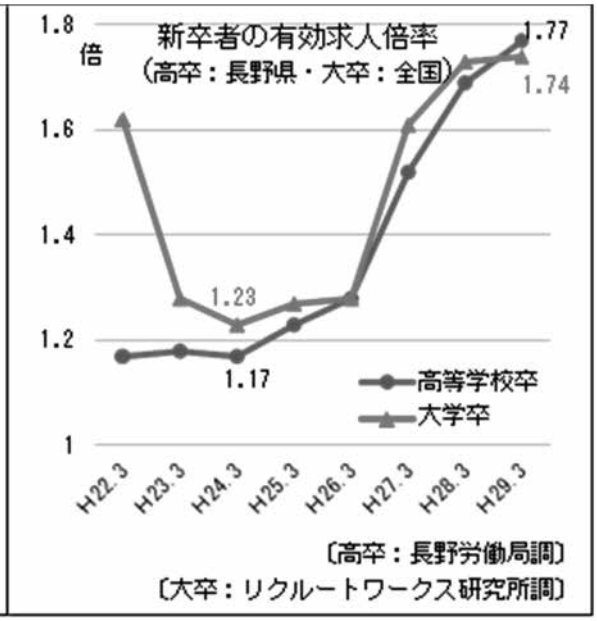


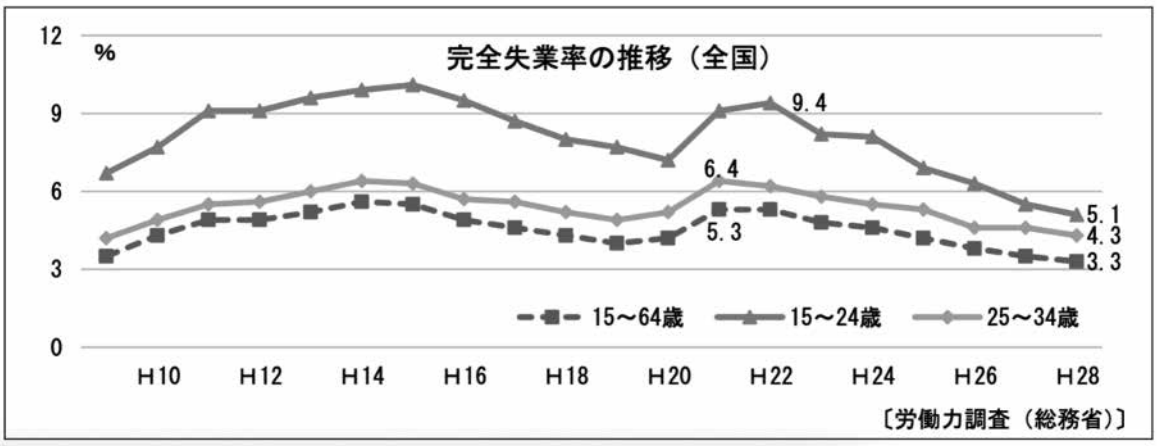


若年の非正規雇用労働者は、全国的に高い水準にある。正社員として働く機会が得られず、非正規雇用で働いている者（不本意非正規）の割合は、25～34 歳の年齢層で高くなっている。また、非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べ、賃金が低い状況である。

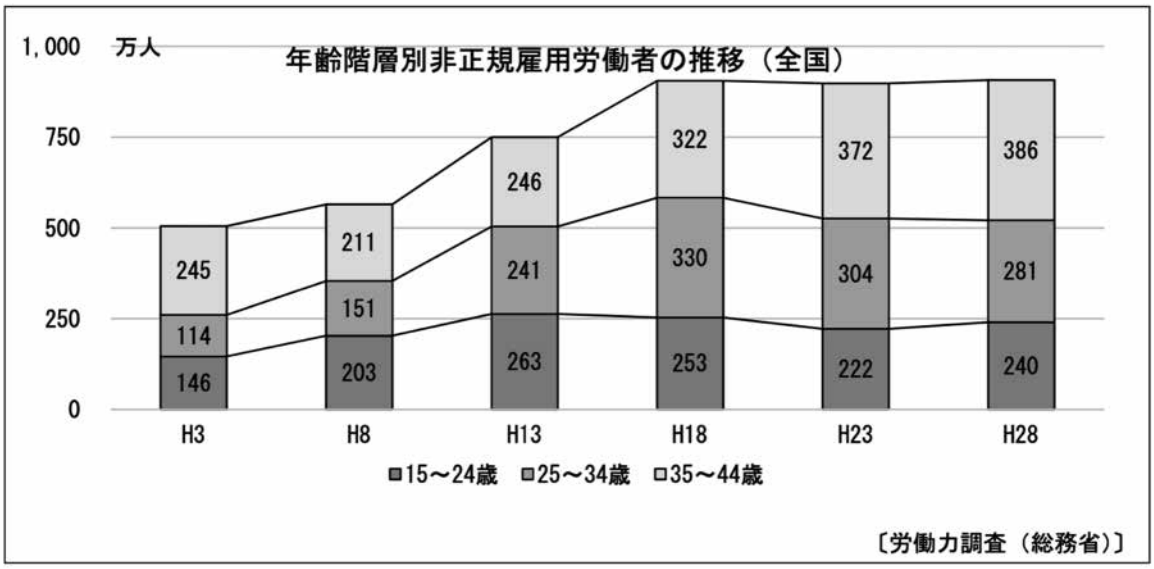


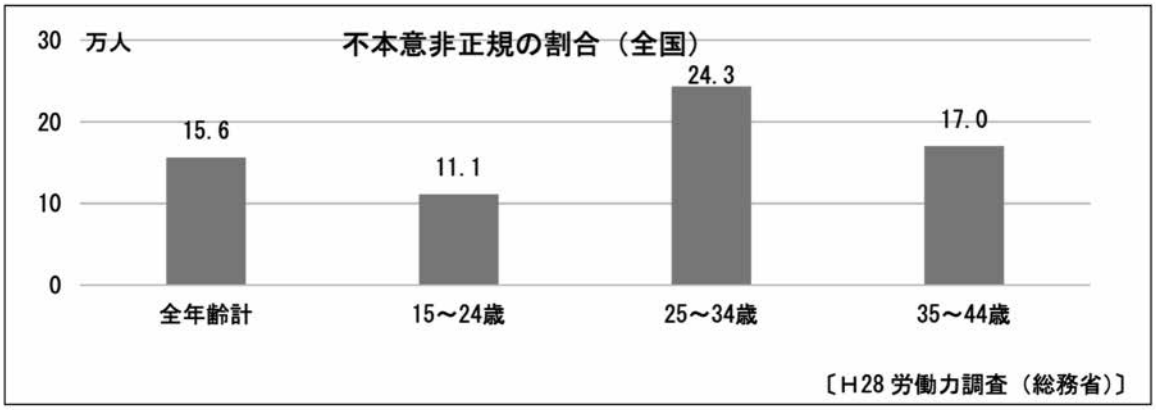


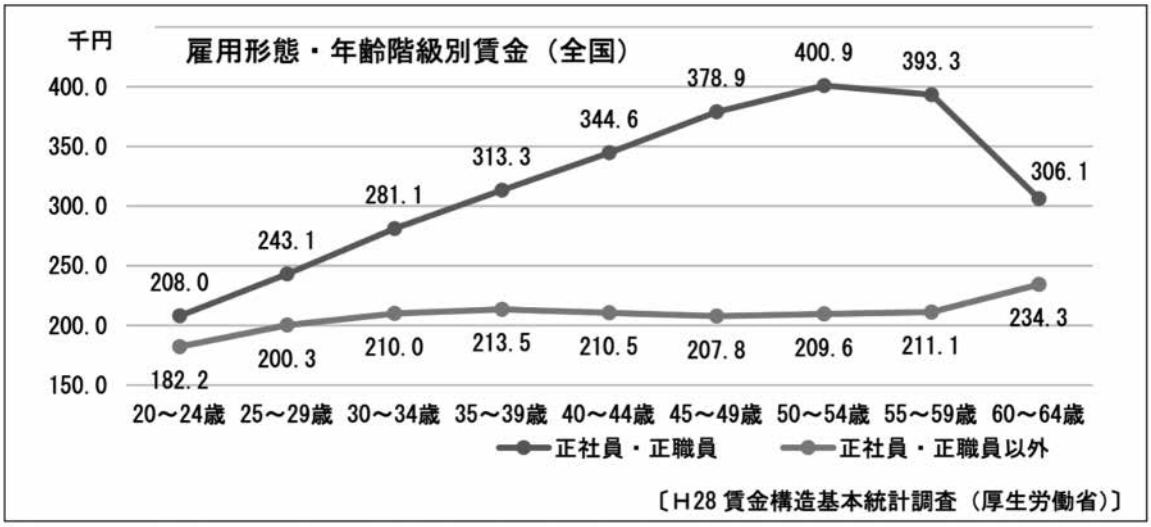


県内の総実労働時間は、景気変動等に伴う所定外労働時間の増減の影響があるものの、概ね横ばいの状況である。

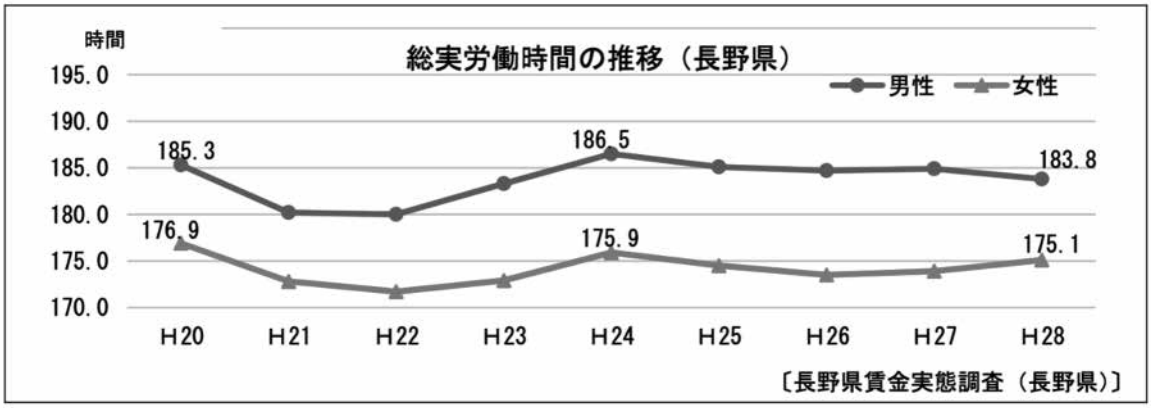


平均月額賃金は、近年横ばい状態で、リーマンショック前の水準を回復していない。

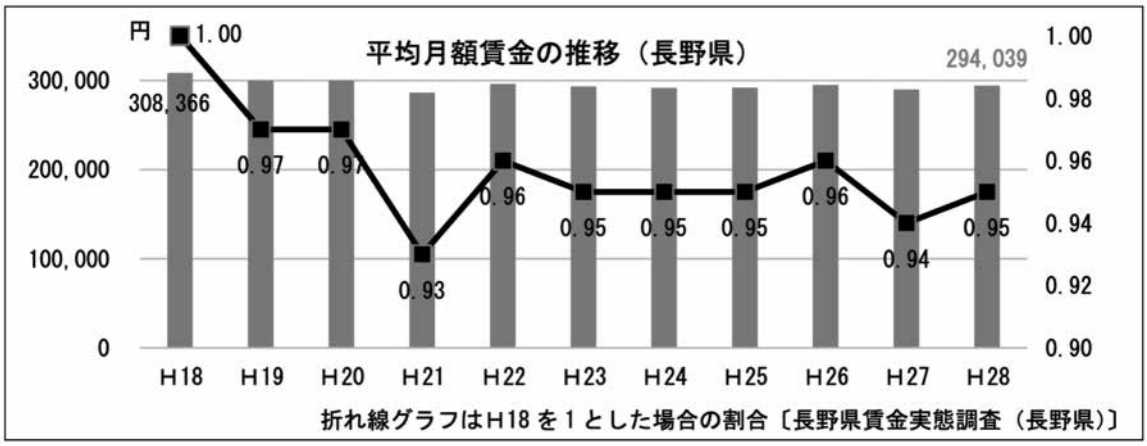


長野県出身の県外大学等への進学者のUターン就職率は、景気回復による雇用情勢の改善に伴い減少傾向にある。また、県内大学卒業者の県内就職率は、比較的高い水準を維持しているが、微減傾向にある。

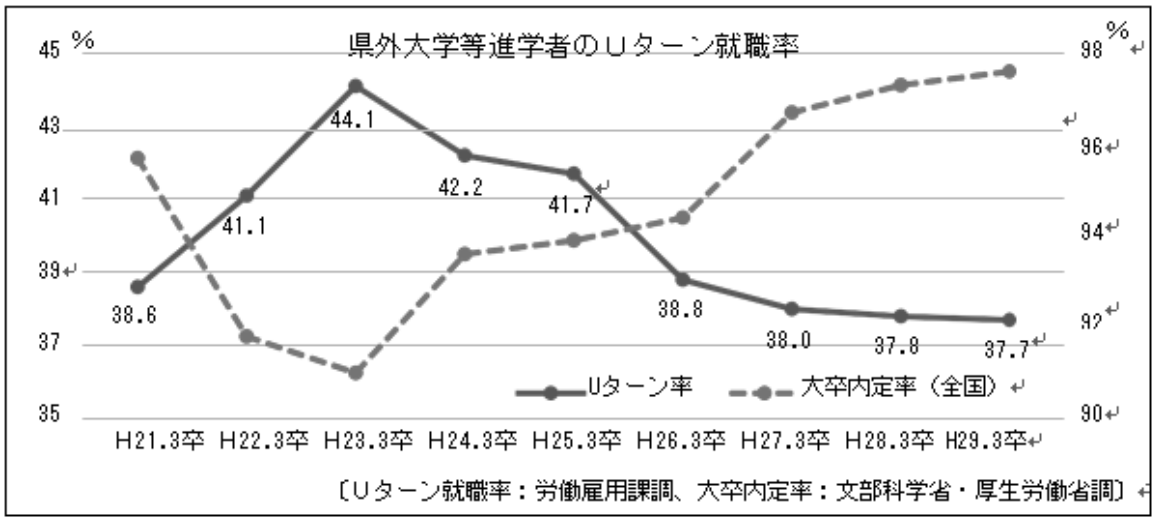

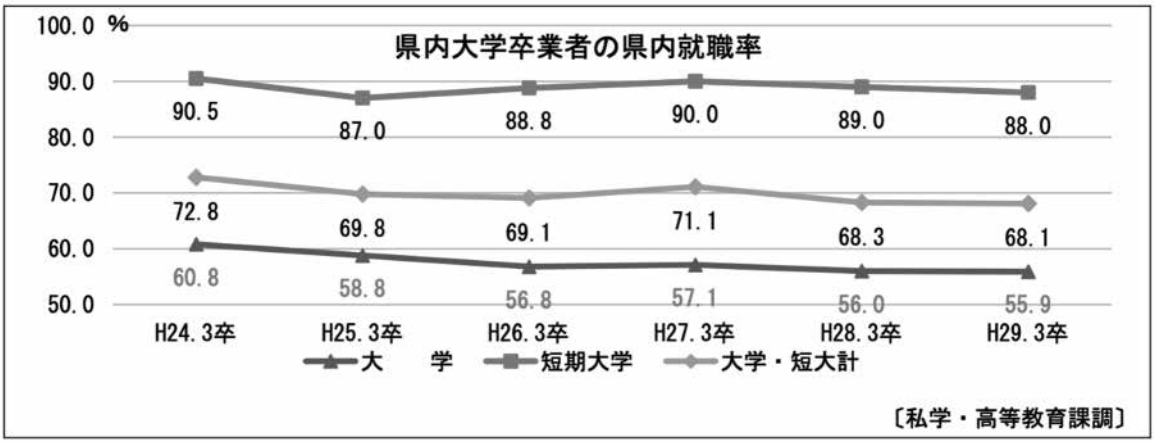


大卒就職者の３～４人に１人が３年以内に離職している。

**新規大学卒業者の３年以内離職率（H25 年３月卒）**

| 全　国 | 長野県 |
|---|---|
| 31.9% | 28.7% |

〔H28 新規学卒者の離職状況（厚生労働省）〕

## ３．女性の就労

長野県における女性の年齢階層別就業率について、20 歳代後半から 30 歳代後半の子育て期の就業率は、平成 17 年と比較して上昇している。(20 歳代後半 5.5 ポイント、30 歳代前半 7.3 ポイント、30 歳代後半 6.2 ポイント上昇)

しかし、30 歳代前半の女性の就業率は、20 歳代後半より 5.9 ポイント減少し、70%を下回っている。いわゆるM字カーブが依然として見られる。

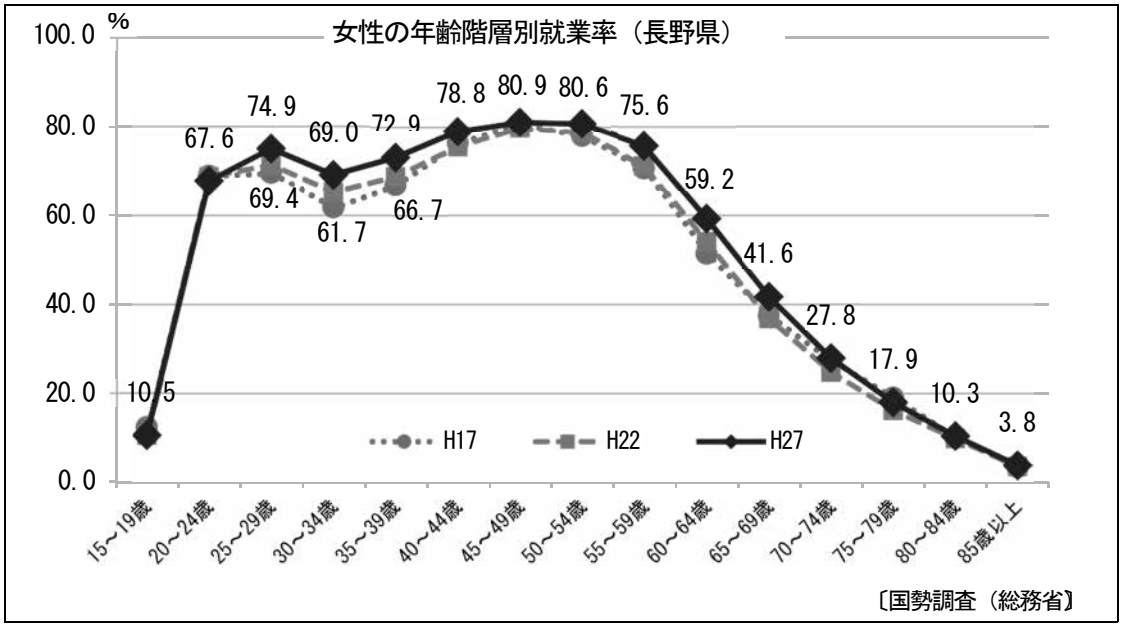

## ４．貧困格差

全国の子どもの貧困率は、平成 27 年に 13.9%となり、平成 24 年より 2.4 ポイント改善したが、７人に１人の子どもが相対的貧困の状況にある。また、世帯構成別に見ると、大人が２人以上の家庭に対し、ひとり親家庭等大人が一人の家庭の相対的貧困率※は約５倍となっている。

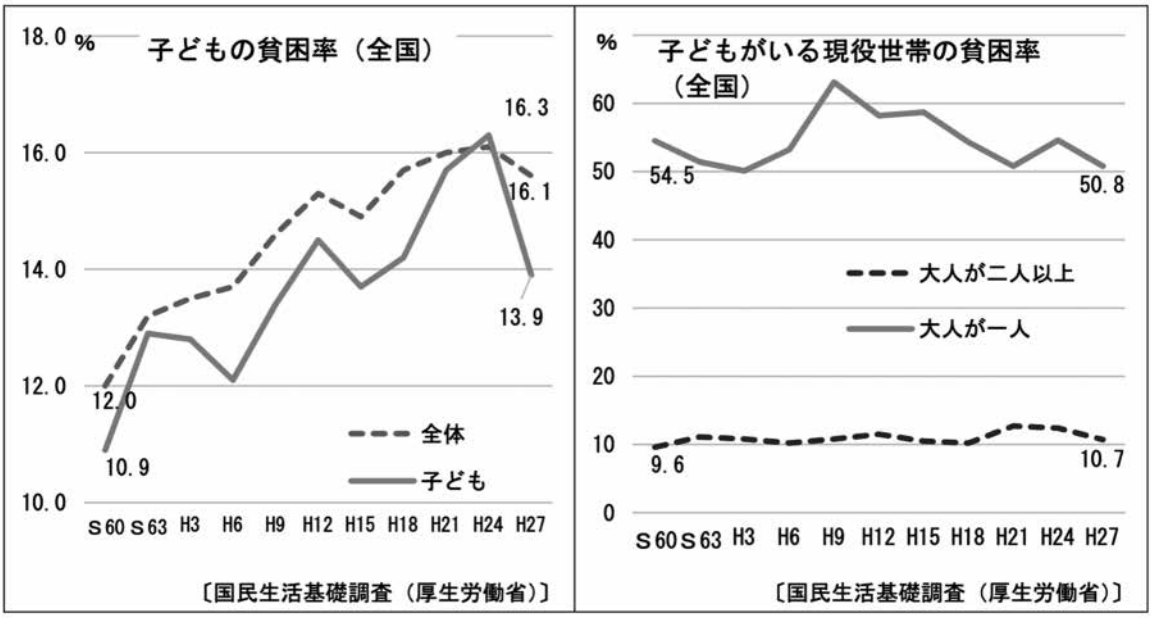


※相対的貧困率：世帯の可処分所得などをもとに子どもを含めて家族一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べた時、真ん中の人の額の半額（貧困線）に満たない人の割合

困窮家庭においては、子育てに困ったり悩んだりしたときに相談できる相手がいない割合が高く、子どもの健康状態がよくないと感じる保護者の割合も高くなっている。

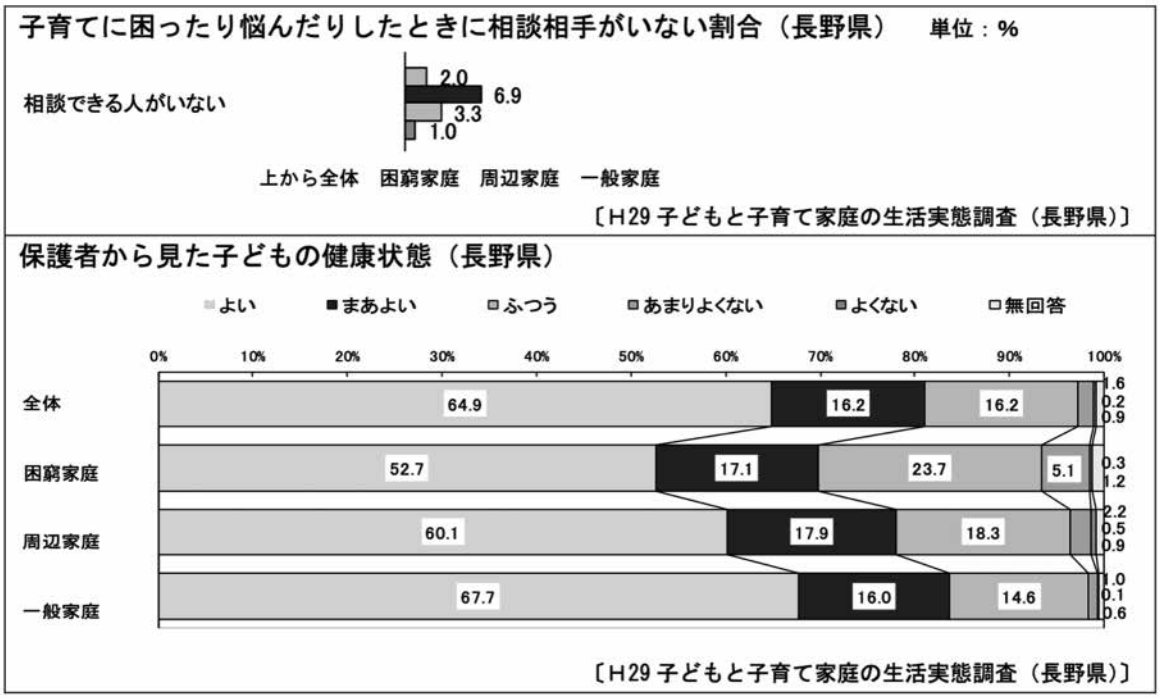


希望する子育て支援サービスについて、困窮家庭においては、一般家庭よりも就学費用の負担軽減を挙げる割合が高くなっている。

※困窮家庭…子供の世帯において、①低所得、②家計の逼迫、③子供の体験や所有物の欠如、のうち、いずれか２つ以上に該当する家庭

※周辺家庭…上記①～③のうち、いずれか１つに該当する家庭

※一般家庭…上記①～③のうち、いずれにも該当しない家庭

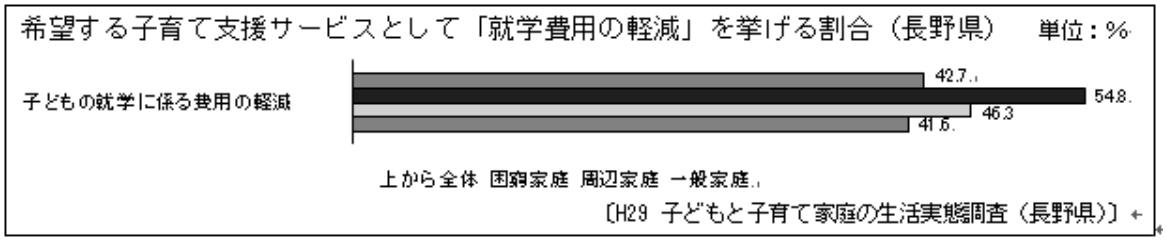


生活保護世帯の子どもや施設・里親に措置された子どもは、大学等の高等教育機関への進学率が全県平均と比較して著しく低い状況にある。また、生活保護世帯では、高校等進学率もやや低い状況である。

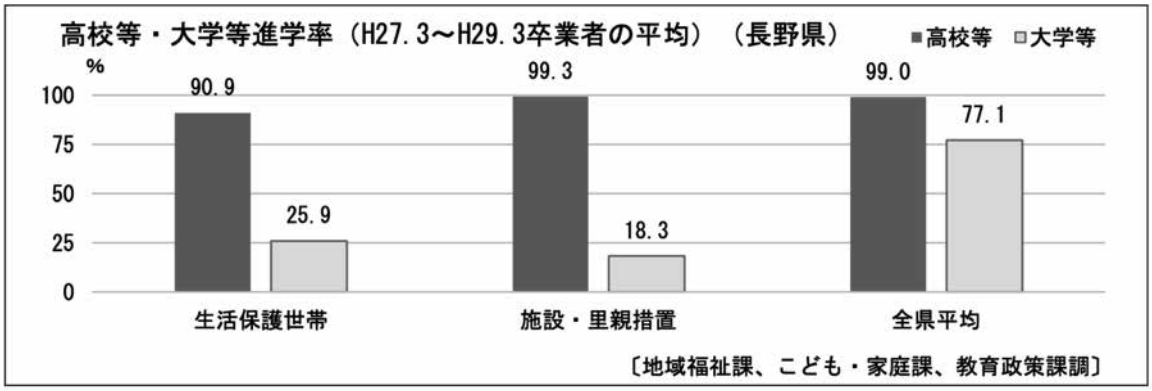


## ５．児童虐待

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は急増しており、5 年前の約 2.5 倍に達している。
また、里親等委託率は、上昇しているが、全国平均（H28:18.3%）には達していない。

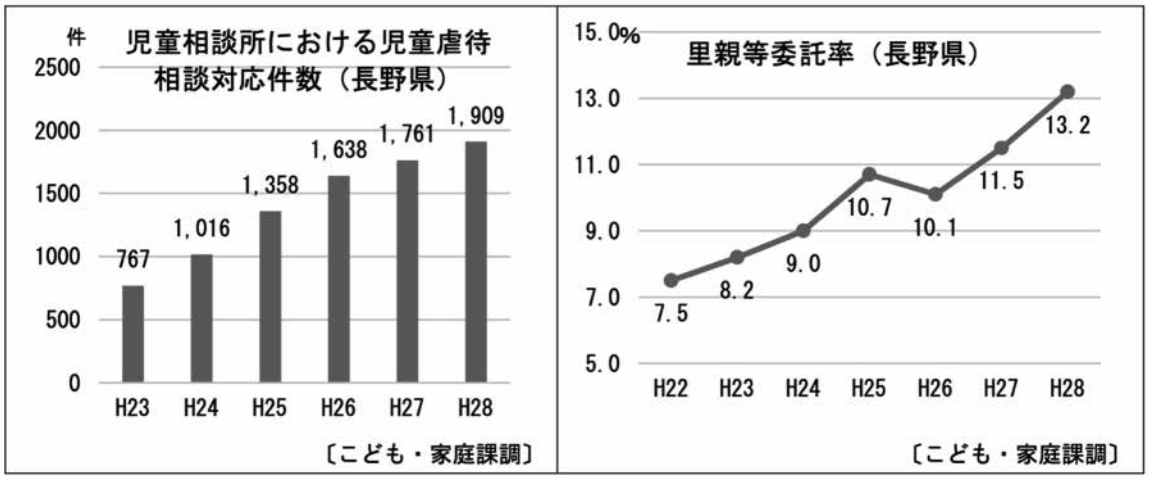


## ６．障がい・発達障がい

障がい児数は、平成 26 年から29 年までの3年間で 4.6%増加している。そのうち精神障がい児は 2.2 倍と大きく増加している。

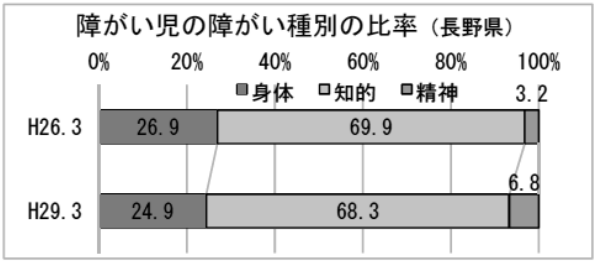


障がい児数の推移（長野県）　単位：人

| 区分 | 身体 | 知的 | 精神 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| H26.3 | 1,423 | 3,699 | 170 | 5,292 |
| H29.3 | 1,379 | 3,777 | 378 | 5,534 |
| 増減 | △44 | 78 | 208 | 242 |

障害者手帳、療育手帳の所持者数（18 歳未満）
〔保健・疾病対策課、障がい者支援課調〕

医師の診断や臨床心理士、児童相談所等の専門機関から発達障がいの判定を受けている児童生徒数（高等学校は医師の診断）の割合は、平成 22 年から平成 29 年の間で小・中学校 2.1倍、高等学校 2.7 倍に増加している。

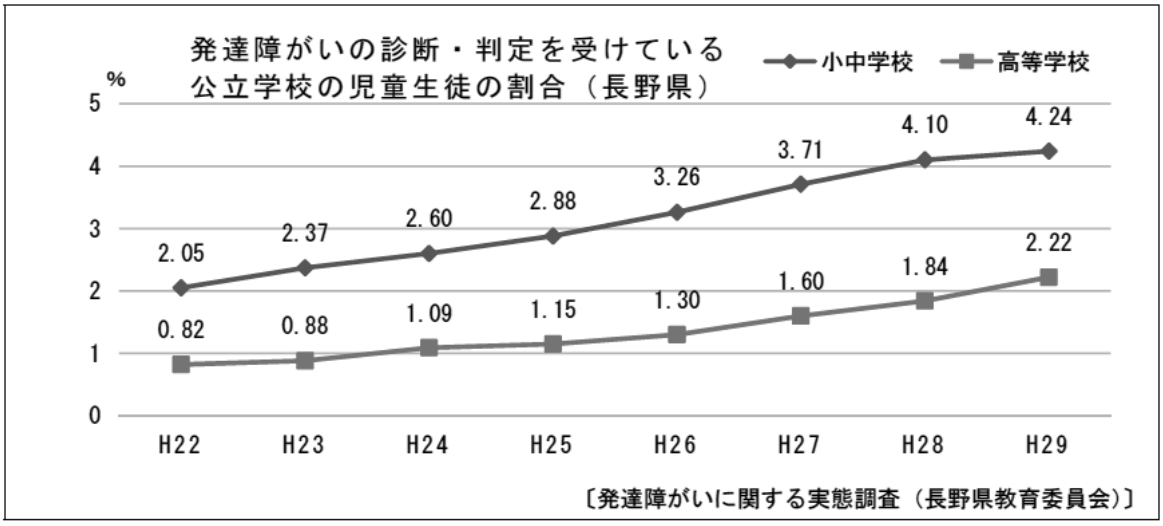
発達障がいの診断・判定を受けている
公立学校の児童生徒の割合（長野県）
小中学校
高等学校
%
5
4
3
2
1
0
2.05
2.37
2.60
2.88
3.26
3.71
4.10
4.24
0.82
0.88
1.09
1.15
1.30
1.60
1.84
2.22
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
〔発達障がいに関する実態調査（長野県教育委員会）〕

## Ⅲ．子ども子育て・若者支援に関する長野県の対応

### １．「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」の公布

以上のような、国の少子化社会対策や子ども・若者育成支援対策、長野県における現状を踏まえ、長野県においても必要な対策を実現するべく、政策の立案・実施が行われてきている。

まず、長野県議会は平成26年6月定例会において、知事提出議案である「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例案」を平成26年7月4日に原案どおり可決し、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」は平成26年7月6日に公布され、即日施行された。

その前文には次のように記載されている。

> 子どもは、社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在である。
>
> 子どもは、一人の人間として、その命や人格が大切にされ、社会の一員として豊かに育つことができるよう、その人権が守られなければならない。
>
> 子どもが、生まれた時から持っている育つ力を発揮して能動的かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく成長していくことができるよう、大人は、子どもの力を信じ、支えていく必要がある。
>
> 長野県には、地域で子どもを大切に育んできた伝統と取組があり、多くの子どもは、大人に見守られながら健やかに成長している。
>
> 一方、人間関係が希薄になり、経済格差が広がるなど社会環境が変化する中で、いじめや虐待の増加等子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、問題を抱え我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。
>
> このような子どもを支援するため、その抱えているつらさ、悩み等に寄り添いつつ、相談に応じ、救済する仕組みが必要である。また、乳幼児期から青年期まで成長段階に応じて継続的に子どもへの支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等様々な領域で、県はもとより、国、市町村、民間団体等が連携協力して、重層的かつ総合的に子ども支援に取り組み、社会全体で子どもの成長をしっかりと見守り、支えなければならない。
>
> ここに、子ども支援に関わる全ての者が連携協力して、子どもと子どもの育ちを支える人を支援することにより、未来を担う子どもの幸せを最大限に尊重し、ひいては全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと育つ地域社会を実現するため、この条例を制定する。

※傍線は監査人記載

### ２．「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定

前計画である「ながの子ども・子育て応援計画」（計画期間：平成 22～26年度）が概ね計画どおりに推移してきたことを受けて、平成27年3月、長野県は「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」（計画期間：平成27～31年度）を策定した。

この「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」は子ども・子育て支援法に基づく計画であり、次世代育成支援対策推進法による都道府県計画の一部を構成している。

そして、その基本目標は、前計画と同様、「みんなで支える子育て安心県」の構築となっている。

## ３．しあわせ信州創造プラン2.0」長野県総合５ヵ年計画の策定

長野県議会は平成 30 年 2 月定例会において、知事提出議案である「長野県総合 5 か年計画の策定について」を平成30年3月 14 日に原案どおり可決した。この「長野県総合5か年計画」には、「しあわせ信州創造プラン 2.0～学びと自治の力で開く新時代～」という副題がつけられており、この計画の対象年度は平成30年度～令和4年度となっている。

その冒頭部分である「はじめに」に「１　計画策定の趣旨」の記載があり、次の記載がある。

> 私たちが生きる現代社会は、第４次産業革命と呼ばれる技術革新が進展し、工業社会、情報社会に続く、超スマート社会に向かって急速に変化しています。日本では、人口減少と少子高齢化、東京圏への人口の一極集中が進み、右肩上がりの経済成長や人口構造を前提とした旧来型の社会システムは、もはや通用しなくなりつつあります。
>
> 私たちを取り巻く環境が大きく加速度的に変化する中にあって、県民の皆様が将来にわたってしあわせに暮らし続けられるようにするためには、豊かな自然や独自の文化、健康長寿などの価値を大切に守り育てながら、先行きが見通せない現状を打破し、新しい時代にふさわしい社会の仕組みを創造していかなければなりません。
>
> この計画は、こうした潮流を的確に捉え、県づくりの方向性を明らかにし、県民の皆様と共有しながら、夢や希望の実現に取り組んでいくために策定するものです。

この記載からもわかるとおり、この「長野県総合5か年計画」は子ども・若者に対象を限定したものではなく、直前の総合5か年計画（対象年度：平成25年度～平成29年度）をうけた、長野県政策運営の基本となる総合計画となっている。

そして、この「長野県総合5か年計画」に関連する87の個別計画のなかに、「長野県子ども・若者支援総合計画」が含まれている。

## ４．「長野県子ども・若者支援総合計画」と「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定

「長野県子ども・若者支援総合計画」は、「長野県総合5か年計画」の個別計画の１つに位置づけられるものであり、その対象年度は平成30年度～令和4年度となっている。

その冒頭部分である「はじめに」には次の記載がある。

> 「長野県子ども・若者支援総合計画」は、「しあわせ信州創造プラン 2.0」の子ども・若者関連施策の個別計画として位置付ける計画で、子ども・若者や子育て世代など県民の皆様との対話や実態調査に基づき、その夢や希望を受け止め、県として初めて子ども・若者施策を横断的かつ一体的にまとめた総合計画です。県民の思いに寄り添いながら安心で希望あふれる社会をつくるという観点から「誰にでも居場所と出番がある県づくり」の子ども・若者分野における具体的な取組をまとめました。

※傍線は監査人記載

「長野県子ども・若者支援総合計画」では、めざしたい姿とその戦略についての記載がある。めざしたい姿の基本目標は「子ども・若者の未来の応援」である。

めざしたい姿についてはさらに３つの項目に分かれている。

１　子どもを産み、育てやすい環境づくり　　－少子化への歯止め－

２　置かれた環境にかかわらず自分の未来を切り拓ける社会づくり

３　子どもたちの生き抜く力を育む

他方、「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」は、国において平成 24 年８月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連３法」が制定され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図ることを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年４月より本格施行されることになったことを受けて、各市町村が定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」の推進を支援するため、長野県が制定したものである。

そして、「長野県子ども・若者支援総合計画」と同様に長野県総合５か年計画」の個別計画の１つに位置づけられるものであり、その対象年度は平成27年度～令和２年度となっている。

その冒頭部分である「はじめに」には次の記載がある。

> いかに社会が変化しようとも、すべての子ども・若者が夢と希望を持って力強く自らの将来を切り拓いていけるようにすること、また、児童虐待、貧困、障がい、発達の特性、いじめ、不登校、ニート※、ひきこもりなど、様々な困難に直面する子ども・若者がいる中で、置かれた環境にかかわらず、様々な困難を乗り越えて挑戦できる社会をつくることが必要です。
>
> この計画の策定に当たっては、「子どもと子育て家庭の生活実態調査」によって、2,300人余りの子どもと 3,500 人余りの保護者の声をお聴きするなど、実態把握を行ったほか、子ども・若者や子育て世代の皆さんなどとの意見交換を行いました。その中で、子どもたちは、それぞれの夢や進学の希望、将来就きたい職業について話してくれました。併せて、「進学したいけれど親の負担が大きくなることが心配」、「いじめや不登校に悩んでいる友達がいる」、「どこに相談していいかわからない」など、親や友達への気遣いや充実してほしい支援等について、生の声を聴かせてくれました。
>
> この計画は、そうした実態把握を踏まえ、市町村と県との合同検討組織、長野県将来世代応援県民会議、庁内の部局横断検討チーム等において検討を重ねながら、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで、切れ目なく次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するための取組をまとめたものです。

※傍線は監査人記載

※ニート（若年無業者）＝15 歳～34 歳の仕事をしていない、また失業者として求職活動をしていない人のうち、家事も通学もしていない人

そして、以上を踏まえ、この「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」においては多数の具体的施策がまとめられている。

## Ⅳ. 監査対象とした事業の概要

県において実施されている子ども子育て・若者支援施策に関連する事業は、多岐にわたり取り組まれている。監査を効果的・効率的に実施するため、監査対象事業は、主に長野県子ども・若者支援総合計画及び長野県子ども・子育て支援事業支援計画において実施されている事業を抽出し監査を実施した。

・次世代サポート課

| 事業名 | 平成30年度決算額（単位：千円） |
|---|---|
| ながの出会い応援プロジェクト（長野県婚活支援センター事業） | 14,619 |
| 子ども・子育て応援事業（長野県将来世代応援県民会議補助事業） | 8,226 |
| 青少年の健全育成事業 | 19,802 |
| 困難を有する子ども・若者支援事業 | 36,548 |
| 発達障がい者支援事業 | 69,017 |
| 官民協働の子どもの居場所「信州こどもカフェ」推進事業 | 4,093 |

・子ども・家庭課

| 事業名 | 平成30年度決算額（単位：千円） |
|---|---|
| 子ども支援センター運営事業 | 10,016 |
| 児童相談所・一時保護所運営事業 | 142,683 |
| 児童家庭支援センター運営事業 | 27,826 |
| 児童虐待・ＤＶ24時間ホットライン | 11,241 |
| 家庭福祉相談事業 | 24,912 |
| 子どもの生活・学習支援事業 | 1,854 |
| 児童養護施設等環境改善事業 | 486 |
| 保育専門相談員設置事業 | 22,330 |
| 施設型給付費補助事業 | 2,388,657 |
| 多子世帯保育料減免事業 | 276,890 |
| 子育て支援総合助成金事業 | 100,283 |
| 子ども・子育て支援事業 | 1,324,081 |
| 親と子のいきいき講座事業 | 1,717 |
| 職業能力開発事業 | 27,795 |
| 就業・自立支援センター事業 | 13,027 |
| 児童館等施設整備事業 | 52,966 |

・私学振興課

| 事業名 | 平成 30 年度決算額（単位：千円） |
|---|---|
| 私立学校教育振興費補助金 | 6,155,217 |
| 認定こども園等への支援 | 605,364 |
| 私立高等学校等の保護者負担軽減のための支援事業 | 2,070,336 |
| 私学財団等への支援（退職資金等） | 311,442 |
| 事務費等 | 20,627 |

・高等教育振興課

| 事業名 | 平成 30 年度決算額（単位：千円） |
|---|---|
| 公立大学法人長野県立大学関連事業<br>公立大学法人総務費 | 435 |
| 公立大学法人長野県立大学関連事業<br>公立大学法人運営費交付金 | 1,255,072 |
| 長野県立大学施設整備事業 | 246,007 |
| 信州高等教育支援センター運営事業 | 5,241 |
| 信州で学ぼう！魅力発信事業<br>　LINE での情報発信 | 3,111 |
| 信州で学ぼう！魅力発信事業<br>SNS での情報発信 | 594 |
| 信州で学ぼう！魅力発信事業<br>パンフレットの配布 | 376 |
| 信州で学ぼう！大学発信事業補助金 | 1,000 |
| 大学生海外インターンシップ支援事業 | 1,482 |
| 清泉女学院大学看護学部設置事業補助金 | 415,550 |
| 長野保健医療大学看護学部設置事業補助金 | 300,000 |
| その他経費<br>宗教法人事務嘱託員<br>高等教育参与<br>高等教育コンソーシアム信州特別会員負担金<br>事務費 | <br>2,263<br>50<br>100<br>1,182 |

・健康福祉政策課

| 事業名 | 平成 30 年度決算額（単位：千円） |
|---|---|
| 福祉医療費給付事業<br>　福祉医療費給付事業補助金 | 4,304,563 |

・地域福祉課

| 事業名 | 平成30年度決算額（単位：千円） |
|---|---|
| 信州パーソナル・サポート事業（自立相談支援事業） | 97,816 |
| 信州パーソナル・サポート事業（住居確保給付金） | 143 |
| 信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援事業） | 29,900 |
| 信州パーソナル・サポート事業（家計相談支援事業） | 13,187 |
| 信州パーソナル・サポート事業（一時生活支援事業） | 474 |
| 信州パーソナル・サポート事業（生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業） | 4,890 |
| 信州パーソナル・サポート事業（支援人材等育成事業） | 740 |
| 信州パーソナル・サポート事業（生活困窮者の「絆」再生等事業） | 3,300 |
| 被保護者就労支援事業 | 12,071 |
| 生活福祉資金貸付事業 | 40,492 |

・保健・疾病対策課

| 事業名 | 平成30年度決算額（単位：千円） |
|---|---|
| 周産期医療対策事業（周産期医療連絡調整協議会） | 409 |
| 小児初期救急医療体制整備事業 | 30,791 |
| 信州母子保健推進センター事業 | 3,902 |
| 母子保健推進事業 | 3,530 |
| 心身障害発生予防事業 | 52,219 |
| 母子医療給付事業 | 316,986 |

・障がい者支援課

| 事業名 | 平成30年度決算額（単位：千円） |
|---|---|
| 障がい児（者）地域療育等支援事業 | 124,809 |
| 信州あいサポート運動推進事業 | 8,987 |
| 障害児施設給付費等支弁事業<br>障害児通所施設給付費 | 951,135 |
| 社会福祉施設等整備事業<br>入所及び日中系サービス施設等の創設及び大規模修繕 | 172,023 |
| 障がい者虐待防止対策支援事業 | 710 |
| 特別児童扶養手当給付事業 | 15,330 |

・労働雇用課

| 事業名 | 平成 30 年度決算額（単位：千円） |
|---|---|
| ジョブカフェ信州運営事業 | 53,699 |
| 信州正社員チャレンジ応援事業 | 20,862 |
| 就職困難者のための就職サポート事業 | 13,354 |
| 多様な働き方普及促進事業 | 27,297 |
| はたらく女性応援プロジェクト事業 | 35,889 |
| IT 活用による新たな働き方普及事業 | 15,276 |

・現地機関

| 事業名 | 平成 30 年度決算額（単位：千円） |
|---|---|
| 中央児童相談所<br>松本児童相談所<br>児童相談所広域支援センター | 142,683 |
| 松本あさひ学園 | 197,711 |
| 信濃学園 | 271,331 |

## Ⅴ. 監査対象機関の概要

（組織図）

監査対象とした各部署の組織体制は、次のとおりである。

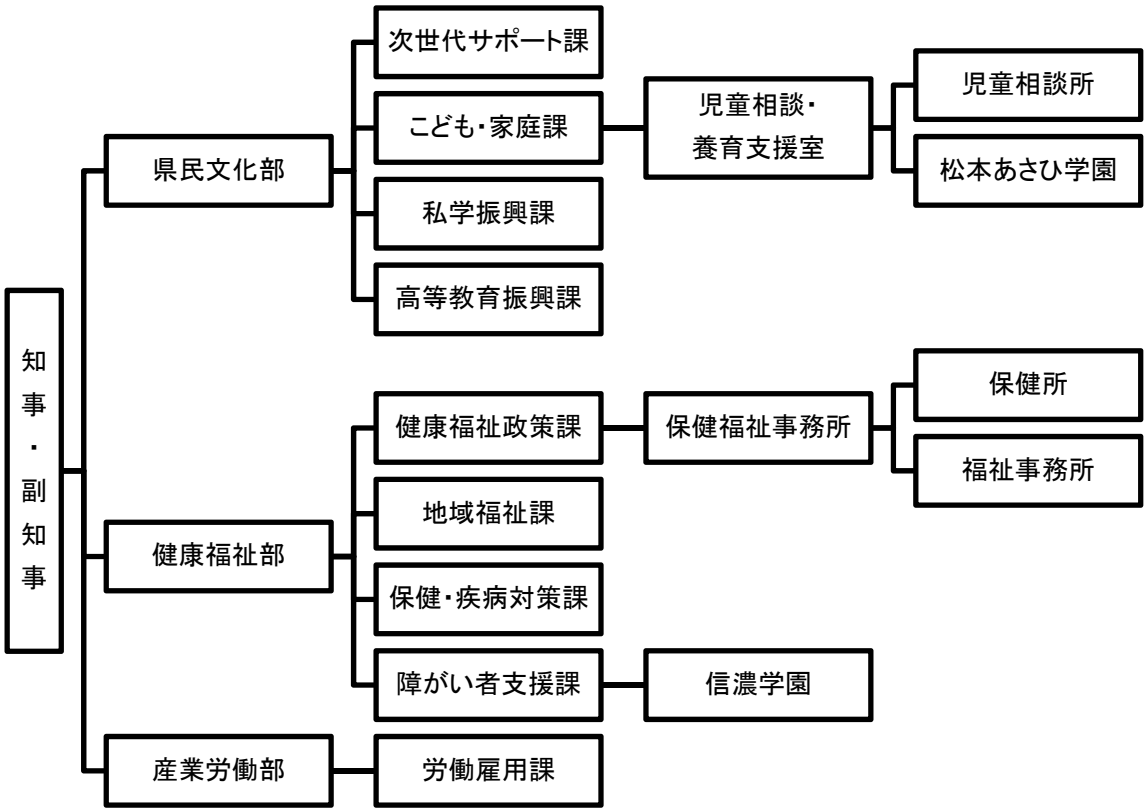


（出典：長野県ホームページより監査人作成）

## １．次世代サポート課の概要

次世代サポート課は、次の各号に掲げる事務をつかさどるとしている。（長野県組織規則第 14 条の 7）

①子ども・若者の育成支援その他の次世代育成支援及び少子化対策に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。

②結婚の支援に関すること。

③青少年の育成及び保護に関すること。

④困難を有する子ども・若者の支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

⑤子ども・若者育成支援推進本部及び青少年問題協議会の庶務に関すること。

これらの事務は、以下に記載するそれぞれの係で対応している。

○子ども・若者施策の総合的な推進、少子化対策・結婚支援を担当する次世代企画係

○青少年健全育成、子どもを性被害から守るための取り組み、青少年のインターネット適正利用の促進、信州こどもカフェに関することを担当する青少年育成係

○困難を有する子ども・若者支援、発達障がい者支援対策協議会に関することを担当する次世代支援係

## ２．こども・家庭課の概要

こども・家庭課は、次の各号に掲げる事務をつかさどるとしている。（長野県組織規則第 14 条の 8 第 1 項）

①児童福祉に関すること（児童扶養手当に関することに限る。）。

②社会福祉法人（保育に関するものに限る。）に関すること。

③母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。

④子ども・子育て支援に関すること。

⑤社会福祉審議会（子育て支援専門分科会に限る。）及び幼保連携型認定こども園審議会の庶務に関すること。

また、こども・家庭課に、児童相談・養育支援室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせるとしている（長野県組織規則第 14 条の 8 第 2 項）。

①児童福祉に関すること（児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関することを除く。）。

②社会福祉法人（児童の福祉（保育に関するものを除く。）並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉に関するものに限る。）に関すること。

③要保護女子の保護更生並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。

④社会福祉審議会（児童福祉専門分科会に限る。）の庶務に関すること。

⑤児童相談所、松本あさひ学園（児童心理治療施設）、波田学院（児童自立支援施設）及び女性相談センターに関すること。

さらに、こども・家庭課に子ども支援センターを付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる

としている（長野県組織規則第 14 条の 8 第 3 項）。
①子どもに関する各般の問題についての相談に関すること。
②子ども支援委員会の庶務に関すること。

## ３．私学振興課の概要

私学振興課は、次の各号に掲げる事務をつかさどるとしている。（長野県組織規則第 14 条の 9）
①私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
②宗教法人に関すること。
③私立学校審議会の庶務に関すること。

## ４．高等教育振興課の概要

高等教育振興課は、次の各号に掲げる事務をつかさどるとしている。（長野県組織規則第 14 条の 10）
①高等教育（他の所管に属するものを除く。）の振興に関すること。
②公立大学法人長野県立大学に関すること。
③公立大学法人長野県立大学評価委員会の庶務に関すること。

## ５．健康福祉政策課の概要

健康福祉政策課は、福祉・衛生行政の政策調整に関する業務、健康福祉部の人事・予算に関する業務 、医療費助成に関する業務、県立病院機構との連携に関する業務を担当し、次の各号に掲げる事務をつかさどるとしている。（長野県組織規則第 15 条）
①健康福祉部の人事、予算の編成及び執行その他庶務に関すること。
②衛生行政及び福祉行政に係る調査、企画及び調整に関すること。
③社会福祉法人（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
④乳幼児、障害者、母子家庭の母子及び父子家庭の父子の医療費の給付に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑤地方独立行政法人長野県立病院機構に関すること。
⑥社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会及び子育て支援専門分科会を除く。）及び地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の庶務に関すること。
⑦保健福祉事務所、保健所及び福祉事務所に関すること。
⑧健康福祉部内の他課の所管に属さないこと。

## ６．地域福祉課の概要

地域福祉課は、次の各号に掲げる事務をつかさどるとしている。（長野県組織規則第 15 条の 3）
①総合的な地域ケアの確立に係る調査、企画及び調整に関すること。
②民生委員に関すること。

③福祉のまちづくりに関すること（建築物及び路外駐車場に関することを除く。）。
④社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づく社会福祉に関すること。
⑤社会福祉法人（生活保護及び授産に関するものに限る。）に関すること。
⑥福祉を担う人材の確保及び養成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑦福祉サービスに関する相談及び助言に関すること。
⑧再犯の防止等の推進に関すること。
⑨生活保護に関すること。
⑩生活困窮者の自立支援に関すること。
⑪行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
⑫未帰還者、その留守家族、引揚者等の援護に関すること。
⑬死没者の公報、遺骨、遺留品、弔慰料に関すること。
⑭旧軍人、軍属等の恩給等に関すること。
⑮戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
⑯戦没者の叙位及び叙勲に関すること。
⑰原子爆弾被爆者の援護に関すること。
⑱社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導及び監査に関すること（保育所及び幼保連携型認定こども園の設置運営に係るものを除く。）。
⑲福祉サービスの評価に関すること。
⑳福祉大学校及び社会福祉総合センターに関すること。

## ７．保健・疾病対策課の概要

保健・疾病対策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどるとしている。（長野県組織規則第 16 条の 2）

①生活習慣病に関すること。
②難病その他の特殊な疾病に関すること。
③生活環境に起因する健康障害に関すること。
④母子保健及び歯科保健に関すること。
⑤歯科衛生士の養成に関すること。
⑥感染症に関すること。
⑦精神保健に関すること。
⑧指定難病審査会、小児慢性特定疾病審査会及び地方精神保健福祉審議会の庶務に関すること。
⑨公衆衛生専門学校及び精神保健福祉センターに関すること。

これらの事務は、以下に記載するそれぞれの係で対応している。

○母子保健事業、信州母子保健推進センター、先天性代謝異常等検査、思春期保健、不妊相談・特定不妊治療費助成、小児医療、周産期医療、歯科保健、歯科衛生士養成を担当する母子・歯科保健係
○がん対策、難病対策、難病相談支援センター、小児慢性特定疾病、骨髄バンク、アレルギー疾患

対策を担当するガン・疾病対策係

○感染症、新型インフルエンザ対策、結核、エイズ・性感染症、ウイルス肝炎、予防接種、ハンセン病を担当する感染症対策係

○精神疾患、自殺対策、発達障がい、精神科病院、精神通院医療、精神障がい者保健福祉手帳、精神科救急情報センターを担当する心の健康支援係

今回の包括外部監査においては、母子・歯科保健係が担当する業務のうち歯科保健に関する業務を除いたものの中から、監査対象事業を抽出して監査を実施した。

## ８．障がい者支援課の概要

障がい者支援課は、障がい者の地域生活支援に関する業務、障がい福祉サービス事業者の指定に関する業務、障がい者の各種手当に関する業務、障がい者(児)施設の整備・運営支援に関する業務、障がい者の就労支援に関する業務、障がい者スポーツの振興に関する業務を担当し、次の各号に掲げる事務をつかさどるとしている。(長野県組織規則第 17 条)

①身体障害者の福祉に関すること。

②知的障害者の福祉に関すること。

③精神障害者の福祉に関すること。

④社会福祉法人(身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関するものに限る。)に関すること。

⑤心身障害者扶養共済制度に関すること。

⑥障害者の自立支援及び地域生活への移行の推進に関すること。

⑦障がい者施策推進協議会、障害者介護給付費等不服審査会及び障害児通所給付費等不服審査会の庶務に関すること。

⑧信濃学園（障害児入所施設)、県立総合リハビリテーションセンター、西駒郷（障害者支援施設）及び障がい者福祉センターに関すること。

## ９．労働雇用課の概要

こども・家庭課は、次の各号に掲げる事務をつかさどるとしている。(長野県組織規則第 30 条の 2 第 1 項)

①労働組合の組織運営及び活動の指導に関すること。

②労働関係の調整及び労働協約に関すること。

③労働に関する啓発及び教育に関すること。

④労働者の福祉に関すること。

⑤労働情報に関すること。

⑥労働統計調査に関すること。

⑦労働金庫に関すること。

⑧雇用対策の推進に関すること。

⑨労働問題審議会の庶務に関すること。

⑩労政事務所、戸倉野外趣味活動センター及び若年者就業サポートセンターに関すること。

これらの事務については、以下に記載するそれぞれの係で対応している。

それぞれの係は、仕事と家庭両立支援、労働相談、労働教育講座、勤労者福祉など労働環境の整備促進を行労働環境係、安定した労使関係の推進及び労働に関する調査を行うため労働組合、労働に関する統計調査を行う調査情報係、障がい者・母子家庭の母など就業が困難な方に対する無料の職業紹介、若者の就業支援を行っている雇用対策係から構成される。

# 第3　監査結果の総評

## Ⅰ．主な監査の結果・意見

県は、国の少子化社会対策・子ども若者育成支援対策を受け、また、長野県における現状を踏まえ、長野県においても必要な対策を実現するべく、政策の立案・実施を行っている。

「長野県子ども・若者支援総合計画」は、県で初めて子ども・若者施策を横断的かつ一体的にまとめた総合計画であり、しあわせ信州創造プラン2.0の「誰にでも居場所と出番がある県づくり」の子ども・若者分野における具体的な取組をまとめたものである。

「長野県子ども・若者支援総合計画」では、めざしたい姿とその戦略についての記載がある。めざしたい姿の基本目標は「子ども・若者の未来の応援」である。

めざしたい姿についてはさらに3つの項目に分かれている。

1　子どもを産み、育てやすい環境づくりー少子化への歯止めー
2　置かれた環境にかかわらず自分の未来を切り拓ける社会づくり
3　子どもたちの生き抜く力を育む

他方、「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」は、国において平成 24 年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図ることを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年4月より施行されることになったことを受けて、各市町村が定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」の推進を支援するため、長野県が制定したものである。

以下にこれらに関連する主要施策及び財務事務が、長野県子ども・若者支援総合計画及び長野県子ども・子育て支援事業支援計画の目標を実現するよう経済的・効率的・効果的に執行さているかという観点から行った主な監査の結果・意見を記述した。

また、「Ⅱ．監査結果（指摘）及び監査の意見一覧」において監査の結果（指摘）・意見の項目数と監査の結果（指摘）・意見の概要を記載し、「第４監査の結果・意見」で所管課別に監査の結果・意見を記述している。

### （総括意見1）市町村及び関係諸団体との更なる連携・協働について

長野県は、南北に長く、山に囲まれた広大な県土の中に、盆地や谷ごと、都市部と山間部が近接して地域が形成されており、それぞれ独自の文化が育まれ自主自立の県民性が醸成された特性を持っている。県内の市町村数は、市19町23村35の計77であり、他の都道府県と比較しても多数となっている。各市町村は地域性や財政状況など抱えている固有の実情があるなかで、子ども子育て・若者の関連施策・事業の取り組みを行っている。

また、子ども子育て・若者支援事業は、多くの委託事業及び補助事業を社会福祉法人、市町村の社会福祉協議会、NPOなどで取り組まれている。

県は、市町村の子ども子育て・若者の関連施策の取り組み状況を把握するため、現在取り取り組んでいる各事業の情報収集や市町村との情報共有を行っているとのことである。市町村が実施主体として実施されている事業の実情を把握・分析し、事業の実施状況の実態を把握することにより、事業を推進するため具体的にどのような施策が有効かなどを検討することが必要である。

さらに県は、事業を行うにあたりより深く関与して、市町村の自立性を尊重しながら適切な役割分担を図りつつ、また、社会福祉法人、市町村の社会福祉協議会、NPO など関係諸団体との更なる連携・協働することにより事業の推進を図ることが望まれる。

下記の事業は、今般の包括外部監査において監査対象とした事業のうち、市町村及び関係諸団体との更なる連携・協働があるならば、より事業の推進が図られると思料する。

・施設型給付費補助事業
（意見９）県内の待機児童について
・子ども・子育て支援事業
（意見 10）放課後児童健全育成事業について
・児童館等施設整備事業
（意見 11）児童館の設置状況について
・信州パーソナル・サポート事業（家計相談支援事業）
（意見 18）家計相談支援員の配置センター及び他の事業との協業について
・信州パーソナル・サポート事業（生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業）
（意見 19）変更契約額の減額幅について（事業周知の必要性）
・ジョブカフェ信州運営事業
（意見 24）長野分室の在り方について
・児童相談所・一時保護所運営事業（中央児童相談所・松本児童相談所・児童相談所広域支援センター）
（意見 30）要保護児童対策地域協議会について

児童福祉法第十一条

第十一条　都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
一　第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
二　児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
イ　各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
ロ　児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
―途中省略―
２　都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。
―以下省略―

子ども子育て支援法第三条

| |
|---|
| 第三条　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。<br>一　子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。<br>二　子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。<br>三　子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。<br>２　都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。<br>３　国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。 |

**（総括意見2）事務事業の実施における「チェックリスト」などの整備・運用について**

子ども子育て・若者支援事業では、市町村が主体として実施されるため委託事業や補助事業に関する事務事業が数多くある。また、市町村だけでなく、社会福祉法人、NPO、社会福祉協議会、民間企業など各種団体に事業を委託するか、補助金の交付をすることによって実施されている事業もある。

事務事業の執行処理過程において、各種書類の作成及び確認並びに承認作業などが相当の事務量になっており、県の事務担当職員にとっては、他の業務も兼務している中で煩雑な確認等の事務作業は大きな負担なっていると考えられる。

委託事業については、委託理由に合理性はあるか、委託料の算定方法は適正か、委託料は業務の内容に対し適正な水準か、委託先では業務コストの削減努力が行われているかなどのチェック項目がある。また、補助事業については、補助金の申請、決定、交付の手続、補助金額の算定、交付時期、実績報告、精算が要綱などに準拠しているかなどのチェック項目がある。

収支予算書及び収支報告書並びに決算報告書の内容などの確認事項としては、見積書及び提案書の内容と大きく相違することはないか、県の積算した金額と比較しその差異は合理的な理由があるか、収支報告書や決算報告書の記載区分が相違していないか、対象経費ではない費用が計上されていないか、支出していない経費が含まれていないかなどのチェック項目がある。さらに、収支予算書と収支報告書や決算報告書を区分ごとに比較して、ある程度の増減があれば質問し内容を確認する必要がある。

このように業務処理における作業量が、増大し複雑化しているなかで、所管する部署によっては、正確に事務処理を遂行するために、チュック表を所管課で自ら作成し使用しており、確認作業に利用しているとのことである。

「チェックリスト」や「業務マニュアル」を作成し運用することで、確認事項が効率的・網羅的に確認されるため単純な事務処理の誤りがある程度未然に防止される。事務担当職員は、判断を要する事項や算定方法の検証作業に注力できるであろう。さらに、事務の引き継ぎにも有用な手法であり、費用低減の効果も期待される。県の多大なる事務処理の負担を軽減し、効率化を図るために「チェックリスト」及び「業務マニュアル」などを作成し運用することを検討することが望ましい。

以下は、今般の包括外部監査における監査対象の所管課別結果及び意見であり、「チェックリスト」または「業務マニュアル」を作成し運用することで効率的・網羅的に事務処理が可能となると思料する。

・困難を有する子ども・若者支援事業
（結果１）子ども・若者支援の担い手育成事業における補助金額の算定について
・発達障がい者支援事業
（結果２）市町村発達障がい者支援体制強化事業における実績報告書の記載漏れについて
・社会福祉施設等整備事業（入所及び日中系サービス施設等の創設及び大規模修繕）
（結果３）補助事業者からの報告書入手漏れについて
・多様な働き方普及促進事業
（結果４）中小企業における長時間労働削減支援事業の成果の把握及び分析について
・児童家庭支援センター運営事業
（意見４）収支決算書の内容について
（意見５）里親等への支援について
・信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援事業）
（意見 17）予算と決算額について（収支精算書のチェック機能）
・心身障害発生予防事業
（意見 20）業務完了報告書の検証について
・障害児施設給付費等支弁事業-障害児通所施設給付費
（意見 22）事業費の重要な増減分析及びモニタリング方法について
・松本あさひ学園運営事業
（意見 32）備品の現物と台帳の照合について

参考：地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（たたき台）
〔平成 30 年 7 月 27 日地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会〕

平成 29 年に地方自治法が改正され、監査制度の充実強化及び地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直し等とともに地方公共団体の内部統制制度が令和 2 年 4 月から導入されることになっている。地方自治体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで事務の適正な執行を確保することであるとされている。地方公共団体においては、すでに団体ごとの特性に応じて様々な形で事務の適正な執行の確保に努めており、一定の内部統制が存在していると考えられているが、内部統

制の基本的な枠組みに基づき、既存の取組を整理し、必要に応じて改善又は是正を図ることで、地方公共団体の組織目的をより確実に達成することが可能になるとされている。その内部統制の目的は以下の４つとされ

・業務の効率的かつ効果的な遂行
・財務報告等の信頼性の確保
・業務に関わる法令等の遵守
・資産の保全

それぞれ固有の目的ではあるが、お互いに独立して存在するものではなく、相互に密接に関連しているものである。

**（総括意見3）長野県子ども子育て・若者支援の更なる推進について**

「長野県子ども・若者支援総合計画」などで計画されている各事務事業を推進するために、情報を収集し取りまとめる総合的横断的に推進する組織の構築または組織横断的に事務を所管する所管課が必要と考える。

これまでも各事業の進捗状況等については、それぞれの所管課に委ねられている。所管する部署において、実施されている事業の取組みや進捗管理の状況、実施されている事業の連携、成果評価等は把握されている。ただし、全体的に現状を把握し事業推進の情報を収集し検討はされていないであろう。

「長野県子ども・若者支援総合計画」を策定した次世代サポート課は、下記の長野県組織規則第 14 条の 7 の規定にあるように「子ども・若者支援その他次世代育成支援及び少子化対策に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること」をつかさどるとある。次世代サポート課は、これまでも各事業の所管課より情報を収集しその情報の共有を行い、適時適切に事業が実施されているかを把握しているとのことである。次世代サポート課は、PDCA サイクルを遂行する組織体制を整備することにより、実施されている事業をさらに組織横断的に全体的を把握し、「長野県子ども・若者支援総合計画」などの各事業を長期的に推進していくことが望ましいと考える。

（次世代サポート課の概要）

長野県組織規則第 14 条の 7

①子ども・若者の育成支援その他の次世代育成支援及び少子化対策に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
②結婚の支援に関すること。
③青少年の育成及び保護に関すること。
④困難を有する子ども・若者の支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
⑤子ども・若者育成支援推進本部及び青少年問題協議会の庶務に関すること。

## Ⅱ.「監査の結果（指摘）」及び「監査の意見」一覧

### １．監査の結果（指摘）・意見の項目数

| 監査対象項目 | 結果（指摘） | 意見 |
|---|---|---|
| Ⅰ．次世代サポート課 | 2 | 3 |
| Ⅱ．こども・家庭課 | — | 8 |
| Ⅲ．私学振興課 | — | 2 |
| Ⅳ．高等教育振興課 | — | 2 |
| Ⅴ．健康福祉政策課 | — | — |
| Ⅵ．地域福祉課 | — | 4 |
| Ⅶ．保健・疾病対策課 | — | 1 |
| Ⅷ．障がい者支援課 | 1 | 2 |
| Ⅸ．労働雇用課 | 1 | 4 |
| Ⅹ．現地機関 | — | 11 |
| | 4 | 37 |

「監査の結果」とは、今後、県において何らかの措置が必要であると認められる事項であり、「指摘」として記載している。主に、合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、有効性、効率性及び経済性の観点からの結論も含まれる。

「監査の意見」とは、「監査の結果」には該当しないが、有効性、効率性及び経済性の観点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、県がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待する事項をいう。

## ２．「監査の結果（指摘）」・「監査の意見」の概要

| 内　　容 | 区分 結果 | 区分 意見 | 頁 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ．次世代サポート課に関する結果及び意見 | | | |
| １．ながの出会い応援プロジェクト（長野県婚活支援センター事業）<br>委託業務における業務完了報告書について（意見 1） | | ○ | P41 |
| ２．青少年の健全育成事業<br>成果指標の設定について（意見 2） | | ○ | P47 |
| ３．困難を有する子ども・若者支援事業<br>子ども・若者支援の担い手育成事業における補助金額の算定について（結果 1） | ○ | | P54 |
| ４．発達障がい者支援事業<br>①市町村発達障がい者支援体制強化事業における実績報告書の記載漏れについて（結果 2）<br>②長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業における事業費の配分について（意見 3） | ○ | ○ | P61 |
| Ⅱ．こども・家庭課に関する結果及び意見 | | | |
| １．児童家庭支援センター運営事業<br>①収支決算書の内容について（意見 4）<br>②里親等への支援について（意見 5） | | ○ | P68<br>P70 |
| ２．家庭福祉相談事業<br>母子・父子自立支援員及び女性相談員の委嘱について（意見 6） | | ○ | P72 |
| ３．児童養護施設等環境改善事業<br>①里親委託について（意見 7）<br>②里親委託とファミリーホームの推進について（意見 8） | | ○ | P78<br>P79 |
| ４．施設型給付費補助事業<br>県内の待機児童について（意見 9） | | ○ | P84 |
| ５．子ども・子育て支援事業<br>放課後児童健全育成事業について（意見 10） | | ○ | P89 |
| ６．児童館等施設整備事業<br>児童館の設置状況について（意見 11） | | ○ | P92 |
| Ⅲ．私学振興課に関する結果及び意見 | | | |
| １．私立高等学校等の保護者負担軽減のための支援事業<br>①私立高等学校授業料等軽減事業補助金の交付手続き及び時期の見直しについて（意見 12）<br>②成果指標を上げるための助言注視の必要性について（意見 13） | | ○ | P102 |

| 内　　容 | 区分 結果 | 区分 意見 | 頁 |
|---|---|---|---|
| Ⅳ．高等教育振興課に関する結果及び意見 | | | |
| １．公立大学法人長野県立大学関連事業　運営費交付金<br>予算策定の精緻化について（意見 14） | | ○ | P108 |
| ２．信州で学ぼう！魅力発信事業<br>事業の効果という観点からの見直しの必要性について（意見 15） | | ○ | P115 |
| Ⅵ．地域福祉課に関する結果及び意見 | | | |
| １．信州パーソナル・サポート事業（自立支援相談事業）<br>センター別ノウハウの共有について（意見 16） | | ○ | P122 |
| ２．信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援事業）<br>予算と決算額について（収支精算書のチェック機能）（意見 17） | | ○ | P125 |
| ３．信州パーソナル・サポート事業（家計相談支援事業）<br>家計相談支援員の配置センター及び他の事業との協業について（意見 18） | | ○ | P128 |
| ４．信州パーソナル・サポート事業（生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業）<br>変更契約額の減額幅について（事業周知の必要性）（意見 19） | | ○ | P131 |
| Ⅶ．保健疾病対策課に関する結果及び結果 | | | |
| １．心身障害発生予防事業<br>業務完了報告書の検証について（意見 20） | | ○ | P137 |
| Ⅷ．障がい者支援課に関する結果及び意見 | | | |
| １．障がい児（者）地域療育等支援事業<br>療養コーディネーターの設置事業における契約額について（意見 21） | | ○ | P142 |
| ２．障害児施設給付費等支弁事業障害児通所施設給付費<br>事業費の重要な増減分析及びモニタリング方法について（意見 22） | | ○ | P145 |
| ３．社会福祉施設等整備事業入所及び日中系サービス施設等の創設及び大規模修繕<br>補助事業者からの報告書入手漏れについて（結果 3） | ○ | | P147 |
| Ⅸ．労働雇用課に関する結果及び意見 | | | |
| １．ジョブカフェ信州運営事業<br>①ジョブカフェ信州利用者の就職率のデータの採り方について（意見 23）<br>②長野分室の在り方について（意見 24） | | ○ | P151<br>P152 |
| ２．信州正社員チャレンジ応援事業<br>事業の効率性及び成果指標について（意見 25） | | ○ | P154 |

| 内　　容 | 区分 結果 | 区分 意見 | 頁 |
|---|---|---|---|
| ３．就職困難者のための就職サポート事業<br>事業を担当する行政嘱託員について（意見 26） | | ○ | P157 |
| ４．多様な働き方普及促進事業<br>中小企業における長時間労働削減支援事業の成果の把握及び分析について（結果 4） | ○ | | P160 |
| Ｘ．現地機関 | | | |
| １．中央児童相談所・松本児童相談所・児童相談所広域支援センター<br>①児童福祉司の配置について（意見 27）<br>②児童心理司の配置について（意見 28）<br>③業務の効率化について（意見 29）<br>④要保護児童対策地域協議会について（意見 30） | | ○ | P171<br>P173<br>P174<br>P176 |
| ２．松本あさひ学園<br>①インターネットバンキングの使用に関するルールの明確化について（意見 31）<br>②備品の現物と台帳の照合について（意見 32）<br>③寄付受けした和太鼓の管理について（意見 33）<br>④寄付金の受け入れについて（意見 34） | | ○ | P179<br>P180<br>P181 |
| ３．信濃学園<br>①今後の施設のあり方について（意見 35）<br>②未使用備品について（意見 36）<br>③指定修繕委託料について（意見 37） | | ○ | P186<br>P187 |

# 第4　監査の結果及び意見

## Ⅰ．次世代サポート課

### 監査対象とした事業と結果・意見の有無

次世代サポート課が行う事業のうち、監査対象とした事業とその事業に対する結果・意見の有無は次表のとおりである。

（単位：千円）

| No. | 事業名 | 決算額 | 事業の概要 | 結果 | 意見 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ながの出会い応援プロジェクト（長野県婚活支援センター事業） | 14,619 | 長野県婚活支援センターが実施する結婚支援体制の強化、地域による応援の促進、企業の結婚支援の促進、若者のライフデザイン形成により、オール信州で結婚支援を促進する。 | 無 | 有 |
| 2 | 子ども・子育て応援事業（長野県将来世代応援県民会議補助事業） | 8,226 | 結婚、子ども・子育て家庭を支援する県民の取り組みを推進する事業を行う長野県将来世代応援県民会議に対して補助金を交付。 | 無 | 無 |
| 3 | 青少年の健全育成事業 | 19,802 | ○青少年問題協議会開催事業<br>子ども・若者支援に関する総合的な計画及び子どもを性被害から守るための取り組みについて審議。<br>○健全な社会環境づくり事業<br>子ども・若者育成支援推進本部による県民運動の推進、子どもを性被害から守るための啓発物品を作成し、周知啓発を行う。<br>○長野県将来世代応援県民会議（青少年育成事業）補助事業<br>青少年健全育成事業運動を行う長野県将来世代応援県民会議に対して補助金を交付。<br>○チャイルドライン支援事業<br>18 歳までの子どもがかける相談電話「チャイルドライン」の活動を支援することで、県内の子どもたちの声に寄り添える体制を強化する。 | 無 | 有 |

| No. | 事業名 | 決算額 | 事業の概要 | 結果 | 意見 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4 | 困難を有する子ども・若者支援事業 | 36,548 | ○子ども・若者育成支援地域協議会事業<br>社会生活上の困難を有する子ども・若者への支援を円滑に行うため、子ども・若者支援地域協議会を運営。<br>○困難を有する子ども・若者の社会的自立支援事業<br>社会生活上の困難を有する子ども・若者に対して訪問相談や居場所提供を実施する団体を助成することで団体を育成し、県内の子ども・若者支援体制の強化を図る。<br>○子どもの個性を伸ばす教育研究モデル事業<br>発達障がいなど認知特性に偏りがみられる児童生徒を対象にした教育相談の支援及び個性を伸ばすための教育手法等について検討を行う。 | 有 | 無 |
| 5 | 発達障がい者支援事業 | 69,017 | ○長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業<br>10 圏域に発達障がいサポート・マネージャーを配置し、一貫した支援体制を構築。<br>○市町村発達障がい者支援体制強化事業<br>10 圏域 12 名の市町村サポート・コーチが、年代や分野を超えて支援者が情報を共有するツールを普及。<br>○発達障がい者支援センター事業<br>家族同士の相談にあたるペアレント・メンター養成研修等の開催や、「発達障がい支援のための資源ハンドブック」の改訂版作成等を行う。 | 有 | 有 |
| 6 | 官民協働の子どもの居場所「信州こどもカフェ」推進事業 | 4,093 | 信州こどもカフェの運営の担い手となる人材の発掘・育成のための研修等を実施。 | 無 | 無 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

## 1. ながの出会い応援プロジェクト（長野県婚活支援センター事業）

### （1）概要

#### ①事業の概要

「長野県子ども・若者支援総合計画」によれば、「子どもを産み、育てやすい環境づくり」の施策として、「長野県婚活支援センターを中心として、多様な出会いの機会を創出するとともに、結婚しやすい環境づくりを推進することで、県内の結婚支援を総合的に促進」することとしている。長野県婚活支援センター（愛称：ハピナビオフィス）は、「オール信州」で結婚支援を推進するための拠点として、平成28年10月に開所した。専任職員による市町村・企業・ボランティア等の結婚支援のコーディネート、支援力・情報発信の強化を図っている。

ながの出会い応援プロジェクト（長野県婚活支援センター事業）は、個人の問題とされていた結婚も子育て同様社会全体の問題ととらえ、県民が一体となり積極的に支援することで少子化傾向の改善を図る事業である。

#### ②業務内容

ながの出会い応援プロジェクト（長野県婚活支援センター事業）においては、結婚支援体制の強化、地域による応援の促進、企業の結婚支援の促進、若者のライフデザイン形成の4つの取り組みを実施している。それぞれの内容は次のとおりである。

表　長野県における結婚支援の取り組み

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 結婚支援体制の強化 | 公的結婚相談所のサポート、マッチングシステムの普及促進、市町村の結婚支援事業への援助、結婚支援担当者研修 |
| 地域による応援の促進 | 婚活サポーターの養成・活動支援、婚活応援団（民間による支援）、サポーターのレベルアップ研修、未婚の子を持つ親向けの支援 |
| 企業の結婚支援の促進 | 社内婚活サポーターの設置促進：㈱アサヒエージェンシーに委託<br>企業・異業種間交流：長野商工会議所に補助金交付 |
| 若者のライフデザイン形成 | 大学生向けのライフデザイン教育：㈱manmaに委託 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

#### ③事業費の推移

ながの出会い応援プロジェクト（長野県婚活支援センター事業）の事業費は、結婚支援体制の強化、地域による応援の促進、企業の結婚支援の促進、若者のライフデザイン形成の4つの取り組みに大別される。それぞれの事業費の推移は次のとおりである。

表　事業費の推移　（単位：千円）

| 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 結婚支援体制の強化 | － | 14,783 | 11,157 | 11,121 |
| 地域による応援の促進 | 3,973 | 3,423 | 2,289 | 399 |

| 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 企業の結婚支援の促進 | － | 3,670 | 5,509 | 2,020 |
| 若者のライフデザイン形成 | － | － | － | 1,077 |
| 計 | 3,973 | 21,876 | 18,955 | 14,619 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

平成28年度においては、「地域による応援の促進」にかかる事業費の一部が「結婚支援体制の強化」に含まれている。

④成果指標

ながの出会い応援プロジェクト（長野県婚活支援センター事業）において県が設定している成果指標は、次のとおりである。

表　成果指標

| 成果指標 | H29年度 | H30年度 | |
|---|---|---|---|
| | 実績 | 目標 | 実績 |
| 県と市町村等の結婚支援事業による婚姻件数 | 219件 | 272件 | 202件 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

ながの出会い応援プロジェクト（長野県婚活支援センター事業）は、長野県婚活支援センターを拠点にオール信州で取り組む事業のため、県の実績だけでなく市町村実績もあわせて目標値としている。

平成30年度の実績は、目標未達となり、また平成29年度の実績を下回る結果となった。現行のマッチングシステムの利便性と機能性を向上させ、マッチングシステム利用率の向上と成婚率の向上をめざしていく。

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①委託業務における業務完了報告書について（意見1）

大学生のライフデザインカレッジ事業における業務内容は、大学生向けのライフデザインセミナーの実施及び啓発冊子の作成であり、㈱manmaに業務委託して実施している。当該業務において受託者は、事業に要する経費を見込んで計画書を県に提出し、県は予算の範囲内で委託料を決定して委託契約書を締結している。業務完了時には、受託者は定められた様式による業務完了報告書を県に提出

することが委託契約書に定められており、これにしたがって提出されている。しかしながら、業務完了報告書の様式によれば、業務を実施した際に実際に要した経費について報告することは求められていない。

また、企業の結婚支援促進事業における企業トップセミナー開催業務は、企業のトップセミナーの企画・運営・広報が業務内容となっており、㈱アサヒエージェンシーに委託している。当該業務において受託者は、費用実績の内訳を添付して業務完了報告書を提出しているものの、県が求める業務完了報告書の様式には、業務を実施した際に実際に要した経費について報告することは求められていない。

県が実施する委託事業については、「長野県財務規則」第 150 条により給付の検査を実施している。

（給付の検査）

第 150 条　知事又は予算執行者は、次の各号のいずれかに掲げる理由が生じたときは、契約人から納品書その他の当該契約に基づく給付の完了を示す書類（以下「納品書等」という。）を徴するとともに、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。ただし、知事又は予算執行者が特に必要がないと認める場合は、納品書等を徴さないことができる。

（1）契約人が給付を完了したとき。

（2）給付の完了前にでき高に応じ対価の一部を支払う必要があるとき。

（3）物件の一部の納入があつたとき又は契約による給付の一部を使用しようとするとき。

2　前項の規定による検査を行う者（以下「検査職員」という。）は、契約書、設計図書、納品書等その他の関係書類に基づき、又は必要に応じて、当該契約に係る監督職員の立ち会いを求めて、当該給付の内容、数量等について検査をしなければならない。

3　前項の場合において、検査職員は、特に必要があるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。

4　検査職員は、前3項の規定による検査の結果、契約の履行に不備があると認めるときは、契約人に必要な処置をすることを求めなければならない。

委託契約は、県が実施する事業について、その業務を受託者に委託するものである。県の事業であるからには、予算と実績を比較して金額の側面からも業務を評価し、翌年度以降の業務を効率的かつ効果的なものとすることが重要であると考えられる。特にセミナー実施が業務内容である場合には、形のある成果物がなく、県は実施内容とともに支出額を把握して委託した業務が適切に実施されたかを検証すべきであると思われる。

セミナー実施を業務内容とする委託事業においては、受託者が事業の実績とあわせて経費の実績も県に報告し、県が予算と実績を比較することで事業の評価をより的確なものとすることができるよう、委託事業における業務完了報告書の様式について見直しを検討していくことが望ましい。

## 2. 青少年の健全育成事業

### (1)概要

#### ①事業の概要

子ども・若者を取り巻く環境は近年急激に変化し、子どもの性被害やいじめなどインターネット・スマートフォンに起因する青少年に関する様々な問題が発生している。青少年の健全育成事業は、長野県青少年問題協議会の開催、長野県将来世代応援県民会議への補助、チャイルドライン推進協議会への補助などを実施することで、長野県のすべての子ども・若者が健やかに育つことができることをめざす事業である。

#### ②業務内容

青少年の健全育成事業においては、青少年問題協議会開催事業、健全な社会環境づくり事業、長野県将来世代応援県民会議補助事業、チャイルドライン支援事業の4つの事業を実施している。

##### 1)青少年問題協議会開催事業

長野県青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法（昭和28年7月25日法律第83号）及び長野県青少年問題協議会条例（昭和29年9月17日条例第46号）に基づき設置されたものである。地方青少年問題協議会法第2条によれば、地方青少年問題協議会は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること、その適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることとされている。

表　長野県青少年問題協議会の概要

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 設立 | 昭和28年9月17日 |
| 所掌事務 | ○青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること<br>○青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること<br>○上記2つの事項に関し、知事及び県内の関係行政機関に対し、意見を述べることができる |
| 組織 | ○会長　　1名<br>○委員　　15名以内 |

（出典:地方青少年問題協議会法及び長野県青少年問題協議会条例より監査人作成）

平成30年度は、子ども・若者支援に関する総合的な計画及び子どもを性被害から守るための取り組み等について審議した。

表　平成 30 年度における長野県少年問題協議会の議事内容

| 開催日 | 内容 |
|---|---|
| 平成 30 年 6 月 14 日 | ○子どもの性被害の状況について<br>○子どもの貧困対策について |
| 平成 31 年 3 月 20 日 | ○子どもの自殺対策について<br>○青少年のインターネットの適正利用の推進について |

（出典：県提供資料より監査人作成）

2）健全な社会環境づくり事業

健全な社会環境づくり事業は、長野県子どもを性被害から守るための条例（平成 28 年 7 月 7 日条例第 31 号）及び青少年に有害な社会環境排除県民運動推進要綱に基づき実施される事業である。長野県子どもを性被害から守るための条例第 1 条によれば、この条例は、子どもの性被害が、その心身に重大な影響を及ぼすものであり、かつ、その被害を生じさせる行為が、子どもの尊厳を害するものであることに鑑み、子どもを性被害から守るための取組に関し、基本理念を定め、及び県等の責務を明らかにするとともに、性被害の予防、性被害を受けた子どもの支援等に関する基本的施策及び必要な規制を定めることにより、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成 26 年長野県条例第 32 号）と相まって、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進し、もって子どもの尊厳を保持し、及び健やかな成長を支援することを目的としている。

この条例に基づき、関係団体と連携し、地域での巡回運動や啓発運動を行い青少年の健全育成及び子どもの性被害防止に向けてより良い環境をつくり「青少年は地域からはぐくむ」を実現するために実施される事業である。具体的には、県内における事業説明、啓発用物品の作成を行い、周知啓発を図った。

3）長野県将来世代応援県民会議（青少年育成事業）補助事業

長野県将来世代応援県民会議は、「長野県青少年育成県民会議」と「ながの子ども・子育て応援県民会議」を発展的に統合し、平成 29 年 6 月 12 日をもって新たに設立された。長野県の将来を担う子ども・若者（以下「将来世代」という。）が健やかに成長し、豊かに学び、持てる力を社会で活かすこと及び安心して子どもを産み育てることの重要性に鑑み、多様な主体がネットワークを構築し、県民全体で将来世代を応援することを目的とした会議である。

長野県将来世代応援県民会議（青少年育成事業）補助事業では、長野県将来世代応援県民会議が実施する「青少年を健全に育成し、持てる力を社会で活かすことを支援する県民の取組を推進するための事業」に要する経費及び総会、部会及び事務局等の運営に要する経費に対して補助金を交付している。

「青少年を健全に育成し、持てる力を社会で活かすことを支援する県民の取組を推進するための事業」にかかる補助対象経費の具体的な内容は次のとおりである。

表　青少年を健全に育成し、持てる力を社会で活かすことを支援する県民の取組を推進するための事業にかかる補助対象経費

| 事業名 | 細事業名 | 補助対象経費 |
|---|---|---|
| 青少年育成推進事業 | ― | ○県民大会にかかる報償費、旅費、需用費、役務費及び使用料<br>○全国強調月間及び信州あいさつ運動等の実施にかかる需用費及び役務費 |
| 子どもの性被害防止事業 | 青少年サポーター設置事業 | ○青少年コーディネーターの給与、法定福利費及び旅費<br>○青少年サポーター研修会にかかる報償費、旅費、需用費、役務費及び使用料<br>○青少年サポーターの委嘱及び普及啓発にかかる需用費及び役務費<br>○青少年サポーターのボランティア保険料 |
| | 地域・家庭における性教育の取組支援事業 | ○ひまわりっ子保健室研修会にかかる報償費、旅費及び使用料<br>○移動ひまわりっ子保健室相談にかかる旅費 |
| | 子どもの性被害防止のための取組支援事業 | ○事業実施団体への補助金<br>○事業の実施及び普及啓発にかかる需用費及び役務費 |
| | 青少年インターネット適正利用推進協議会事業 | ○協議会及びフォーラム開催にかかる報償費、旅費、需用費、役務費及び使用料<br>○青少年情報モラル向上事業のための専門家への委託料、事業実施にかかる役務費 |
| | 地域健全育成活性化推進事業 | ○「青少年ながの」作成にかかる需用費及び役務費<br>○青少年育成市町村民会議の活動支援のための補助金 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

4）チャイルドライン支援事業

チャイルドラインは、子どもの声を聴き、こころを受けとめる活動を中心に行っており、子どもの現状を社会へと情報発信し子どもたちをとりまく環境の整備を働きかける活動もしている。子どもの権利条約に基づく子ども観のもと、子どもの生きやすい社会をめざしており、全国 40 都道府県に 70 の電話実施団体がある。

図 チャイルドラインのしくみ

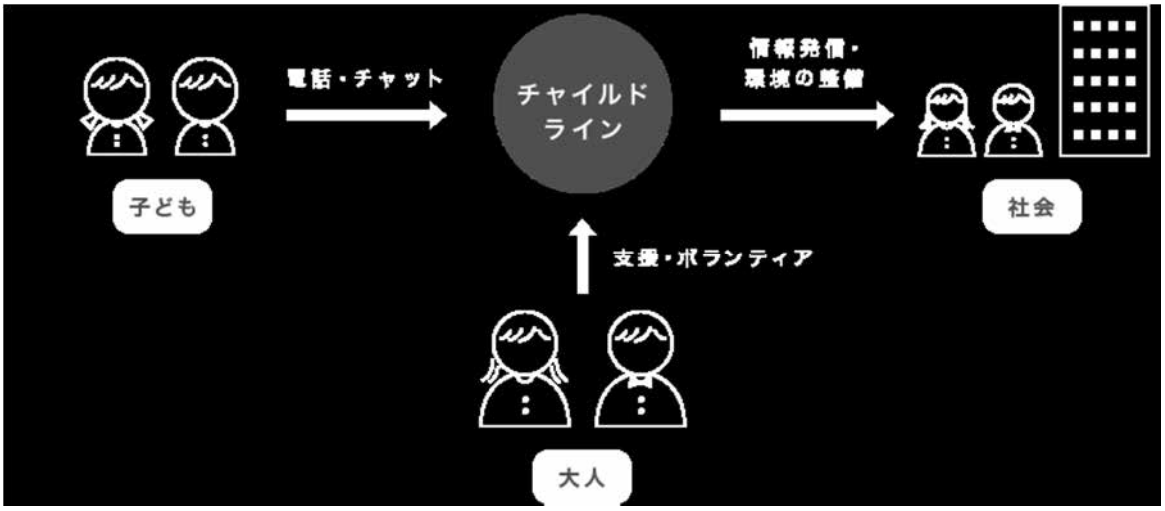


（出典：チャイルドライン HP）

長野県においては、市民団体等が、子ども自身の問題解決能力を高めるために、子どものありのままの声を電話を通じて受けとめ、ともに考えるチャイルドラインの設置運営に要する経費について、チャイルドライン支援事業補助金交付要綱に基づき、長野県チャイルドライン推進協議会に対して補助金を交付することで、県内の子どもたちの声に寄り添える体制の強化を図っている。長野県チャイルドライン推進協議会が実施するチャイルドラインの活動を支援することにより、悩みを抱えている子どもたちが気軽に相談できる機会を提供する。

長野県チャイルドライン推進協議会は、長野、諏訪、上田、佐久の 4 つの構成団体によるチャイルドライン事業の実施のほか、広報、研修等を実施している。

### ③事業費の推移

青少年の健全育成事業の事業費は、青少年問題協議会開催事業、健全な社会環境づくり事業、長野県将来世代応援県民会議（青少年育成事業）補助事業及びチャイルドライン支援事業に大別される。それぞれの事業費の推移は次のとおりである。

表 事業費の推移 （単位：千円）

| 項目 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 青少年問題協議会開催事業 | 521 | 767 | 814 | 540 |
| 健全な社会環境づくり事業 | 629 | 697 | 1,134 | 1,076 |
| 長野県将来世代応援県民会議（青少年育成事業）補助事業 | 9,524 | 15,566 | 14,789 | 14,477 |
| チャイルドライン支援事業 | 3,709 | 3,709 | 3,709 | 3,709 |
| 計 | 14,383 | 20,739 | 20,446 | 19,802 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

④成果指標

青少年の健全育成事業において県が設定している成果指標は、次のとおりである。

表 成果指標

| 項目 | 成果指標 | H29 年度 | H30 年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | | 実績 | 目標 | 実績 |
| チャイルドライン支援事業 | チャイルドライン電話受付件数 | 12,056 件 | 現況以上 | 12,821 件 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

チャイルドラインでは子どもの声を受けとめ、寄り添っていくことを目的としていることから、会話が成立しなかった場合も含めた電話受付件数を成果指標としている。

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①成果指標の設定について（意見 2）

青少年の健全育成事業においては、チャイルドライン支援事業におけるチャイルドライン電話受付件数を成果指標として設定している。これは、チャイルドラインの活動を支援することにより、悩みを抱えている子どもたちが気軽に相談できる機会を提供する、という理由によるものである。

一方、青少年の健全育成事業においてはチャイルドライン支援事業のほかにも３つの事業を実施しており、それらの事業内容のうち重要なもののひとつに子どもの性被害予防がある。しかしながら、子どもの性被害予防に関する事業を評価するための指標は設定されていない。子どもたちのさまざまな声に寄り添うチャイルドライン支援事業におけるチャイルドライン電話受付件数のみでは、子どもの性被害防止に関する事業を評価することは難しいと思われる。

成果指標は、県が実施する事業の方向性を決めるにあたって重要な役割を担うものである。その一方で、数値化した成果指標を設定しにくい事業もあると考えられる。ひとつの成果指標を設定して、これが達成されたか否かという事実のみをもって事業の方向性を決めることは現実的ではない。複数の成果指標を設定する、成果指標が増加傾向か減少傾向かをみる、といった手法で事業を評価し、その事業を現状のまま継続するか、拡大するか、あるいは縮小するか、方向性を決める材料のひとつにすることが有用である。また、事業の方向性を判断した理由のひとつとして成果指標とその傾向を示すことで、より説得力のある説明が可能になり、説明責任を果たすことにつながるとも考えられる。

青少年の健全育成事業のうち子どもの性被害予防に関する事業においては、長野県将来世代応援県民会議における子どもの性被害防止事業として実施している内容のうち、例えば以下のような成

果指標を設定することが考えられる。

○青少年の健全育成と自主活動をサポートするボランティアである「長野県青少年サポーター」の登録数
○子どもの性被害予防のための取組支援事業として助成を実施している研修会の実施回数や参加者数

上記は一例ではあるが、青少年の健全育成事業で実施する全ての事業の評価を適切に行うため、またその説明責任を果たすためにも、チャイルドライン支援事業における成果指標のほかにも成果指標の設定を検討することが望まれる。

## 3. 困難を有する子ども・若者支援事業

### （1）概要

#### ①事業の概要

子ども・若者を取り巻く環境は近年急激に変化し、ニートやひきこもりの若者の増加、また不登校、子どもの貧困、発達障がいなど、子ども・若者に関する問題が深刻化してきている。困難を有する子ども・若者支援事業は、子ども・若者支援地域協議会の運営、困難を有する子ども・若者に対する訪問相談や居場所提供を実施する団体への助成などを実施することで、支援を必要とする子ども・若者を支えることができることをめざす事業である。

#### ②業務内容

困難を有する子ども・若者支援事業においては、子ども・若者支援地域協議会事業、困難を有する子ども・若者の社会的自立支援事業、子どもの個性を伸ばす教育研究モデル事業の 3 つの事業を実施している。

##### 1）子ども・若者支援地域協議会事業

ニートやひきこもり等の社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対応するためには、単一の機関、支援団体のみでは困難なことが多く、多様な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして要支援者の状況に合った支援を実施する必要がある。そこで、困難な状況にある子ども・若者が、その状況や本人のニーズに応じ、社会的自立に向けた支援を受けることができるよう、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年 7 月 8 日法律第 71 号）第 19 条に基づく子ども・若者地域協議会を設置している。

長野県では、この子ども・若者支援地域協議会を「長野県子ども・若者サポートネット」と称しており、平成 24 年度に東信、平成 28 年度に中信と北信、平成 29 年度に南信にそれぞれ設置された。それぞれの地域において事務局を NPO 法人等に委託して業務を実施している。

表　長野県子ども・若者サポートネット事務局委託先

| 地域 | 委託先 | 委託料（千円） |
|---|---|---|
| 東信 | 特定非営利活動法人　侍学園スクオーラ・今人 | 2,720 |
| 中信 | 特定非営利活動法人　ジョイフル | 2,728 |
| 北信 | 企業組合労協ながの | 2,716 |
| 南信 | 特定非営利活動法人　子ども・若者サポートはみんぐ | 2,725 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

子ども・若者サポートネットの具体的な事業内容は、個別ケース検討会議の開催及び全体調整会議の開催である。平成 31 年度（令和元年度）からは、さらに各種相談支援も実施している。

図　長野県子ども・若者サポートネット事務局及び構成機関

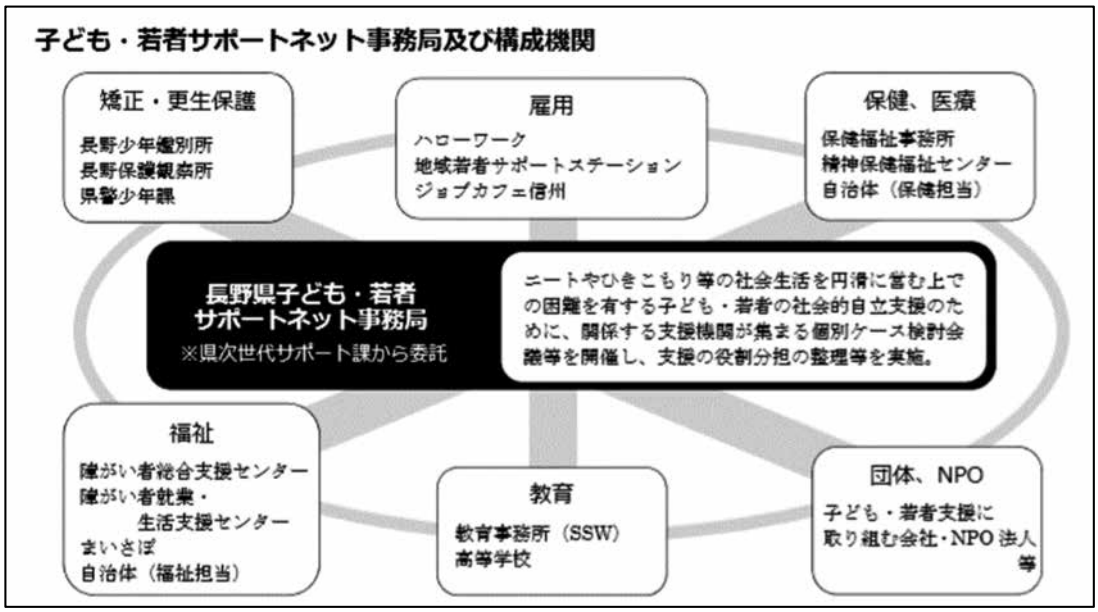


（出典:「長野県子ども・若者サポートネットについて」長野県 HP）

図　長野県子ども・若者サポートネットの取り組み内容

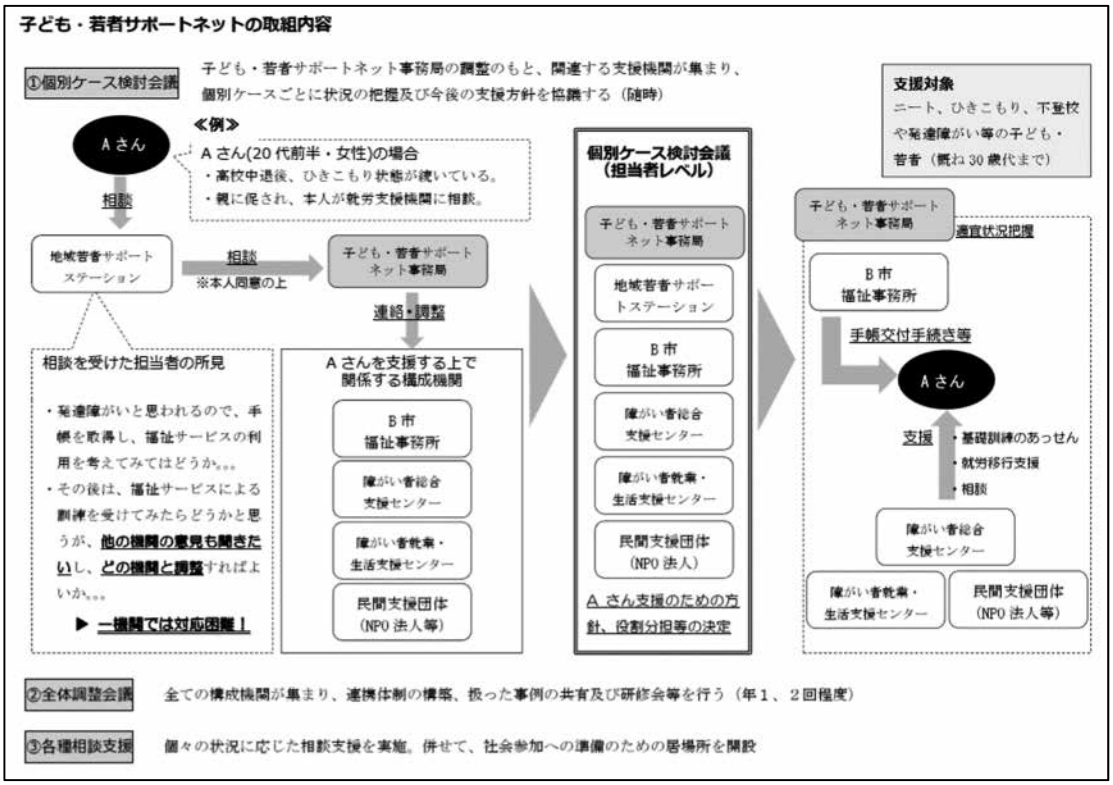


（出典:「長野県子ども・若者サポートネットについて」長野県 HP）

### 2）困難を有する子ども・若者の社会的自立支援事業

#### ア　困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場応援事業

ニートやひきこもり等の社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者の社会的自立を支援するためには、公的機関のみではその対応が難しく、民間団体による支援が重要な役割を果たしている。困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場応援事業は、進学・就労に関する専門的な知識の提供やソーシャルスキルトレーニングの実施等を通して困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた支援を行う場（以下「自立支援の場」という。）を安定的に確保することにより、困難を有する子ども・若者の社会的自立を促進することを目的としている。

長野県においては、困難を有する子ども・若者に対する自立支援の場を運営する法人に対して、困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場応援事業補助金交付要綱に基づいて補助金を交付している。

表　困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場応援事業補助金交付先

| 所在地 | 法人名 | 補助金額（千円） |
|---|---|---|
| 木島平村 | 特定非営利活動法人　ぱーむぽいす | 3,000 |
| 上田市 | 特定非営利活動法人　侍学園スクオーラ・今人 | 3,000 |
| 長野市 | 学校法人豊野学園　豊野高等専修学校 | 1,765 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

#### イ　困難を有する子ども・若者支援の担い手育成事業

ニートやひきこもり等の社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者が、これらの状態の長期化に陥らない方法のひとつとして、支援者が家庭等に出向いて必要な相談、助言または指導を行う訪問相談（アウトリーチ）が有効となっている。困難を有する子ども・若者支援の担い手育成事業は、困難を有する子ども・若者支援の担い手となる訪問相談を実施する民間団体を育成することにより、困難を有する子ども・若者の社会的自立を促進することを目的としている。

長野県においては、困難を有する子ども・若者への訪問相談を行う民間団体に対して、困難を有する子ども・若者支援の担い手育成事業補助金交付要綱に基づいて補助金を交付している。

表　困難を有する子ども・若者支援の担い手育成事業補助金交付先

| 所在地 | 法人名 | 補助金額（千円） |
|---|---|---|
| 安曇野市 | 特定非営利活動法人　Gland Riche | 2,347 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

### 3）子どもの個性を伸ばす教育研究モデル事業

子どもの個性を伸ばす教育研究モデル事業は、発達障がいなど認知特性に偏りがみられ、学校生活など社会適用が難しい児童生徒に対する支援について、民間の優れた手法を取り入れ、教育委員会と連携して県内への普及を図る事業である。

ア　子どもの個性を伸ばす教育研究ネットワーク運営協議会（教育モデルの検証）

子どもの個性を伸ばす教育研究ネットワーク運営協議会では、平成 28 年度において、モデル校を選定して実践、学習教材の開発を検討した。平成 29 年度においては、事業実施にあたり出てきた課題を整理し、事業内容について修正した。

この経過を経て平成 30 年度において、支援方法等を検討する対象を、高い IQ を有しており学力が秀でている者や、芸術分野などで特異な才能を有する者とし、以下の内容を実施した。

○モデルとなる進学校に特定非営利活動法人翔和学園　長野翔和学園の職員を派遣し、具体的な支援方法やノウハウのアドバイス等を行う。

○その効果を運営協議会へ報告し、望ましい支援を検討するとともに、その取り組みを他校へ周知し、普及を図る。

表　平成 30 年度における運営協議会の議事内容

| 開催日 | 内容 |
|---|---|
| 平成 30 年 9 月 4 日 | ○高校年代を対象とすることについて<br>○ネット上の居場所について<br>○現実社会での居場所について<br>○高校との連携について<br>○事業の目的について<br>○その他 |
| 平成 30 年 12 月 19 日 | ○プログラムの対象や内容について<br>○ネット上の居場所について |
| 平成 31 年 2 月 20 日 | ○対象となる子どもたちの決め出しについて<br>○プログラムについて<br>○ネット上の居場所について |

（出典：県提供資料より監査人作成）

イ　教育相談支援

私立高校に在籍する発達障がいを持つ生徒の人数が増加している中、学校に具体的な支援のノウハウがなく教員の困惑感があることや、発達障がい等を理由に中途退学した者に対する相談支援を行うことによりひきこもり化を防ぐことを目的に、平成 26 年度から発達障がい教育相談窓口を設置してきた。この事業を行うためには、発達障がいに対する理解だけではなく、学校においてどのような指導対応が必要かといった対応ノウハウが必要であり、相談支援に関する豊富な経験及び独自のノウハウを持つ特定非営利活動法人翔和学園に事業を委託している。

○相談窓口の設置

○要請に応じた私立高校への相談支援

○その他（ケース会議、個別支援等）

③事業費の推移

困難を有する子ども・若者支援事業の事業費は、子ども・若者支援地域協議会事業、困難を有する子ども・若者の社会的自立支援事業及び子どもの個性を伸ばす教育研究モデル事業に大別される。それぞれの事業費の推移は次のとおりである。

表 事業費の推移 （単位：千円）

| 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 子ども・若者支援地域協議会事業 | 2,500 | 7,944 | 10,794 | 10,891 |
| 困難を有する子ども・若者の社会的自立支援事業 | 4,292 | 15,996 | 13,223 | 10,034 |
| 子どもの個性を伸ばす教育研究モデル事業 | － | 20,601 | 16,571 | 15,623 |
| 計 | 6,792 | 44,541 | 40,588 | 36,548 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

④成果指標

困難を有する子ども・若者支援事業において県が設定している成果指標は、次のとおりである。

表 成果指標

| 項目 | 成果指標 | H29年度 | H30年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | | 実績 | 目標 | 実績 |
| 子ども・若者支援地域協議会事業 | 子ども・若者支援地域協議会における要支援者の支援完了及び継続者の割合 | 84% | 現況以上 | 88% |
| 困難を有する子ども・若者の社会的自立支援事業 | 助成団体における要支援者の自立の割合 | 30% | 現況以上 | 17% |

（出典：県提供資料より監査人作成）

困難を有する子ども・若者の社会的自立支援事業においては、助成団体による専門的な自立支援のニーズは多く、県として積極的な支援を行っているところではあるが、母数が小さいこと、自立に必要な期間が個々のケースによって異なっていること等から、平成30年度においては一時的に目標を下回る結果となった。

（2）監査の結果

①子ども・若者支援の担い手育成事業における補助金額の算定について（結果 1）

困難を有する子ども・若者の社会的自立支援事業のひとつである困難を有する子ども・若者支援の担い手育成事業においては、特定非営利活動法人 Gland Riche に対して補助金を交付している。補助金の交付にあたっては、「困難を有する子ども・若者支援の担い手育成事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づくものとされており、交付要綱に定められた補助対象経費は次のとおりである。

表　困難を有する子ども・若者支援の担い手育成事業における訪問相談の補助対象経費（平成 30 年度）

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助対象経費の上限額 |
|---|---|---|
| 訪問相談 | 訪問相談支援員の人件費 | ○賃金<br>1 日当たり 6,400 円/人まで（2 人まで）<br>○法定福利費 |
| | 医師等の専門家への謝金 | 年間 153,600 円まで |

（出典：県提供資料より監査人作成）

しかしながら、特定非営利活動法人 Gland Riche から提出された補助金交付申請書においては、訪問相談支援員の人件費（賃金）の上限額について以下のように計算し、補助金額を申請している。

| | |
|---|---|
| 訪問相談と相談窓口 | 年間 222 件×6,400 円＝1,420,800 円 |
| 電話等による相談 | 年間 206 日×6,400 円＝1,318,400 円 |
| 計 | 2,739,200 円 |

県は、上記の上限額の計算に基づき算定された補助金額に対して、交付決定通知を発行している。また、実績報告書においても、同様の内容が記載されている。交付要綱においては、訪問相談支援員の賃金について 1 日当たりの上限額が記載されているのに対して、補助金交付申請書及び実績報告書においては、相談件数に 1 日当たりの単価を乗じて上限額を計算しており、交付要綱に規定されている計算方法とは異なるものとなっている。

このように計算された人件費の上限額 2,739,200 円に基づいて算定された補助金額は、2,347,000 円となった。

平成 29 年度まで適用されていた交付要綱及び交付取扱要領によれば、訪問相談事業における支援員の報酬を補助対象経費としており、その上限額は次のように規定されていた。

表　困難を有する子ども・若者支援の担い手育成事業における訪問相談の補助対象経費（平成 29 年度）

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助対象経費の上限額 |
|---|---|---|
| 訪問相談 | 支援員の報酬 | ○訪問支援<br>1 回 6,000 円/人（同時対応は 2 人まで）<br>○相談窓口<br>1 日 6,000 円/人（1 人まで） |
| | 支援員の共済費 | （省略） |
| | 専門家への謝金 | 年間 153,600 円まで |

（出典：県提供資料より監査人作成）

平成 30 年度の補助金交付申請書及び実績報告書における補助金額の計算は、平成 29 年度までの交付要綱に定められた方法であった。平成 29 年度末に交付要綱及び交付取扱要領の整備・見直しを行い、平成 30 年度から現行の交付要綱が運用されたものの、特定非営利活動法人 Gland Riche は従前の方法で補助金額を算定し、県も現行の交付要綱との整合性を確認していなかったことによるものである。

なお、現行の交付要綱によると、訪問相談支援員の人件費（賃金）の上限額は、次のように計算される。

訪問相談支援員 2 名　　年間（334＋344）日×6,400 円＝4,339,200 円

上記の金額に基づいて算定された計算上の補助金額は、3,273,000 円となる。ただし、補助金は、予算の範囲（2,349,000 円）内で交付することとなっており、平成 30 年度における本事業の補助金額は、申請額で確定している。

交付要綱は補助金交付にあたってのよりどころとなるものであり、交付要綱が変更された場合には特に慎重に、補助金交付申請書や実績報告書の内容が交付要綱と整合しているか確認する必要がある。

### （3）監査の意見

特に記載すべき事項はない。

## 4. 発達障がい者支援事業

### (1)概要

#### ①事業の概要

発達障がい者支援事業は、発達障がいサポート・マネージャーの配置、支援者が情報を共有するツールの開発、ペアレント・メンター養成研修の開催等により、発達障がい者とその支援者を支えることができるようめざす事業である。

#### ②業務内容

発達障がい者支援事業においては、長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業、市町村発達障がい者支援体制強化事業、発達障がい者支援センター事業の3つの事業を実施している。

#### 1)長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業

発達障がい者への支援は、乳幼児から成人期まで対象年代が幅広く、関係する支援関係者も医療、福祉、教育、就労など多岐にわたる。また、知的障がいのある場合、成人期に初めて気づかれるケースなど、支援対象者の状況に応じて支援の手法も柔軟に対応することが必要とされる。このことから、平成23年度の「発達障害者支援のあり方検討会」において、発達障がいに関係することであれば年代や分野にかかわらずにアドバイスや支援のガイドができる全般的な分野の専門家の配置が必要とされた。発達障がい者支援に関する幅広い分野と年代の知識と経験を有した専門家を長野県発達障がいサポート・マネージャーとし、平成25年度に上小、上伊那、松本、長野の4圏域、平成26年に佐久、諏訪、大北、北信の4圏域、平成27年度に飯伊、木曽の2圏域に配置をした。

図 長野県発達障がいサポート・マネージャーの活動イメージ

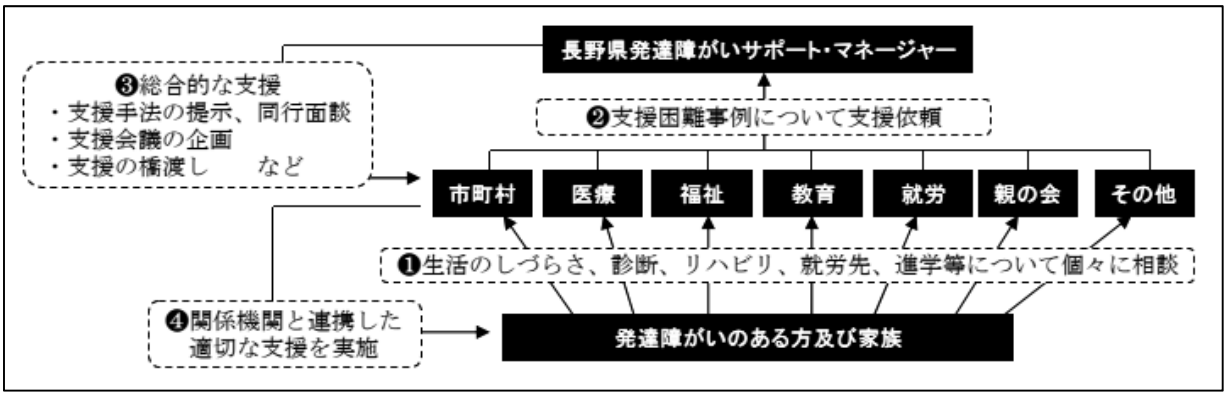


(出典:県提供資料)

長野県発達障がいサポート・マネージャーの配置により、支援機関ごとの個別支援技術の向上を図ると同時に、支援機関どうしの連携体制を構築し、発達障がい者が身近な地域で全ライフステージを通じて一貫した支援が受けられる体制を整えることを目的としている。

長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業は、長野県発達障がいサポート・マネージャーを県内10圏域に1名ずつ配置し、発達障がい者支援に関わる機関からの相談や協力依頼に応じ、総

合的な助言や必要な支援への橋渡し等の活動を行う事業であり、それぞれの圏域において業務を委託している。

表　長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業委託先

| 圏域 | 委託先 | 委託料（千円） |
|---|---|---|
| 佐久 | 特定非営利活動法人　ウィズハートさく | 6,415 |
| 上小 | 特定非営利活動法人　上小地域障害者自立生活支援センター | 6,415 |
| 諏訪 | 一般社団法人　諏訪圏域障がい者総合支援センター | 6,415 |
| 上伊那 | 社会福祉法人　長野県社会福祉事業団 | 6,415 |
| 飯伊 | 特定非営利活動法人　飯伊圏域障がい者総合支援センター | 4,377 |
| 木曽 | 社会福祉法人　木曽社会福祉事業協会 | 6,415 |
| 松本 | 社会福祉法人　アルプス福祉会 | 6,415 |
| 大北 | 社会福祉法人　大町市社会福祉協議会 | 6,415 |
| 長野 | 社会福祉法人　森と木 | 6,415 |
| 北信 | 社会福祉法人　高水福祉会 | 6,415 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

表　長野県発達障がいサポート・マネージャー活動状況（支援依頼元機関別）　（単位：件）

| 支援機関 | 佐久 | 上小 | 諏訪 | 上伊那 | 飯伊 | 木曽 | 松本 | 大北 | 長野 | 北信 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療機関 | 12 | 3 | 138 | 52 | 1 | 4 | 6 | 44 | 9 | 2 | 271 |
| 福祉施設 | 44 | 124 | 181 | 109 | 3 | 77 | 114 | 146 | 111 | 0 | 909 |
| 就労支援施設 | 28 | 8 | 0 | 33 | 3 | 0 | 58 | 8 | 0 | 10 | 148 |
| 幼稚園・保育園 | 0 | 0 | 94 | 0 | 0 | 10 | 1 | 0 | 0 | 1 | 106 |
| 小学校 | 1 | 24 | 57 | 41 | 43 | 39 | 26 | 43 | 2 | 75 | 351 |
| 中学校 | 44 | 37 | 4 | 43 | 52 | 62 | 16 | 67 | 4 | 41 | 370 |
| 高等学校 | 237 | 28 | 31 | 28 | 40 | 11 | 46 | 140 | 9 | 5 | 575 |
| 大学・短大・専門学校 | 0 | 1 | 2 | 3 | 0 | 1 | 17 | 0 | 0 | 0 | 24 |
| 特別支援学校 | 4 | 52 | 12 | 18 | 138 | 8 | 21 | 8 | 13 | 21 | 295 |
| 市町村 | 4 | 60 | 92 | 11 | 50 | 98 | 49 | 127 | 49 | 201 | 741 |
| 保健所・児相等県機関 | 53 | 17 | 10 | 16 | 1 | 0 | 5 | 5 | 11 | 8 | 126 |
| 警察・司法 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 3 | 0 | 8 |
| 企業 | 20 | 0 | 2 | 2 | 1 | 4 | 5 | 73 | 0 | 0 | 107 |
| 当事者の家族 | 22 | 107 | 40 | 93 | 4 | 19 | 1 | 63 | 0 | 24 | 373 |
| ペアレント・メンター | 13 | 1 | 41 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 56 |

| 支援機関 | 佐久 | 上小 | 諏訪 | 上伊那 | 飯伊 | 木曽 | 松本 | 大北 | 長野 | 北信 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 発達障がい者支援センター | 2 | 3 | 0 | 5 | 4 | 0 | 5 | 11 | 1 | 0 | 31 |
| 県庁 | 31 | 24 | 28 | 51 | 31 | 36 | 43 | 28 | 27 | 19 | 318 |
| その他 | 140 | 32 | 232 | 2 | 2 | 73 | 17 | 5 | 8 | 23 | 534 |
| 合計 | 655 | 521 | 965 | 507 | 375 | 442 | 431 | 769 | 247 | 431 | 5,343 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

2）市町村発達障がい者支援体制強化事業

市町村発達障がい者支援体制強化事業は、乳幼児から成人期までの各ライフステージにおいて、発達障がい者に適切な支援が提供できる社会の実現に向けて、身近な相談窓口となる市町村関係者の支援技術の向上に取り組み、地域の支援体制の強化を図る事業である。具体的には次の業務を実施しており、療育コーディネーターを設置している障がい者総合支援センター10 圏域 12 か所へ業務委託している。

表　市町村発達障がい者支援体制強化事業の業務内容

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 市町村サポート・コーチの派遣 | 市町村の保健師、保育士等における発達障がい者への支援技術の向上を目的として、療育コーディネーター等を市町村へ派遣し、「長野県版発達障がい者支援のための情報共有ファイル」の普及などを通じて、関係支援機関と連携して発達障がい者への支援を円滑に実施するための必要な相談・助言を行う。 |
| 資質向上のための事例検討会・研修会 | 圏域ごとに市町村をはじめとする発達障がい者支援関係者の資質向上を目的とした事例検討会や研修会を開催。 |
| 地域における連携体制の強化 | 圏域ごとの連絡調整会議（地域自立支援協議会の療育部会等）への参加等を通じて、支援機関との連携を推進し、市町村による支援体制の強化を図る。 |
| 広報啓発活動 | 発達障がいに関して、住民の理解を促進するための広報啓発活動を行う。 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

表　市町村発達障がい者支援体制強化事業委託先

| 圏域 | 委託先 | 委託料（千円） |
|---|---|---|
| 佐久 | 社会医療法人　恵仁会 | 102 |
| 上小 | 社会福祉法人　カルディア会 | 102 |
| 諏訪 | 社会福祉法人　信濃医療福祉センター | 102 |
| 上伊那 | 社会福祉法人　長野県社会福祉事業団 | 102 |
| 飯伊 | 飯田市 | 102 |
| 木曽 | 社会福祉法人　木曽社会福祉事業協会 | 102 |

| 圏域 | 委託先 | 委託料（千円） |
|---|---|---|
| 松本 | 社会福祉法人　安曇野福祉協会 | 102 |
| | 社会福祉法人　アルプス福祉会 | 102 |
| 大北 | 社会福祉法人　大町市社会福祉協議会 | 102 |
| 長野 | 社会福祉法人　森と木 | 102 |
| | 社会福祉法人　長野社会事業協会 | 102 |
| 北信 | 社会福祉法人　高水福祉会 | 102 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

上表に記載した委託料については、市町村発達障がい者支援体制強化事業にかかる金額のみを記載している。

### 3）発達障がい者支援センター事業

発達障がい者支援センター事業は、県精神保健福祉センターに「長野県発達障がい者支援センター」を設置し、発達障害者支援法に基づき、発達障がい者及びその家族への相談支援、支援関係者に対する研修、普及啓発等を実施する事業である。発達障がい者とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、様々な相談に応じ、指導と助言を行っている。具体的には次の業務を実施している。

表　発達障がい者支援センター事業の業務内容

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 人材養成 | 発達障がいサポート・マネージャー養成<br>支援者向けの専門研修<br>長野県発達障がいペアレント・メンター養成研修 |
| 普及啓発 | 長野県発達障がいサポーター養成講座 |
| 技術指導援助 | 会議等への出席<br>デイケアへの技術支援 |
| 相談業務 | 保護者などからの電話相談、地域の支援者からの相談など |
| 中南信地区への支援強化 | 発達障がい者支援センターが長野市にあるため、地理的に遠い中南信地区へ専任職員を派遣 |

（出典：長野県 HP より監査人作成）

図　長野県発達障がい者支援センターの業務概念図

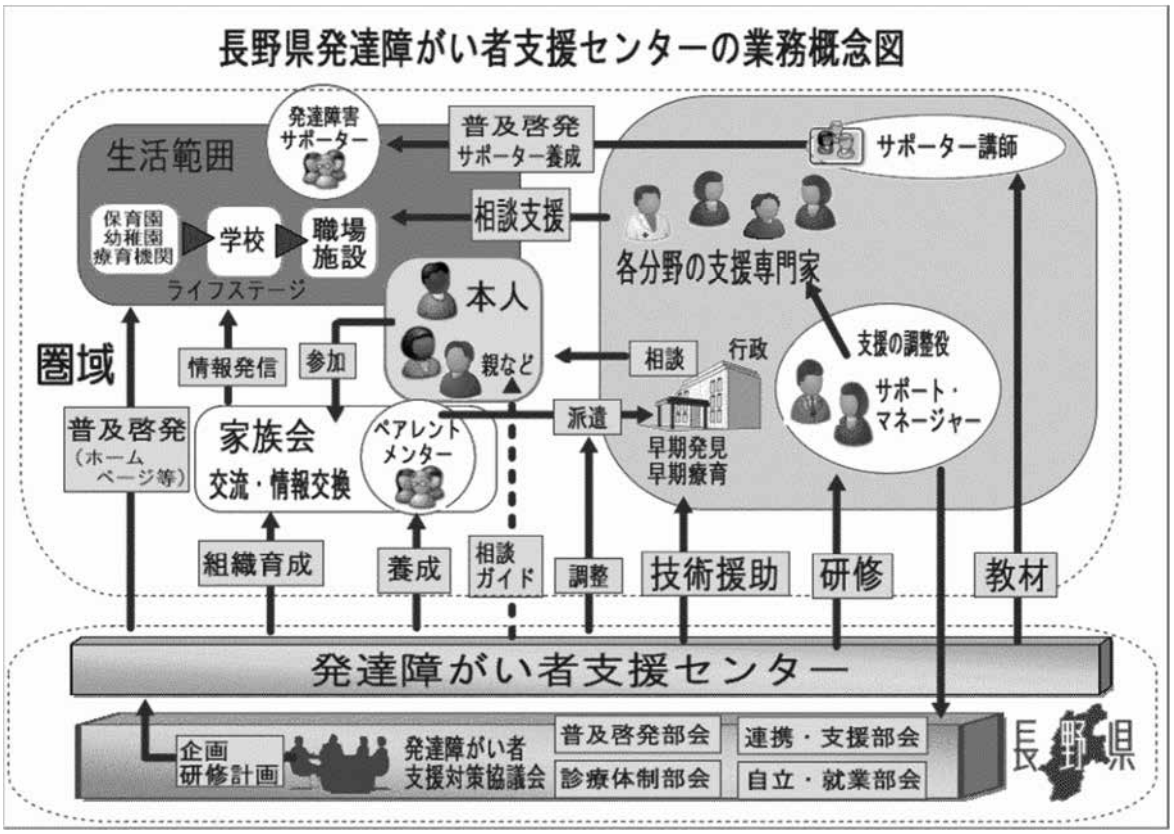


（出典：「精神保健福祉センター」長野県 HP）

③事業費の推移

発達障がい者支援事業の事業費は、長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業、市町村発達障がい者支援体制強化事業及び発達障がい者支援センター事業に大別される。それぞれの事業費の推移は次のとおりである。

表　事業費の推移　（単位：千円）

| 項目 | 平成26年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業 | 61,673 | 61,615 | 61,651 | 62,113 |
| 市町村発達障がい者支援体制強化事業 | 1,221 | 1,221 | 1,221 | 1,220 |
| 発達障がい者支援センター事業 | 5,666 | 4,660 | 5,754 | 5,684 |
| 計 | 68,560 | 67,496 | 68,626 | 69,017 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

### （2）監査の結果

#### ①市町村発達障がい者支援体制強化事業における実績報告書の記載漏れについて（結果 2）

市町村発達障がい者支援体制強化事業は、県の現地機関である保健福祉事務所（県内 10 圏域）が委託者となって、療育コーディネーターを設置している障がい者総合支援センター10 圏域 12 か所へ業務を委託している。受託者は、業務完了時に所定の様式による実績報告書を委託者である保健福祉事務所に提出することとなっており、12 の受託者がそれぞれ提出している。このうち伊那圏域の業務を委託している社会福祉法人長野県社会福祉事業団から提出された実績報告書において、記載漏れが発見された。

市町村発達障がい者支援体制強化事業における委託契約は、障がい児等療育支援事業委託契約に含まれるものであり、障がい児（者）地域療育等支援事業に上乗せして実施される事業である。伊那圏域におけるサポート・コーチの派遣実績は 4 件あったものの、市町村発達障がい者支援体制強化事業の実績報告書には市町村サポート・コーチの派遣は「なし」と記載されていた。

委託契約書の第 8 条 2 項によれば、委託者は「実績報告書の提出があったときは、10 日以内に受託者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引き渡しを受ける」こととされている。委託者である保健福祉事務所においては、委託事業における実績報告書の検査を適切に行い、実績報告書に不備がないよう注意を払うことが求められる。

また、市町村発達障がい者支援体制強化事業の所管課である次世代サポート課においては、現地機関である保健福祉事務所におけるこれらの業務について、適切にモニタリングしていくことが求められる。

### （3）監査の意見

#### ①長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業における事業費の配分について（意見 3）

長野県発達障がいサポート・マネージャーは、県内 10 の圏域に 1 名ずつ配置されており、発達障がい者支援に関わる機関からの相談や協力依頼に応じ、総合的な助言や必要な支援への橋渡し等の活動を行っている。近年、発達障がいについては広く認知・理解されるようになってきており、発達障がいの診断・判定を受ける子どもの数も急増している。今後も、発達障がい者に必要な支援を実施することが求められる。

図　発達障がいの診断・判定を受けている公立学校の児童生徒の割合（長野県）

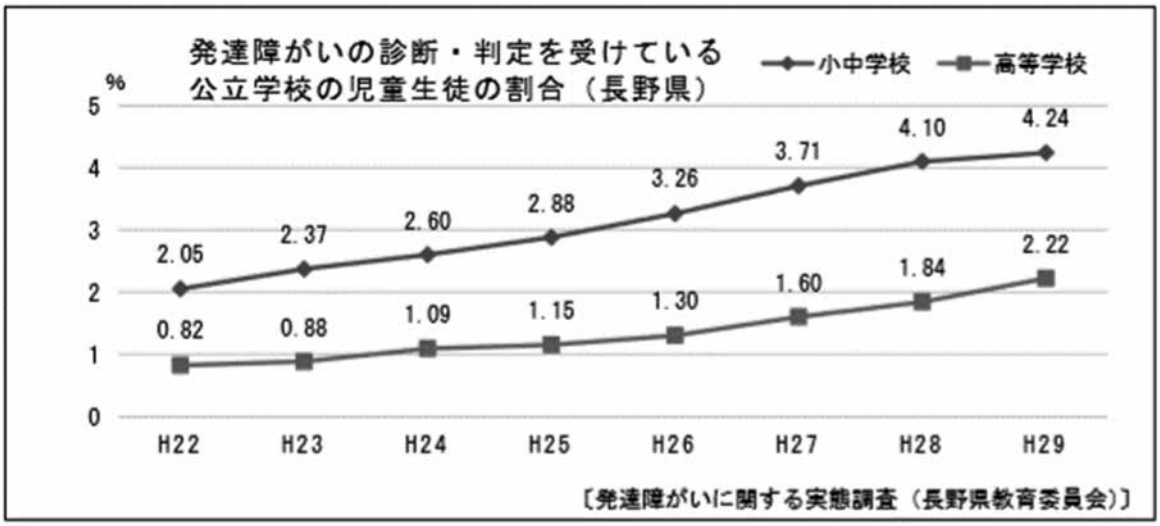


（出典：県提供資料）

現在の長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業においては、県内 10 圏域に一律の事業費が配分されている。発達障がい者に対して必要な支援を今後も実施していくためには、各圏域における長野県発達障がいサポート・マネージャーの業務内容や量に応じた事業費を配分していくことも選択肢のひとつとして考えられる。

長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業は平成 25 年度に 4 圏域において開始され、平成 27 年度からは県内 10 圏域すべてに配置されている。10 圏域の活動実績が蓄積されてきており、長野県発達障がいサポート・マネージャーの業務が適切に実施されているか、業務の内容や量の分析を行うことが可能となってきていると思われる。

発達障がい者が増加している現状をふまえ、今後も発達障がい者に対して必要な支援を実施するため、長野県発達障がいサポート・マネージャーの業務内容や量を分析したうえで、今後の事業費の配分について検討することが望まれる。

## Ⅱ．こども・家庭課

### 監査対象とした事業と結果・意見の有無

こども・家庭課が行う事業のうち、監査対象とした事業とその事業に対する結果・意見の有無は次表のとおりである。

（単位：千円）

| No. | 事業名 | 決算額 | 事業の概要 | 結果 | 意見 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 子ども支援センター運営事業 | 10,016 | いじめ、体罰等の人権侵害に悩み、苦しむ子どもたちに寄り添いつつ、適切な相談、救済につなげるため、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」に基づき、子ども支援センターを運営するものである。 | 無 | 無 |
| 2 | 児童相談所・一時保護所運営事業 | 142,683 | 児童相談所を運営し、様々な問題を抱える児童や家庭の相談援助を行うとともに、緊急に保護する必要のある児童を一時保護するものである。 | 無 | 有 |
| 3 | 児童家庭支援センター運営事業 | 27,826 | 住民に身近な場所で専門的な相談対応を行う児童家庭支援センターの運営に対して補助を行うものである。 | 無 | 有 |
| 4 | 児童虐待・DV24 時間ホットライン | 11,241 | 児童虐待及びDVに関する通告、通報及び緊急の相談に24時間態勢で対応するものである。 | 無 | 無 |
| 5 | 家庭福祉相談事業 | 24,912 | 福祉事務所等に母子・父子自立支援員及び女性相談員を配置し、家庭の福祉に関する相談、援助活動を実施。 | 無 | 有 |
| 6 | 子どもの生活・学習支援事業 | 1,854 | 市町村が実施するこどもの居場所づくりについて、ひとり親家庭の子どもに係る費用の一部を補助するものである。 | 無 | 無 |
| 7 | 児童養護施設等環境改善事業 | 486 | 施設入所児童等の養育環境改善のための小規模グループケア化の改修、安全確保のための整備、ファミリーホーム等の開設に対して支援を実施するものである。 | 無 | 有 |
| 8 | 保育専門相談員設置事業 | 22,330 | 保育所等を巡回し、保育士等に対し専門的知識と技術の指導を行うことにより、保育の質の向上を図るものである。 | 無 | 無 |
| 9 | 施設型給付費補助事業 | 2,388,657 | 民間保育所等の運営に対し市町村が支弁する経費の一部を負担するものである。 | 無 | 有 |

| No. | 事業名 | 決算額 | 事業の概要 | 結果 | 意見 |
|---|---|---|---|---|---|
| 10 | 多子世帯保育料減免事業 | 276,890 | 複数の子どもの同時入所を要件とせずに第3子以降の保育料を軽減し、経済的負担の軽減を図るものである。 | 無 | 無 |
| 11 | 子育て支援総合助成金事業 | 100,283 | 国庫補助の対象とならない、きめ細やかな事業に助成し、保育・子育てニーズの多様化への対応を図るものである。 | 無 | 無 |
| 12 | 子ども・子育て支援事業 | 1,324,081 | 地域子ども・子育て支援事業に要する経費の一部を交付し、子ども・子育て支援の推進を図るものである。 | 無 | 有 |
| 13 | 親と子のいきいき講座事業 | 1,717 | ひとり親家庭の生活指導や児童の健全育成を行うための講座や家事・育児相談などの講座を開催するものである。 | 無 | 無 |
| 14 | 職業能力開発事業 | 27,795 | ひとり親家庭の主体的な職業能力開発の取組みに対し、給付金を支給するものである。 | 無 | 無 |
| 15 | 就業・自立支援センター事業 | 13,027 | 就業支援員を配置し、無料職業紹介事業所として職の紹介、情報提供を行うほか、ひとり親家庭等の親を対象に、就業に有利な資格等を取得するための講座（ひとり親家庭等就業支援講習会）を実施するものである。 | 無 | 無 |
| 16 | 児童館等施設整備事業 | 52,966 | 子どもの安全・安心な居場所を提供するため、児童館や放課後児童クラブ室の整備に対して支援を実施。（放課後児童クラブの受入れ対象が小6まで拡大されたことに伴い、対応のため箇所数・予算額を大きく増額。） | 無 | 有 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

## １．児童相談所・一時保護所運営事業

### （1）概要

#### ①事業の概要

児童相談所・一時保護所運営事業は、児童相談所を運営し、様々な問題を抱える児童や家庭の相談援助を行うとともに、緊急に保護する必要のある児童を一時保護する事業である。

児童相談所は、児童福祉法第 12 条に基づいて設置され、子どもの権利（生存、発達、保護、参加）を擁護し、最善の利益を保障するものである。子どもに関する専門的な相談を受け、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく相談機関である。子ども本人や家族、親戚、学校や保育所の職員、地域住民などからでも相談を受けている。

長野県内には、中央児童相談所、松本児童相談所、飯田児童相談所、諏訪児童相談所及び佐久児童相談所の 5 つの児童相談所が設置されている。また、県下 5 つの児童相談所の虐待相談対応等の機能強化、人材育成や里親委託（家庭養護）の一層の推進のため、専任・専門スタッフを配置する長野県独自の機関として、児童相談所広域支援センターが平成 28 年度に中央児童相談所に付置して発足している。（児童相談所広域支援センターは平成 29 年度に松本駐在を設置している。）

### （2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### （3）監査の意見

「Ｘ．現地機関　１．児童相談所（中央児童相談所・松本児童相談所・児童相談所広域支援センター）」参照

## 2. 児童家庭支援センター運営事業

### （1）概要

#### ①事業の概要

児童家庭支援センター運営事業は、社会福祉法人が設置・運営する児童家庭支援センターに対し、長野県児童家庭支援センター運営事業費補助金（以下「センター補助金」という。）を交付するものである。

令和元年度のセンター補助金の交付先は次のとおりである。

表　補助対象となっている児童家庭支援センター

| 児童家庭支援センター | 児童相談所 | 補助開始 |
|---|---|---|
| 児童養護施設「松代福祉寮」附置 | 中央児童相談所管内 | 平成 27 年 4 月～ |
| 児童養護施設「恵愛」附置 | 中央児童相談所管内 | 平成 31 年 4 月～ |
| 児童養護施設「慈恵園」附置 | 飯田児童相談所管内 | 平成 26 年 4 月～ |

（出典：県提供資料より監査人作成）

児童家庭支援センターは、児童福祉法第 7 条第 1 項、第 26 条第 1 項第 2 号、第 27 条第 1 項第 2 号、第 44 条の２）に基づく施設である。

児童家庭支援センターは次の経緯に基づき設置されている。

> 児童家庭相談への対応は平成 16 年の児童福祉法等の改正により、児童相談所とともに市町村が担うこととなり、児童虐待の通告先としても付加された。ここでは、市町村が住民に身近な第一義的な相談窓口として、地域の要保護児童対策地域協議会を活用して児童及び家庭を支援することとされ、児重相談所は専門的相談への対応と市町村への後方支援に特化する 2 元的相談支援体制となった。
> しかしながら、児童家庭相談への対応では、虐待の発生予防活動、虐待する親への支援、社会的に養護されている児童の自立支援、里親委託の推進等、さまざまな課題が挙げられており、市町村と児童相談所という行政機関だけでは十分に対応しきれない状況にある。
> そこで、現在の 2 元的相談支援体制に加え、住民に身近な場所で専門的な相談対応を行う新たな機関として児童家庭支援センターの運営を補助することにより、虐待をはじめとする児童・家庭問題への十分な支援が可能となるよう県内相談支援体制を強化するものである。

（県提供資料より）

児童福祉法第7条第1項

> この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号

> 児童相談所長は、第 25 条第 1 項の規定による通告を受けた児童、第 25 条の 7 第 1 項第 1 号若しくは第 2 項第 1 号、前条第 1 号又は少年法第 6 条の 6 第 1 項若しくは第 18 条第 1 項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

二　児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業(次条第1項第2号及び第 34 条の 7 において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

児童福祉法第27条第1項第2号

都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあった児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

二　児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

児童福祉法第44条の2

1　児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2　児童家庭支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

②業務内容

児童家庭支援センターは次の業務を行っている。

○家庭や地域からの専門的な相談に応じ、支援を行う。

○市町村に対し、児童家庭相談への対応についての助言等を行う。

○継続的かつ専門的な在宅支援が必要な事例について、児童相談所から児童・家庭への支援を受託する。

○児童を受託している里親やファミリーホームからの相談に応じ、支援を行う。

③事業費の推移

児童家庭支援センター運営事業の推移は次のとおりである。

表　事業費の推移　　（単位：千円）

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 児童家庭支援センター運営事業 | 13,060 | 26,058 | 24,134 | 28,008 | 27,826 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①収支決算書の内容について（意見4）

本事業は、社会福祉法人が設置・運営する児童家庭支援センターに対し、その運営費を補助するものである。平成30年度は、松代児童相談センターを設置運営する社会福祉法人湖会（以下「湖会」という。）及び下伊那こども家庭支援センター「こっこ」を設置運営する社会福祉法人下伊那社会福祉会（以下「福祉会」という。）へ補助金を交付している。補助金交付決定額は湖会が14,178,000円、福祉会が13,648,000円である。

県は、補助金交付先からそれぞれ平成30年児童家庭支援センター運営事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を入手しており、その実績報告書には収支決算書が含まれている。次表は、それぞれの収支決算書を比較したものである。

湖会と福祉会の収支決算書より事業活動支出を比較すると、人件費支出は湖会の10,502,256円に対して福祉会は14,710,900円で4,208,644円の開きがある。このことについては、補助対象となる職員の人数の違いによるところが大きく、収支計算書によると湖会3名に対して福祉会は6名が補助対象となっている。

事務費支出は、湖会の3,588,135円に対して福祉会は295,369円で3,292,766円の開きがある。事務費支出の主な内容は収支決算書によると、福祉会は295,369円のうち旅費交通費が228,215円、湖会は3,588,135円のうち消耗品費（需用費）が3,301,711円となっている。

湖会の消耗品費について収支計算書には具体的な記載がなく、その内訳が明確となっていない。湖会は平成31年3月1日付で県に対して平成30年度長野県児童家庭支援センター運営事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を提出している。交付申請書では需用費を1,800,000円としているが、収支決算書は3,301,711円で、交付申請書金額から1,501,711円増加しているが、増加原因も収支報告書からは確認できない。

このように収支決算書は、人件費支出は内容が確認できるが事務費支出は確認ができない。

県においては事務費支出の内容が把握できるよう、収支報告書の記載内容の見直しを補助金の交付先に求める必要がある。

表1　収支計算書　（単位：円）

| 勘定科目 | 湖会 | 福祉会 |
|---|---|---|
| 事業活動収入 | 14,178,000 | 13,648,000 |
| 補助金事業収入 | 14,178,000 | 13,648,000 |
| 事業活動支出 | 14,090,391 | 15,006,269 |
| 人件費支出 | 10,502,256 | 14,710,900 |
| 事業費支出 | 0 | 0 |
| 事務費支出 | 3,588,135 | 295,369 |
| 事業活動資金収支差額 | 87,609 | ▲ 1,358,269 |

（注）この表は収支決算書の事業活動収入・事業活動支出の項目に着目して作成したものであり補助金全体の決算とは一致しない。　（出典：収支決算書より監査人作成）

※湖会の消耗品費の内訳

県を通して湖会の消耗品費の内訳を確認したところ、その内容は表２のとおりであった。

センター補助金は、補助金等交付規則の規定によるほか、長野県児童家庭支援センター運営事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところよる。

交付要綱第２の対象事業等の定めによると、この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、児童家庭支援センターの設置運営等について（平成 10 年 5 月 18 日児発第 397 号厚生省児童家庭局長通知）の（別紙１）児童家庭支援センター設置運営要綱に基づき行われる児童家庭支援センター運営事業及び、（別紙３）指導委託促進事業実施要綱に基づき行われる指導委託促進事業とし、基準額、対象経費及び補助率は、別表のとおりとされている。

別表が定める基準額、対象経費及び補助率は表３のとおりとなる。

表2　湖会の消耗品費の内訳　（単位：円）

| 内訳 | 支出額 |
|---|---|
| チラシ印刷 | 29,160 |
| パソコン 2 台 | 192,240 |
| カートリッジ | 37,340 |
| 名刺 | 4,320 |
| 公用車ガソリン代 | 284,017 |
| 事務所光熱水費 | 233,156 |
| 公用車購入費 | 1,699,800 |
| テレビ購入費 | 98,280 |
| タブレット購入 | 106,920 |
| 事務用棚 | 149,131 |
| 公用車保険料 | 70,180 |
| 事務用品（ファイル等） | 340,949 |
| カーテンレール | 5,278 |
| その他 | 50,940 |
| 計 | 3,301,711 |

表3　交付要綱別表の内容

| 基準額 | 対象経費 | 補助率 |
|---|---|---|
| 次により算出した額の合計額<br><br>1 児童家庭支援センター運営事業<br><br>（省略）<br><br>2 指導委託促進事業<br><br>（省略） | 児童家庭支援センターの運営 事業に必要な給料、職員手当等 、共済費、旅費、需用費（食糧 費、印刷製本費、消耗品費）、 役務費、報償費、報酬<br><br>指導委託促進事業に必要な報 酬、給料、職員手当等、共済費 、報償費、賃金、旅費、需用費 （消耗品費、印刷製本費、食料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費 | 10/10 |

（出典：交付要綱別表より監査人作成）

②里親等への支援について（意見 5）

本事業について県は、長野県児童家庭支援センター設置運営要綱（以下「要綱」という。）を策定している。要綱には児童家庭支援センターが実施する事業が定めてあり、その一つとして里親及びファミリーホームからの相談に応じるなど必要な支援を行うことが挙げられている。

湖会は、交付申請書において里親及びファミリーホームに対する支援を行うことを掲げており、福祉会も交付申請書において、児童相談所広域支援センター、里親支援専門相談員と協力して里親制度を普及していくとしている。

湖会、福祉会とも里親等への支援活動を実施しているが、里親委託をより一層推進するため、県としても児童家庭支援センターに対し、里親及びファミリーホームへの支援や里親制度の普及に関する活動の更なる実施を促すことが望ましい。

## 3. 家庭福祉相談事業

### (1)概要

#### ①事業の概要

福祉事務所等に母子・父子自立支援員及び女性相談員を配置し、 家庭の福祉に関する相談、 援助活動を行う事業である。

| 項目 | 設置根拠 |
|---|---|
| 母子・父子自立支援員 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第.8 条(義務設置) |
| 女性相談員 | 売春防止法第 35 条第 I.項(義務設置)<br>ＤＶ防止法 |

(出典:県提供資料より監査人作成)

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 8 条

第八条　都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)及び福祉事務所を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱するものとする。

2　母子・父子自立支援員は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

一　配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。

二　配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。

3　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)は、母子・父子自立支援員の研修の実施その他の措置を講ずることにより、母子・父子自立支援員その他の母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立の支援に係る事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

売春防止法第 35 条第 I.項

(婦人相談員)

第三十五条　都道府県知事(婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第三十八条第一項第二号において同じ。)は、社会的信望があり、かつ、第三項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。

#### ②業務内容

業務内容は次のとおりである。

| 項目 | 設置根拠 | |
|---|---|---|
| 主な業務内容 | 母子.・父子自立支援員 | ひとり親家庭の生活全般の相談に応じ、その自立に必要な指導-と助言を行うとともに、 併せて職業能力の向上や求職活動に関する支援を行う。 |
| | 女性相談員 | 女性に関する全般的な相談、特に DV 被書者等要保護女子の相談に応じ、 必要な支援を行う。 |

| 項目 | 設置根拠 | |
|---|---|---|
| 実施主体 | 県 | |
| 配置状況 | 母子・父子自立支援員 | 合計10名 |
| | 女性相談員 | 合計12名（うち母子・父子自立支援員との兼務10名） |

（出典：県提供資料より監査人作成）

【福祉事務所への配置状況】

| 福祉事務所 | 佐久 | 小県 | 諏訪 | 上伊那 | 下伊那 | 木曽 | 松本 | 北安曇 | 長野 | 北信 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 配置数 | 1名 | 1名 | 1名 | 1名 | 1名 | 1名 | 1名 | 1名 | 1名 | 1名 |
| 計 | 10名（全所で母子・父子自立支援員と女性相談員を兼務） | | | | | | | | | |

その他、女性相談センターに女性相談員 2 名

③事業費の推移

事業費の推移は次のとおりである。

表　事業費の推移　（単位：千円）

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 家庭福祉相談事業 | 25,353 | 24,1641 | 23,545 | 23,393 | 24,912 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①母子・父子自立支援員及び女性相談員の委嘱について（意見 6）

表 1 は、平成 27 年国勢調査より長野県内の市町村の平成 27 年 10 月 1 日現在の母子世帯数・父子世帯数を、平成 31 年住民基本台帳人口より平成 31 年 1 月 1 日現在の女性人口を示したものである。

表 2 は、表 1 を市部と郡部に区別したものであり、表 3 は、表 1 、表 2 より郡部のデータを福祉事務所別に示したものである。

表 2 より、長野県内の母子・父子世帯数は、市部が 10,419 世帯に対して郡部は 1,898 世帯で市部が 85%弱を占めており、女性人口は、市部 858,510 人で郡部は 217,037 人で市部が 80%弱を占めている。

市部については、各市が母子・父子自立支援員、女性相談員（以下「自立支援員等」という。）を委嘱しており、郡部は県の自立支援員等が所管することになる。このことについて、表 3 をみると、福祉事務所が管轄する郡部の母子・父子世帯数及び女性人口は、福祉事務所により大きな開きがあるこ

とがわかる。たとえば、上田保健福祉事務所の母子・父子世帯数は 39 世帯であるのに対し、伊那保健福祉事務所は 443 世帯で 10 倍以上の開きとなっている。女性人口も上田保健福祉事務所の 5,378 人に対して、伊那保健福祉事務所 42,490 人で 8 倍弱の開きとなっている。

県においては、郡部の状況を踏まえ、自立支援員等の対象者数の状況に留意していくことが望ましい。

**表1長野県内市町村の母子・父子世帯数及び女性人口**

| 団体名 | 郡名 | 福祉事務所 | 母子世帯数（世帯） | 父子世帯数（世帯） | 母子・父子世帯数（世帯） | 女性人口（人） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 県合計 | ― | ― | 10,997 | 1,320 | 12,317 | 1,075,547 |
| 長野市 | ― | 長野市 | 1,985 | 205 | 2,190 | 194,930 |
| 松本市 | ― | 松本市 | 1,456 | 128 | 1,584 | 122,298 |
| 上田市 | ― | 上田市 | 925 | 120 | 1,045 | 80,602 |
| 岡谷市 | ― | 岡谷市 | 298 | 37 | 335 | 25,567 |
| 飯田市 | ― | 飯田市 | 546 | 59 | 605 | 52,950 |
| 諏訪市 | ― | 諏訪市 | 309 | 42 | 351 | 25,388 |
| 須坂市 | ― | 須坂市 | 309 | 25 | 334 | 26,149 |
| 小諸市 | ― | 小諸市 | 298 | 39 | 337 | 21,676 |
| 伊那市 | ― | 伊那市 | 381 | 60 | 441 | 34,818 |
| 駒ヶ根市 | ― | 駒ヶ根市 | 183 | 22 | 205 | 16,685 |
| 中野市 | ― | 中野市 | 239 | 24 | 263 | 22,978 |
| 大町市 | ― | 大町市 | 123 | 14 | 137 | 14,230 |
| 飯山市 | ― | 飯山市 | 93 | 9 | 102 | 10,855 |
| 茅野市 | ― | 茅野市 | 365 | 57 | 422 | 28,193 |
| 塩尻市 | ― | 塩尻市 | 396 | 47 | 443 | 33,739 |
| 佐久市 | ― | 佐久市 | 571 | 70 | 641 | 50,557 |
| 千曲市 | ― | 千曲市 | 267 | 37 | 304 | 31,217 |
| 東御市 | ― | 東御市 | 176 | 24 | 200 | 15,319 |
| 安曇野市 | ― | 安曇野市 | 430 | 50 | 480 | 50,359 |
| 小海町 | 南佐久郡 | 佐久 | 21 | 2 | 23 | 2,391 |
| 佐久穂町 | 南佐久郡 | 佐久 | 48 | 7 | 55 | 5,728 |
| 川上村 | 南佐久郡 | 佐久 | 6 | 1 | 7 | 1,908 |
| 南牧村 | 南佐久郡 | 佐久 | 3 | | 3 | 1,557 |
| 南相木村 | 南佐久郡 | 佐久 | 3 | 2 | 5 | 520 |
| 北相木村 | 南佐久郡 | 佐久 | 2 | 1 | 3 | 391 |
| 軽井沢町 | 北佐久郡 | 佐久 | 102 | 8 | 110 | 10,647 |
| 御代田町 | 北佐久郡 | 佐久 | 95 | 16 | 111 | 7,769 |
| 立科町 | 北佐久郡 | 佐久 | 32 | 2 | 34 | 3,670 |
| 青木村 | 小県郡 | 上田 | 12 | 3 | 15 | 2,289 |
| 長和町 | 小県郡 | 上田 | 21 | 3 | 24 | 3,089 |
| 下諏訪町 | 諏訪郡 | 諏訪 | 81 | 13 | 94 | 10,439 |
| 富士見町 | 諏訪郡 | 諏訪 | 58 | 11 | 69 | 7,446 |
| 原村 | 諏訪郡 | 諏訪 | 26 | 9 | 35 | 4,008 |
| 辰野町 | 上伊那郡 | 伊那 | 104 | 11 | 115 | 10,058 |
| 箕輪町 | 上伊那郡 | 伊那 | 110 | 18 | 128 | 12,489 |
| 飯島町 | 上伊那郡 | 伊那 | 27 | 6 | 33 | 4,873 |
| 南箕輪村 | 上伊那郡 | 伊那 | 89 | 10 | 99 | 7,786 |

| 団体名 | 郡名 | 福祉事務所 | 母子世帯数（世帯） | 父子世帯数（世帯） | 母子・父子世帯数（世帯） | 女性人口（人） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 中川村 | 上伊那郡 | 伊那 | 12 | 2 | 14 | 2,595 |
| 宮田村 | 上伊那郡 | 伊那 | 51 | 3 | 54 | 4,689 |
| 松川町 | 下伊那郡 | 飯田 | 75 | 3 | 78 | 6,845 |
| 高森町 | 下伊那郡 | 飯田 | 48 | 7 | 55 | 6,765 |
| 阿南町 | 下伊那郡 | 飯田 | 13 | 1 | 14 | 2,410 |
| 阿智村 | 下伊那郡 | 飯田 | 25 | 7 | 32 | 3,328 |
| 平谷村 | 下伊那郡 | 飯田 | 2 | 1 | 3 | 219 |
| 根羽村 | 下伊那郡 | 飯田 | | | 0 | 470 |
| 下條村 | 下伊那郡 | 飯田 | 13 | 1 | 14 | 1,945 |
| 売木村 | 下伊那郡 | 飯田 | 1 | 1 | 2 | 299 |
| 天龍村 | 下伊那郡 | 飯田 | 1 | | 1 | 684 |
| 泰阜村 | 下伊那郡 | 飯田 | 12 | | 12 | 864 |
| 喬木村 | 下伊那郡 | 飯田 | 24 | 4 | 28 | 3,273 |
| 豊丘村 | 下伊那郡 | 飯田 | 22 | 5 | 27 | 3,384 |
| 大鹿村 | 下伊那郡 | 飯田 | 5 | 2 | 7 | 518 |
| 上松町 | 木曽郡 | 木曽 | 16 | 4 | 20 | 2,332 |
| 南木曽町 | 木曽郡 | 木曽 | 11 | 3 | 14 | 2,161 |
| 木祖村 | 木曽郡 | 木曽 | 3 | | 3 | 1,555 |
| 王滝村 | 木曽郡 | 木曽 | 2 | | 2 | 405 |
| 大桑村 | 木曽郡 | 木曽 | 13 | 3 | 16 | 1,936 |
| 木曽町 | 木曽郡 | 木曽 | 42 | 5 | 47 | 5,773 |
| 麻績村 | 東筑摩郡 | 松本 | 7 | | 7 | 1,437 |
| 生坂村 | 東筑摩郡 | 松本 | 7 | | 7 | 895 |
| 山形村 | 東筑摩郡 | 松本 | 27 | 8 | 35 | 4,438 |
| 朝日村 | 東筑摩郡 | 松本 | 12 | 4 | 16 | 2,309 |
| 筑北村 | 東筑摩郡 | 松本 | 15 | 2 | 17 | 2,311 |
| 池田町 | 北安曇郡 | 大町 | 44 | 3 | 47 | 5,117 |
| 松川村 | 北安曇郡 | 大町 | 55 | 8 | 63 | 5,030 |
| 白馬村 | 北安曇郡 | 大町 | 31 | 7 | 38 | 4,655 |
| 小谷村 | 北安曇郡 | 大町 | 3 | 2 | 5 | 1,467 |
| 坂城町 | 埴科郡 | 長野 | 42 | 9 | 51 | 7,610 |
| 小布施町 | 上高井郡 | 長野 | 42 | 7 | 49 | 5,671 |
| 高山村 | 上高井郡 | 長野 | 11 | 9 | 20 | 3,580 |
| 山ノ内町 | 下高井郡 | 北信 | 33 | 6 | 39 | 6,434 |
| 木島平村 | 下高井郡 | 北信 | 7 | 3 | 10 | 2,442 |
| 野沢温泉村 | 下高井郡 | 北信 | 9 | 1 | 10 | 1,931 |
| 信濃町 | 上水内郡 | 長野 | 26 | 3 | 29 | 4,263 |
| 小川村 | 上水内郡 | 長野 | 6 | | 6 | 1,299 |
| 飯綱町 | 上水内郡 | 長野 | 35 | 3 | 38 | 5,672 |
| 栄村 | 下水内郡 | 北信 | 4 | 1 | 5 | 968 |

（出典：母子世帯数：平成 27 年国勢調査世帯構造等基本集計（総務省統計局）第 12 表
父子世帯数：平成 27 年国勢調査世帯構造等基本集計（総務省統計局）第 18 表
女性人口：平成 31 年 1 月 1 日住民基本台帳人口・世帯数）

表2長野県内市町村の母子・父子世帯数及び女性人口（市部・郡部別）

| 団体名 | 郡名 | 福祉事務所 | 母子世帯数（世帯） | 父子世帯数（世帯） | 母子・父子世帯数（世帯） | 女性人口（人） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 県合計 | ― | ― | 10,997 | 1,320 | 12,317 | 1,075,547 |
| 市部 | ― | ― | 9,350 | 1,069 | 10,419 | 858,510 |
| 郡部 | ― | ― | 1,647 | 251 | 1,898 | 217,037 |

表3長野県内市町村の母子・父子世帯数及び女性人口（県福祉事務所別）

| 福祉事務所 | 母子世帯数（世帯） | 父子世帯数（世帯） | 母子・父子世帯数（世帯） | 女性人口（人） |
|---|---|---|---|---|
| 合計 | 1,647 | 251 | 1,898 | 217,037 |
| 佐久 | 312 | 39 | 351 | 34,581 |
| 上田 | 33 | 6 | 39 | 5,378 |
| 諏訪 | 165 | 33 | 198 | 21,893 |
| 伊那 | 393 | 50 | 443 | 42,490 |
| 飯田 | 241 | 32 | 273 | 31,004 |
| 木曽 | 87 | 15 | 102 | 14,162 |
| 松本 | 68 | 14 | 82 | 11,390 |
| 大町 | 133 | 20 | 153 | 16,269 |
| 長野 | 162 | 31 | 193 | 28,095 |
| 北信 | 53 | 11 | 64 | 11,775 |

## 4. 児童養護施設等環境改善事業

### (1)概要

#### ①事業の概要

児童養護施設におけるケア単位の小規模化等、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修、地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修及び児童相談所における児童の心理的負担を軽減するために必要な改修等を実施することにより、児童養護施設入所児童等の生活向上を図ることを目的とする事業である。

平成30年度はファミリーホーム1か所についてその費用を補助している。

#### ②業務内容

実施主体及び対象事業は次のとおりである。

表 実施主体

| 対象事業 | 実施主体 |
|---|---|
| 児童養護施設等の環境改善事業 | 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村 |
| 地域子育て支援拠点の環境改善事業 | 指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村 |
| 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 | 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市 |

(出典:厚生労働省「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」)

表 業務内容

| 対象事業 | | 事業内容 |
|---|---|---|
| 児童養護施設等の環境改善事業 | | |
| | 1)入所児童等の生活環境改善事業 | 次の①又は②に該当する事業<br>①児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入を行う事業。<br>②児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦大相談所、.婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用のベッド、乳児呼吸用モニター、緊急地震速報受信装置等、.児童の安全の確保のために必要な備品の購入や更新、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修を行う事業。 |
| | 2)ファミリーホーム等開設支援事業 | ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設、児童家庭支援センター又は婦人保護施設の地域生活移行支援施設を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業 |

| 対象事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 3）児童家庭支援センター開設支援事業 | 既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に・貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる経費を支弁する事業。 |
| 4）耐震物件への移転支援事業 | 耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している−場合に、耐震物件への移転に伴う費用に対して支援を行う事業。なお、対象となる施設等は1）②に規定する施設等とする。 |
| 地域子育て支援拠点の環境改善事業 | |
| 地域子育て支援拠点の環境改善事業地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備を行う事業。 | |
| 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 | |
| 児童相談所において、児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新を行う事業。一また、一時保護所におし、て、児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新を行う事業。 | |

（出典：厚生労働省「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」）

③事業費の推移

事業費の推移は次のとおりである。

表　事業費の推移　（単位：千円）

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 | − | − | 19,066 | 8,000 | 486 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

④里親制度

里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の養育を委託する制度である。

表　里親制度の概要

| 種類 | 対象児童 | 登録里親数 | 委託里親数 | 委託児童数 |
|---|---|---|---|---|
| 養育里親 | 要保護児童 | 9,592 世帯 | 3,326 世帯 | 4,134 人 |
| 専門里親 | 次に挙げる要保護児童のうち、 都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの<br>①児童虐待等の行為により心身 に有害な影響を受けた児童<br>②非行等の問題を有する児童<br>③身体障害、知的障害又は精神 障害がある児童 | 702 世帯 | 196 世帯 | 221 人 |

| 種類 | 対象児童 | 登録里親数 | 委託里親数 | 委託児童数 |
|---|---|---|---|---|
| 養子縁組里親 | 要保護児童 | 3,781 世帯 | 299 世帯 | 299 人 |
| 親族里親 | 次の要件に該当する要保護児童<br>①当該親族里親に扶養義務のある児童<br>②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと | 560 世帯 | 543 世帯 | 770 人 |

（出典：厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課「里親制度 （資料集）」（令和元年 10 月））

⑤小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について

小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は、家庭養育を促進するため、要保護児童に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援するものである。

平成 21 年度に創設された制度で、養育者の住居において行う点で里親と同様であり、児童 5～6 人の養育を行う点で、里親を大きくした里親型のグループホームといえる。

⑥社会的養護

厚生労働省によると社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこととされている。

厚生労働省では、社会的養護の課題と将来像の実現に向けた取組として次の 3 点を掲げている。このうち里親とファミリーホームは「家庭養護」に位置づけられている。

○里親委託の推進

○ファミリーホームの設置運営の促進

○児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①里親委託について（意見 7）

本事業は、児童養護施設等の入所児童等の生活環境改善、ファミリーホーム等開設支援、児童家庭支援センター開設支援、耐震物件への移転支援と多岐にわたっている。しかしながら、平成 30 年度の実績はファミリーホーム 1 か所に対する費用補助 486 千円にとどまっている。

厚生労働省では、里親委託は、次のような効果が期待できることから、社会的養護では里親委託を優先して検討することとしている。

(a) 特定の大人との愛着関係の下で養育され、 安心感の中で自己肯定感を育み、 基本的信頼感を獲得できる

(b)適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる

(c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、 地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる

平成31年1月に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課から公表された「社会的養育の推進に向けて」によると、全国の平成30年3月末現在の里親等委託、乳児院及び児童養護施設の児童数のそれぞれの割合は、里親等委託が19.7%、乳児院が7.8%及び児童養護施設が72.6%で児童養護施設が大きな割合を占めている。このような状況に対して厚生労働省は、地方公共団体の努力で里親等委託率をさらに引き上げることが可能であるとしている。

長野県は、平成27年3月に「長野県家庭的養護推進計画」を策定公表している。同計画は、平成27 年度（2015 年度）を初年度とし、平成 41 年度（2029 年度）を目標とする 15 年間を対象としており、里親等委託について社会的養護に占める家庭養護の割合が概ね１／３となることを目指すとしている。しかしながら、長野県の現状は、「社会的養育の推進に向けて」によると平成30年3月末現在の里親等委託率は14.7%で全国平均を5ポイント下回っている。

平成30年度の実績は、ファミリーホーム1か所に対する費用補助486千円にとどまっていることから、国及び長野県が掲げている里親委託やファミリーホーム（以下「里親等委託」という。）の推進が十分に進んでいない状況が危惧される。

里親になるためには、研修が必要などいくつかの要件があり、一定のハードルが設けられている。また、ファミリーホームを設置する場合には、里親経験と既存のファミリーホームでの勤務経験があるケースがほとんどとのことであり、ファミリーホームの設置の前提として里親の増加が必須条件となる。

長野県内には、里親同士の横のつながりとして里親会が設置されており、里親会を通して本事業の周知を行うなどの取組みをおこなっているとのことである。今後もこのような方法で本事業の周知に努めるともに、他都道府県の事例をさらに分析することで県のこれまでの対応を再検討するなどして里親等委託率の引き上げに努めていく必要がある。

**②里親委託とファミリーホームの推進について（意見８）**

平成 23 年 7 月に児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・ 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめとして公表された「社会的養護の課題と将来像」では、児童養護施設の課題と将来像として小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護を推進するとして次の方向性を掲げている。

(a)「本体施設のケア単位の小規模化」を進め、本体施設は、全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）をしていく。

(b)「本体施設の小規模化」を進め、当面、本体施設は、全施設を定員４５人以下にしていく。（４５人以下は現在の小規模施設加算の基準）

(c)「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」を推進し、施設 機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていく。

「長野県家庭的養護推進計画」によると長野県は、平成 26 年 4 月 1 日現在、3 か所の地域小規模児童養護施設（グループホーム）が設置され、児童養護施設 15 施設のうち 13 施設で、乳児院 4 施設のうち 2 施設で、計 24 の小規模グループケア（ユニットケア）が導入されているが、児童養護施設の中で本体施設を完全に小規模グループケア化できているのは 2 施設とのことで、全面改築等の時期を捉え、本体施設についてできる限り大舎制からの転換を図るとともに、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの開設・導入を進め、併せて将来的にファミリーホームの開設や開設支援を行うなど、施設の地域分散化や高機能化をふまえた、新しい施設運営を構築していくことが必要であるとしている。また、計画対象期間の各年度について児童養護施設の整備計画を掲げている。

児童養護施設の整備計画のうち平成 30 年度と平成 31 年度分は次のとおりであるが、事業が行われていることは確認できなかった。

用地確保等の事情により計画年度に実施できない場合があることはやむを得ないが、入所児童の生活環境の改善のためにも、必要な整備については計画的に実施していくことが望ましい。

【平成 30 年度】

| 施設名 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|
| 原峠保養園 | 本体施設を改修し、小規模グループケア（2ユニット12名）を導入 | H28～29 年度改修予定 |
| 軽井沢学園 | 地域小規模児童養護施設を1箇所増設 | H29 年度改修予定 |
| 松本児童園 | 本体施設の定員を6名減らし、 地域小規模児童養護施設を1箇所開設 | H29 年度改修予定 |

【平成 31 年度】

| 施設名 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|
| 木曽ねざめ学園 | 地域小規模児童養護施設を1箇所開設 | H30 年度改修予定 |
| つつじが丘学園 | 分園型小規模グループケア（2 ユニット12名）を開設 | |

表　長野県内の児童養護施設

| | 名称 | 設置主体 | 認可（届出）年月日 | 定員 | 職員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 興望館沓掛学荘 | (福)興望館 | S23. 6.10 | 30 | 25 |
| 2 | 軽井沢学園 | (福)法延会 | H18. 3.22 | 41 | 24 |
| 3 | 原峠保養園 | (福)原峠保養園 | S24. 9. 5 | 30 | 20 |
| 4 | つつじが丘学園 | (福)つるみね福祉会 | S26. 4. 1 | 46 | 24 |
| 5 | たかずやの里 | (福)たかずや福祉会 | S27. 7. 1 | 40 | 28 |
| 6 | おさひめチャイルドキャンプ | (福)長姫福祉会 | S54.12.20 | 30 | 21 |
| 7 | 風越寮 | (福)飯田風越福祉会 | S25. 3. 8 | 35 | 26 |
| 8 | 慈恵園 | (福)下伊那社会福祉会 | S25. 2.27 | 36 | 27 |
| 9 | 木曽ねざめ学園 | (福)木曽社会福祉事業協会 | S37. 6. 6 | 30 | 24 |
| 10 | 松本児童園 | (福)松本市児童養護協会 | S25. 6. 1 | 45 | 29 |

| | 名称 | 設置主体 | 認可(届出)<br>年月日 | 定員 | 職員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 11 | 三帰寮 | (福)大勧進養育院 | S23. 4.10 | 35 | 24 |
| 12 | 円福寺愛育園 | (福)円福会 | S23. 7. 1 | 35 | 25 |
| 13 | 恵愛 | (福)八葉会 | S23. 8. 1 | 45 | 33 |
| 14 | 松代福祉寮 | (福)湖会 | S27.5.10 | 52 | 26 |
| 15 | 飯山学園 | (福)飯山学園 | S25.10.20 | 41 | 21 |

(出典:長野県「社会福祉施設名簿(平成 31 年 4 月 1 日現在)」)

## 5. 施設型給付費補助事業

### (1)概要

#### ①事業の概要

保育を必要とする児童の福祉の向上のため、児童福祉法第 24 条に規定する保育の実施を行った市町村に対し、子ども・子育て支援法第 65 条第 2 号の規定により、 同法第 65 条第 2 号に規定する費用 (児童福祉法第 45 条に定める保育の最低基準を維持するための費用で負担金交付要綱に掲げるもの。)の 4 分の 1 を負担するものである。

児童福祉法第 24 条

| |
|---|
| 第二十四条　市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。<br>○2　市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。)により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。<br>○3　市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。<br>○4　市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること(以下「保育の利用」という。)の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。<br>○5　市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費(同法第二十八条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。)又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費(同法第三十条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。)の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。<br>○6　市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第四十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によるあっせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給 |

付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。

一　当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。

二　当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。

〇7　市町村は、第三項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

子ども・子育て支援法第 65 条

第六十五条　次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一　市町村が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用

二　都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用

三　市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び第五号において同じ。）が設置する特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。）に係る施設等利用費の支給に要する費用

四　国、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び次条第二号において同じ。）又は市町村が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校を除く。）に係る施設等利用費の支給に要する費用

五　国、都道府県及び市町村以外の者が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要する費用

六　地域子ども・子育て支援事業に要する費用

児童福祉法第 45 条

第四十五条　都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

〇2　都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二　児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であって児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
三　児童福祉施設の運営に関する事項であって、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
○3　児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
○4　児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

②業務内容

事業内容等は次のとおりである。

表　事業内容

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 事業主体 | 市町村 |
| 費用負担 | 県費負担事業　（国　1/2、　県　1/4、市町村　1/4） |
| 根拠法令等 | 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)<br>子どものための教育・保育給付費負担金交付要綱について(平成 27 年県民文化部長通知) |

（出典：県提供資料より監査人作成）

③事業費の推移

事業費の推移は次のとおりである。

表　事業費の推移　（単位：千円）

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 施設型給付費 | 951,711 | 2,035,158 | 2,226,863 | 2,410,313 | 2,388,657 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①県内の待機児童について（意見 9）

保育所に関しては近年、待機児童の問題が大きくクローズアップされている。

令和元年 9 月 6 日に厚生労働省から公表された「保育所等関連状況取りまとめ（平成 31 年 4 月 1 日）」（以下「取りまとめ」という。）によると、長野県の待機児童数は 80 人、待機児童率は 0.16%となっている。待機児童率は 47 都道府県で 30 番目であり、長野県の待機児童率は比較的に低いといえる。しかしながら、待機児童数は平成 30 年度の 50 人から 30 人ほど増加しており、待機児童に

関して楽観できる状況にはない。

取りまとめより市区町村別保育所等利用児童数の増減をみると、長野市を除く長野県全体では、40の市町村で合計 534 人ほど利用児童数が増加しているが、34 の市町村で合計 518 人ほど利用児童数が減少している。

518 人の減少は、新潟県、愛知県、福岡県、岐阜県及び北海道に次いでおり、長野県は、保育所の利用児童数が大きく減少している市町村がある一方で、利用児童数が大きく増加している市町村がある。利用児童数が増加している市町村のなかには待機児童数が増加するものもあり、市町村間における保育所の利用状況の差が拡大しつつある状況がうかがえる。

保育所の設置は市町村が主体となって行うものであるが、県においては、待機児童の解消に努めるためのサポートを行うとともに、市町村格差の拡大についても気を配る必要がある。

## 6. 子ども・子育て支援事業

### (1)概要

#### ①事業の概要

子ども・子育て支援法第 67 条第 2 項に基づき、市町村が策定した市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する利用者支援事業などの地域子ども・子育て支援事業に要する費用に充てるため、市町村に補助金を交付することにより子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする事業である。

子ども・子育て支援法第 67 条第2項

| |
|---|
| 2　都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額の四分の一を負担する。 |

#### ②業務内容

業務内容は次のとおりである。

表　事業内容

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 事業主体 | 市町村 |
| 負担割合 | 補助基準額に対し、県1/3、市町村1/3<br>※国庫補助額は、子ども・子育て支援交付金により市町村に直接交付 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

表　事業別内訳

| 事業名 | 事業概要 | 根拠法令 |
|---|---|---|
| 利用者支援事業 | 子ども又はその保護者の身近な場所で、.教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及必要に応じて相談・助言等を行うとともに、 関係機関との連絡調整等を実施す:る事業。<br>平成 30 年度は 33 市町村に補助を行っている。 | 第 59 条第 1 号 |
| 延長保育事業 | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用目及び利用時間以外の目及び時間において、 認定こども園、 保育所等で保育を実施する事業。<br>平成 30 年度は 20 市町村に補助を行っている。 | 第 59 条第 2 号 |
| 実費徴収に係る補足給付事業 | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、 特定教育 ・ 保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、 文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。<br>平成 30 年度は 3 市町村に補助を行っている。 | 第 59 条第 3 号 |

| 事業名 | 事業概要 | 根拠法令 |
|---|---|---|
| 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、 必要な費用の一部を補助する事業。<br>平成 30 年度は実施市町村なし | 第 59 条第 4 号 |
| 放課後児童健全育成事業 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、 その健全な育成を図る事業。<br>平成 30 年度は 65 市町村に補助を行っている。 | 第59条第5号<br>児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項 |
| 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。<br>平成 30 年度は 24 市町村に補助を行っている。 | 第59条第6号<br>児童福祉法<br>第 6 条の 3.第 3・項 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業<br>平成 30 年度は 49 市町村に補助を行っている。 | 第59条第7号<br>児童福祉法<br>第 6 条の 3 第 4 項 |
| 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、 当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。<br>平成 30 年度は 30 市町村に補助を行っている。 | 第59条第8号<br>児童福祉法<br>第 6 条の 3 第 1 項 |
| 子どもを守る地.域ネットワーク差能強化事業 | 要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関) の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業 | 第59条第8号<br>児童福祉法<br>第 6 条の 3 第 5 項 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、 情報の提供、助言等の実施に対して補助を行う事業。<br>平成 30 年度は 58 市町村に補助を行っている。 | 第59条第9号<br>児童福祉法<br>第 6 条の 3 第 6 項 |
| 一時預かり事業 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。<br>平成 30 年度は 47 市町村に補助を行っている。 | 第59条第10号<br>.児童福祉法<br>第 6 条の 3 第 7 項 |
| 病児保育事業 | 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、 看護師等が一時的に保育等を実施する事業。<br>平成 30 年度は 23 市町村に補助を行っている。 | 第59条第11号<br>児童福祉法<br>第 6 条の 3 第 13 項 |

| 事業名 | 事業概要 | 根拠法令 |
|---|---|---|
| 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。<br>平成 30 年度は 24 市町村に補助を行っている。 | 第59条第12号<br>児童福祉法<br>第 6 条の 3 第 14 項 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

③事業費の推移

それぞれの事業費の推移は次のとおりである。

表　事業費の推移　（単位：千円）

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 利用者支援事業 | － | 13,185 | 33,354 | 42,742 | 60,376 |
| 延長保育事業 | － | 86,085 | 73,302 | 82,40, | 78,704 |
| 実費徴収に係る補足給付事業 | － | 40 | 70 | 146 | 88 |
| 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | － | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 放課後児童健全育成事業 | － | 504,066 | 524,85, | 629,087 | 662,615 |
| 子育て短期支援事業 | － | 1,727 | 2,385 | 2,270 | 2,298 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | － | 14,149 | 14,508 | 15,082 | 14,742 |
| 養育支援訪問事業 | － | 8,197 | 9,983 | 10,248 | 9,514 |
| 子どもを守る地.域ネットワーク差能強化事業 | － | 5,297 | 6,776 | 6,312 | 8,969 |
| 地域子育て支援拠点事業 | － | 248,339 | 267,726 | 277,880 | 288,344 |
| 一時預かり事業 | － | 85,578 | 83,982 | 91,597 | 104,156 |
| 病児保育事業 | － | 50,911 | 56,739 | 61,745 | 75,421 |
| 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) | － | 16,776 | 18,183 | 19,393 | 18,854 |
| 計 | － | 1,343,350 | 1,091,863 | 1,238,911 | 1,324,081 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### (3)監査の意見

#### ①放課後児童健全育成事業について(意見 10)

本事業は、市町村が実施する利用者支援事業などの地域子ども・子育て支援事業に要する費用に充てるため、市町村に補助金を交付するものである。平成 30 年度の支出額をみると、放課後児童健全育成事業に関するものが二分の一を占めている。

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする事業である。

事業の種類は表１のとおりである。

平成 30 年度学校基本調査の初等中等教育機関・専修学校・各種学校に関する市町村別集計によると、県内市町村の平成 30 年 5 月 1 日現在の児童数は 108,014 人で、市部が 87,436 人、町村部が 20,578 人であった。放課後児童健全育成事業に関する補助金は、市に対するものが 541,659 千円、町村に対するものが 120,956 千円である。補助金額を児童数で除した場合、市部は児童一人あたり 6,194 円、町村部は児童一人あたり 5,877 円の補助金が支出されていることになる。

平成 30 年度の状況では、市部と町村部で児童一人あたりの補助金額に大きな差はみられないが、市の間で比較すると金額に大きな違いが生じている。

表３より、児童一人あたりの補助金額が最も大きいのは中野市（11,333 円）で、最も小さいのは佐久市（938 円）となっている。このほか、上田市、須坂市なども補助金額が大きい。

各市とも、子ども・子育て支援事業計画を定め、同計画に沿った対応を行っており、実施している放課後児童健全育成事業の内容にも違いが生じていると思われる。また、放課後児童健全育成事業が提供するサービスへのニーズも市によって状況が異なっていると思われる。

一例として、児童一人あたりの補助金額が最も小さい佐久市においては、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の利用児童は少ないものの、市内の全ての小学校区に児童館を設置し、放課後に児童が安心して過ごすことができる居場所を確保している。

このように、各市の政策の違いが本補助金の利用状況の違いに表れていると考えられるが、いずれにしても、県においては、実施主体である市町村の状況に留意しながらそのサポートに取り組む必要がある。

表1　放課後児童健全育成事業の種類

| | 内容 |
|---|---|
| (1) | 放課後児童健全育成事業 |
| (2) | 放課後子ども環境整備事業 |
| (3) | 放課後児童クラブ支援事業(障がい児受入推進事業) |
| (4) | 放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業) |
| (5) | 放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ送迎支援事業) |
| (6) | 放課後児童支援員等処遇改善等事業 |
| (7) | 障がい児受入強化推進事業 |
| (8) | 小規模放課後児童クラブ支援事業 |
| (9) | 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 |

（出典:県提供資料より監査人作成）

表2　放課後児童健全育成事業の補助金額比較

| | 補助金額合計（円） | 児童数（人） | 児童1人あたり（円/人） |
|---|---|---|---|
| 市部 | 541,659,000 | 87,436 | 6,194 |
| 町村部 | 120,956,000 | 20,578 | 5,877 |
| 合計 | 662,615,000 | 108,014 | 6,134 |

表3　放課後児童健全育成事業の補助金額比較

| | 補助金額合計（円） | 児童数（人） | 児童1人あたり（円/人） |
|---|---|---|---|
| 長野市 | 135,341,000 | 19,974 | 6,775 |
| 松本市 | 105,535,000 | 13,201 | 7,994 |
| 上田市 | 85,431,000 | 8,098 | 10,549 |
| 岡谷市 | 12,982,000 | 2,490 | 5,213 |
| 飯田市 | 27,399,000 | 5,503 | 4,978 |
| 諏訪市 | 12,893,000 | 2,525 | 5,106 |
| 須坂市 | 28,828,000 | 2,694 | 10,700 |
| 小諸市 | 2,874,000 | 2,145 | 1,339 |
| 伊那市 | 7,311,000 | 3,647 | 2,004 |
| 駒ヶ根市 | 8,260,000 | 1,756 | 4,703 |
| 中野市 | 26,033,000 | 2,297 | 11,333 |
| 大町市 | 6,862,000 | 1,091 | 6,289 |
| 飯山市 | 8,763,000 | 932 | 9,402 |
| 茅野市 | 15,406,000 | 2,984 | 5,162 |
| 塩尻市 | 15,835,000 | 3,325 | 4,762 |
| 佐久市 | 4,931,000 | 5,252 | 938 |
| 千曲市 | 14,660,000 | 2,944 | 4,979 |
| 東御市 | 10,039,000 | 1,606 | 6,250 |
| 安曇野市 | 12,276,000 | 4,972 | 2,469 |
| 合計 | 541,659,000 | 87,436 | 6,194 |

## 7. 児童館等施設整備事業

### （1）概要

#### ①事業の概要

放課後等の子どもの安全、 安心な居場所を確保し、 健全な遊びや生活の場を与えてその健康を増進し、 情操を豊かにするために市町村が実施する児童館・児童センター、 放課後児童クラブの施設整備に要する費用の一部を補助するものである。

#### ②業務内容

業務内容は次のとおりである。

表 事業概要

| 項目 | 内容 | |
|---|---|---|
| 補助対象者 | 市町村 | |
| 補助基準 | (1)児童館・児重センター | 補助基準額に対し、国 1/3、県 1/3、市町村 1/3<br>※国庫補助(次世代育成支援対策施設整備交付金)は市町村に直接交付 |
| | (2) 放課後児童クラブ | 補助基準額に対し、国 1/3、県 1/3、市町村 1/3<br>※国庫補助(子ども・子育て支援整備交付金) は市町村に直接交付 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

#### ③事業費の推移

事業費の推移は次のとおりである。

表 事業費の推移 （単位：千円）

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 児童館等施設整備事業 | 18,084 | 55,373 | 31,234 | 82,536 | 52,966 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

#### ④児童館について

児童館は、児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設である。

児童館は、遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等を行う。設置及び運営主体は、都道府県、市町村（特別区含）、社会福祉法人等である。

厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査によると、平成 29 年 10 月 1 日現在、全国には 4,541 の児童館が設置されている。その内訳は、公営が 2,632 施設、民営が 1,909 施設である。

### (2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### (3)監査の意見

#### ①児童館の設置状況について(意見 11)

厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査によると、平成 29 年 10 月 1 日現在、全国には 4,541 の児童館が設置されている。長野県は公営が 84 施設、民営が 103 施設で合計 187 施設設置されており、東京都、北海道、愛知県に次いで全国で 4 番目の設置数となっている。

長野県は、全国的にみて児童館の設置数が多い都道府県といえるが、設置個所は市部に集中している。長野県が公表している令和元年度社会福祉施設名簿(平成 31 年 4 月 1 日現在)(以下「社会福祉施設名簿」という。)には、180 の児童館が記載されているが、そのうちの 154 施設が市部、26 施設が町村部に設置されている。また、この 180 施設を福祉事務所の管轄別(市部含む)でみると、長野に 55 施設、松本に 48 施設あるのに対し、大町は 2 施設、諏訪は 1 施設、木曽は 0 施設である。

また、一般に公共施設は、施設の老朽化に対して設置者である地方公共団体がどのように図っていくかという課題があり、県内の児童館も同様の状況にある。社会福祉施設名簿より、同名簿に記載されている認可(届出年月日)より、令和 2 年 1 月 1 日までの年数を試算すると、50 年以上経過している児童館が 7 施設、30 年以上 50 年未満の児童館が 56 施設、10 年以上 30 年未満の児童館が 106 施設、10 年未満の施設が 11 施設となっており、令和 2 年 1 月 1 日現在、全体の三分の一強を占める 63 の児童館が認可(届出年月日)より 30 年以上経過している。

以上より、長野県内に設置されている児童館は、市部と町村部など地域により設置数に違いがあることで、地域により住民へ提供するサービスに違いが生じていることが課題の一つと考える。

また、50 年以上が経過している施設が散見されるなど、老朽化が進行する中で、施設のメンテナンスをどのように効率的、経済的に進めていくか、建て替えが必要とされた場合にその財源をどのように確保するかなどの課題も考えられる。

これらの課題にどのように対応していくかは、一義的には、児童館を設置している市町村や社会福祉法人などの民間団体であるが、県としてもそのような設置者にどのようなサポートを行っていくか、他の施策と同様、計画的に対応を図っていく必要がある。

表1 都道府県別児童館数(平成 29 年 10 月 1 日現在) (単位:施設)

| 順位 | 都道府県名 | 公営 | 民営 | 総数 |
|---|---|---|---|---|
| ― | 合計 | 2,632 | 1,909 | 4,541 |
| 1 | 東京都 | 475 | 114 | 589 |
| 2 | 北海道 | 225 | 134 | 359 |
| 3 | 愛知県 | 197 | 96 | 293 |
| 4 | 長野県 | 84 | 103 | 187 |
| 5 | 兵庫県 | 40 | 145 | 185 |

(出典:社会福祉施設等調査より監査人作成)

表2　長野県内の児童館の設置数　（単位:施設）

| 区別 | 設置数 |
|---|---|
| 市区 | 154 |
| 町村 | 26 |
| 合計 | 180 |

| 福祉事務所 | 設置数 |
|---|---|
| 佐久 | 34 |
| 上田 | 18 |
| 諏訪 | 1 |
| 伊那 | 5 |
| 飯田 | 12 |
| 木曽 | 0 |
| 松本 | 48 |
| 大町 | 2 |
| 長野 | 55 |
| 北信 | 5 |
| 合計 | 180 |

（出典：社会福祉施設名簿より監査人試算）

表3　長野県内の児童館の設置状況　（単位:施設）

| 項目 | 50 年以上 | 30 年以上 | 10 年以上 | 10 年未満 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 児童館 | 7 | 56 | 106 | 11 | 180 |

（出典：社会福祉施設名簿より監査人試算）

## Ⅲ. 私学振興課

### 監査対象とした事業と結果・意見の有無

私学振興課が行う事業のうち、監査対象とした事業とその事業に対する結果・意見の有無は次表のとおりである。

（単位：千円）

| No. | 事業名 | 決算額 | 事業の概要 | 結果 | 意見 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 私立学校教育振興費補助金 | 6,155,217 | 私立高等学校、私立中等教育学校、私立中学校、私立小学校、私立幼稚園、私立専修学校の運営費に対して補助。 | 無 | 無 |
| 2 | 認定こども園等への支援 | 605,364 | 認定こども園の施設整備に対して補助、幼児教育の質の向上のため、遊具や運動用具教具等の設備整備に対して補助、 幼稚園教諭免許状取得を支援するため養成施設受講料等に対して補助、認定こども園へ移行支援、園務改善のための ICT 化支援、<br>子ども・子育て支援法に基づき、市町村が認定こども園等へ交付する経費に対して負担・補助 | 無 | 無 |
| 3 | 私立高等学校等の保護者負担軽減のための支援事業 | 2,070,336 | 私立小中学校等に通学する低所得世帯を中心として、教育費負担を軽減するため、授業料等への助成を実施。 | 無 | 有 |
| 4 | 私学財団等への支援（退職資金等）＊1 | 311,442 | 私立学校に勤務する教職員の退職資金給付、長期給付業務（年金）に要する経費に対して補助した場合に補助 | 無 | 無 |
| 5 | 事務費等＊2 | 20,627 | 委員報酬、事務経費等 | 無 | 無 |
| | 合計 | 9,162,986 | | | |

＊１私学財団等への支援（退職資金等）は、私立学校に勤務する教職員の退職資金給付、長期給付業務（年金）に要する経費として確定した補助率による補助金であることから説明を省略する。

＊２事務費等は、委員報酬及び事務経費を計上していることから説明を省略する。

## 1. 私立高等学校等の保護者負担軽減のための支援事業

### (1)概要

#### ①事業の概要

##### 1)私立高等学校等の保護者負担軽減のための支援事業

長野県では、私立高等学校等の保護者負担軽減のために、次のような支援事業を行っている。

表 私立高等学校等の保護者負担軽減のための支援事業の項目一覧

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 私立高等学校等就学支援事業交付金 | 教育費負担の軽減を図り、私立高等学校等の就学を支援するため、授業料について高等学校等就学支援金を支給。 |
| 私立高等学校授業料等軽減事業補助金 | 私立高等学校等を設置する学校法人が、生徒の授業料等を減免した場合に学校法人に対して当該減免額を補助。 |
| 私立高等学校等学び直し支援事業 補助金 | 私立高等学校等の学び直しを支援するため、授業料について私立高等学校等学び直し支援金を支給 |
| 私立高等学校等奨学給付金事業 | 私立高校等における授業料以外の納付金等について、私立高校生等のいる低所得世帯の経済的負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を支給 |
| 私立専門学校生に対する経済的支援事業 | 私立専門学校生の修学を支援するため、授業料等について助成を行い、また修学支援アドバイザーによる相談を実施 |
| 私立学校被災生徒授業料等軽減事業 | 東日本大震災により被災し、県内の私立学校に在籍又は 転入学した生徒等の保護者負担を軽減するため、私立学 校が授業料等を軽減した場合に補助 |
| 私立小中学校等授業料軽減事業 | 保護者負担の軽減を図るため、私立小中学校等が授業料を軽減した場合に補助 |

(出典:県提供資料より監査人作成)

##### 2)私立高等学校の生徒数の推移

私立高等学校の生徒数の推移は次のとおりである。私立高等学校(全日制)では募集定員は学則定員に比べて 10%程度少なく、生徒数は募集定員より 5%程度少なくなっている。私立高等学校(通信制)では生徒数は募集定員の 50%強となっている。

私立高等学校の生徒数の推移（単位：人）

（全日制）

| 年度 | 学校数 | 学則定員 | 募集定員 | 生徒数 |
|---|---|---|---|---|
| 平成 28 年度 | 16 | 12,855 | 11,275 | 10,424 |
| 平成 29 年度 | 16 | 12,909 | 11,165 | 10,511 |
| 平成 30 年度 | 17 | 12,989 | 11,125 | 10,566 |

（通信制）

| 年度 | 学校数 | 学則定員 | 募集定員 | 生徒数 |
|---|---|---|---|---|
| 平成 28 年度 | 6 | 3,460 | 3,460 | 1,955 |
| 平成 29 年度 | 8 | 4,900 | 4,900 | 2,498 |
| 平成 30 年度 | 8 | 4,900 | 4,900 | 2,626 |

（県提供資料より作成）

3）私立・県立高等学校（全日制）の初年度納付金平均額の推移

私立・県立高等学校（全日制）の初年度納付金平均額の推移は次のとおりである。高等学校（全日制）の初年度納付金平均額において、私立は県立の約 5 倍となっている。なお、公立高等学校授業料不徴収により、平成 22 年から 25 年まで県立高校の授業料は無償であった。

私立・県立高等学校（全日制）の初年度納付金平均額の推移（単位：円）

| 年度 | 私立 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 入学金 | 授業料 | その他 | 計(A) |
| 平成 28 年度 | 123,333 | 292,200 | 211,853 | 627,386 |
| 平成 29 年度 | 124,000 | 292,200 | 214,187 | 630,387 |
| 平成 30 年度 | 124,375 | 297,844 | 221,331 | 643,550 |

| 年度 | 県立 | | | 比較 |
|---|---|---|---|---|
| | 入学金 | 授業料 | 計(B) | A/B |
| 平成 28 年度 | 5,650 | 118,800 | 124,450 | 5.01 |
| 平成 29 年度 | 5,650 | 118,800 | 124,450 | 5.04 |
| 平成 30 年度 | 5,650 | 118,800 | 124,450 | 5.17 |

②業務内容

私立高等学校等の保護者負担軽減のための支援事業の中から、私立高等学校等就学支援事業交付金、私立高等学校授業料等軽減事業補助金及び私立高等学校等奨学給付金等を以下に説明する。

1）私立高等学校等就学支援事業交付金

ア私立高等学校等就学支援事業交付金の概要

高等学校等就学支援金は、高等学校等に通う生徒に対して授業料に充てるため、国が費用を負担し、県が支給している。就学支援金は、生徒本人に直接支給されるものではなく、学校が代理受領し授業料に充当している。

イ対象となる生徒１人あたりの支給額

対象となる生徒１人あたりの支給額

| 要件 | | 就学支援金<br>支給額（年額） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額の合計 | 0 円（非課税） | 297,000 円 | 私立高等学校授業料等軽減事業の対象となる。 |
| | 100 円以上 85,500 円未満 | 237,600 円 | |
| | 85,500 円以上 257,500 円未満 | 178,200 円 | |
| | 257,500 円以上 507,000 円未満 | 118,800 円 | 私立高等学校授業料等軽減事業の対象外である。 |
| | 507,000 円以上 | － | |

（長野県ホームページ（私学振興課）及び教育要覧より作成）

2）私立高等学校授業料等軽減事業補助金

ア私立高等学校授業料等軽減事業補助金の概要

授業料に高等学校等就学支援金等を充てているが、なお納めなくてはならない授業料が残る場合、この残りの授業料と就学支援金の対象外である入学金について軽減を行っている学校がある。県では、このような学校に対し、補助を行っている。

次の要件の全てに該当する生徒の授業料又は入学金を軽減した学校に対して、県は補助金を交付している。

・学校法人が長野県内に設置する高等学校等に在籍する生徒。
・保護者等の道府県民税所得割の額及び市町村民税所得割の額を合算した額が 257,500 円未満であること。
・保護者等のうちの少なくとも１名が県内に住所を有すること（住民票を有すること。）。

この補助金は、在籍する生徒の授業料又は入学金の軽減を行った学校に対し県が補助するものであり、県から直接、家庭へ補助金を支給することはない。

生徒に対する授業料又は入学金の軽減は、あくまで学校法人が行うものであり、授業料等の軽減を受けるための具体的な手続きを学校に申請することになる。県内に所在する学校を設置している学校法人に対する補助制度である。

イ授業料等軽減補助額

| 要件 | | 授業料補助額（年額） | 入学金補助額 |
|---|---|---|---|
| 道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額の合計 | 0 円（非課税） | 授業料年額（356,400 円を限度）から就学支援金等を控除した額 | 全日制：24,500 円<br>通信制：14,800 円 |
| | 100 円以上 85,500 円未満 | 授業料年額（297,000 円を限度）から就学支援金等を控除した額 | |
| | 85,500 円以上 257,500 円未満 | 授業料年額（178,200 円を限度）から就学支援金等を控除した額 | |

（（長野県ホームページ（私学振興課）及び教育要覧より作成）

3）私立高等学校等奨学給付金支援事業

ア私立高等学校等奨学給付金支援事業の概要

県では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費（教科書費、教材費など）の負担を軽減するため、平成 26 年 4 月以降に私立高等学校等に入学した高校生等のうち、一定の所得以下の世帯に対して奨学給付金の支給を行っている。受給希望者は学校又は県に申請書等を提出する。　この奨学給付金は、返済不要である。

支給対象者は、原則として 7 月 1 日（基準日）現在、次の全ての要件に該当する世帯が対象となっている。

(1) 対象となる高校生等が、平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等就学支援金の支給対象校に入学し在籍していること

(2) 保護者等（親権者）が県内に住所を有すること。（住民票を有していること）

(3) 保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が 0 円（非課税）、又は生活保護（生業扶助）を受けていること。

イ支給額

支給額は、次のとおり世帯区分及び世帯における高校生等の人数により異なっている。

| | |
|---|---|
| 生活保護受給世帯<br>（生活保護法第 36 条の規定による生業扶助が措置されている世帯） | 1 人あたり年額 52,600 円 |
| 保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯 | ― |
| 全日制・定時制に在学する高校生等 第 1 子 | 年額 98,500 円 |
| 全日制・定時制に在学する高校生等 第 2 子以降 | 1 人あたり年額 138,000 円 |
| 通信制に在学する高校生等 | 1 人あたり年額 38,100 円 |

（長野県ホームページ（私学振興課）及び教育要覧より作成）

③事業費の推移

私立高等学校等の保護者負担軽減のための支援事業は次のとおりである。

表 事業費の推移(単位:千円)

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 私立高等学校等就学支援事業交付金 | 1,653,411 | 1,697,742 | 1,712,231 | 1,809,504 | 1,819,484 |
| 私立高等学校授業料等軽減事業補助金 | 149,763 | 130,715 | 103,884 | 113,827 | 120,782 |
| 私立高等学校等学び直し支援事業 補助金 | 352 | 1,268 | 2,600 | 5,078 | 6,227 |
| 私立高等学校等奨学給付金支援事業 | 29,983 | 60,917 | 104,782 | 111,966 | 117,317 |
| 私立専門学校生に対する経済的支援事業 | — | 4,126 | 2,837 | 2,501 | 2,421 |
| 私立学校被災生徒授業料等軽減事業<br>私立小中学校等授業料軽減事業 | | | | 14,699 | 4,105 |
| 計 | 1,833,509 | 1,894,768 | 1,926,334 | 2,057,575 | 2,070,336 |

④他県の授業料支援との比較

県の私立高校生（全日制）への授業料等支援について、近隣の群馬県及び新潟県と比較する。県の私立高校生（全日制）への授業料支援は、年収目安350万円までの世帯の私立高校生に授業料平均額まで支援しているが、年収目安350万円を超えると県による授業料支援（私立高等学校授業料等軽減事業補助金）がなくなる。新潟県の支援と同様である。県の入学金補助は年収目安590万円未満の世帯に一律24,500円の支援をしている。群馬県、新潟県では年収目安250万円未満の世帯に60,000円、73,700円として、年収目安250万円未満の住民税非課税世帯への補助額を多くしている。

## 平成30年度　都道府県別　私立高校生（全日制）への授業料等支援【長野県】

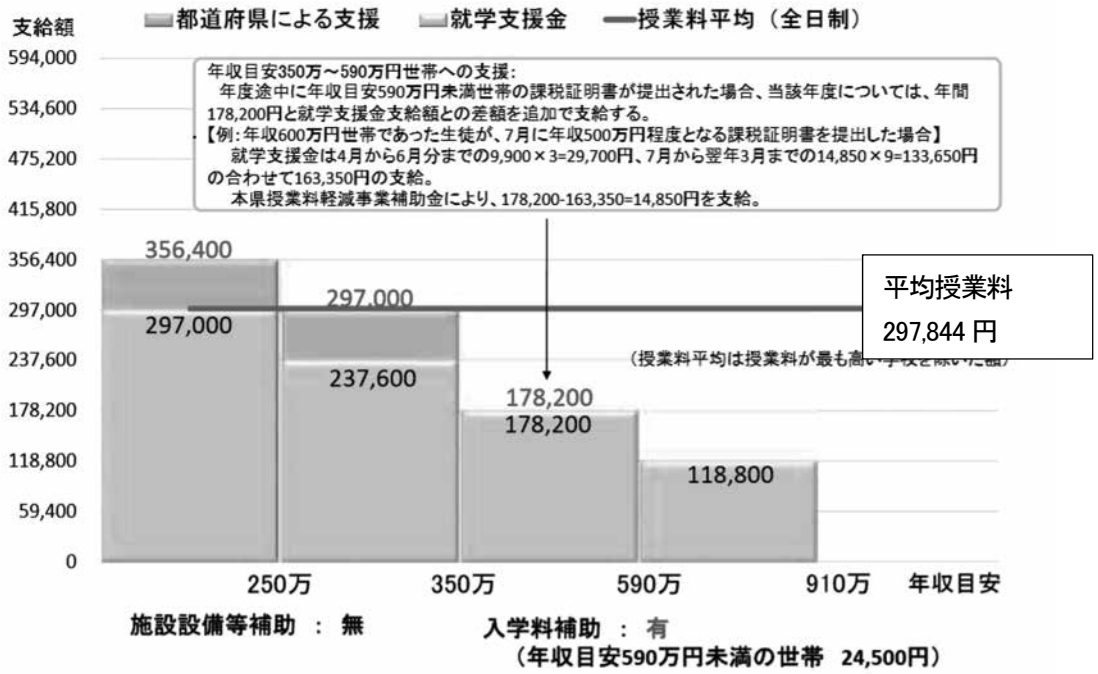


## 平成30年度　都道府県別　私立高校生（全日制）への授業料等支援【群馬県】

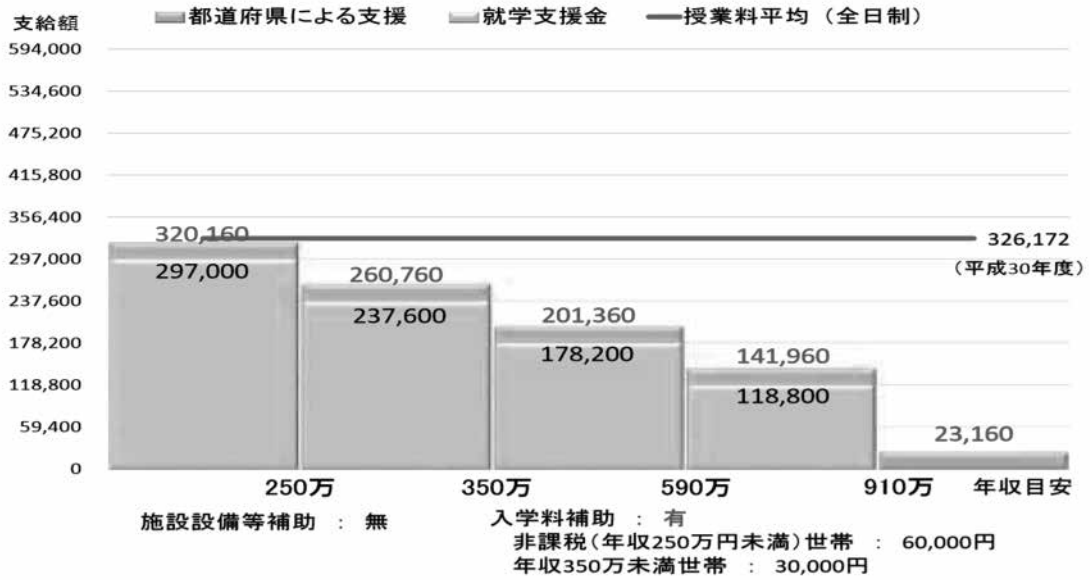

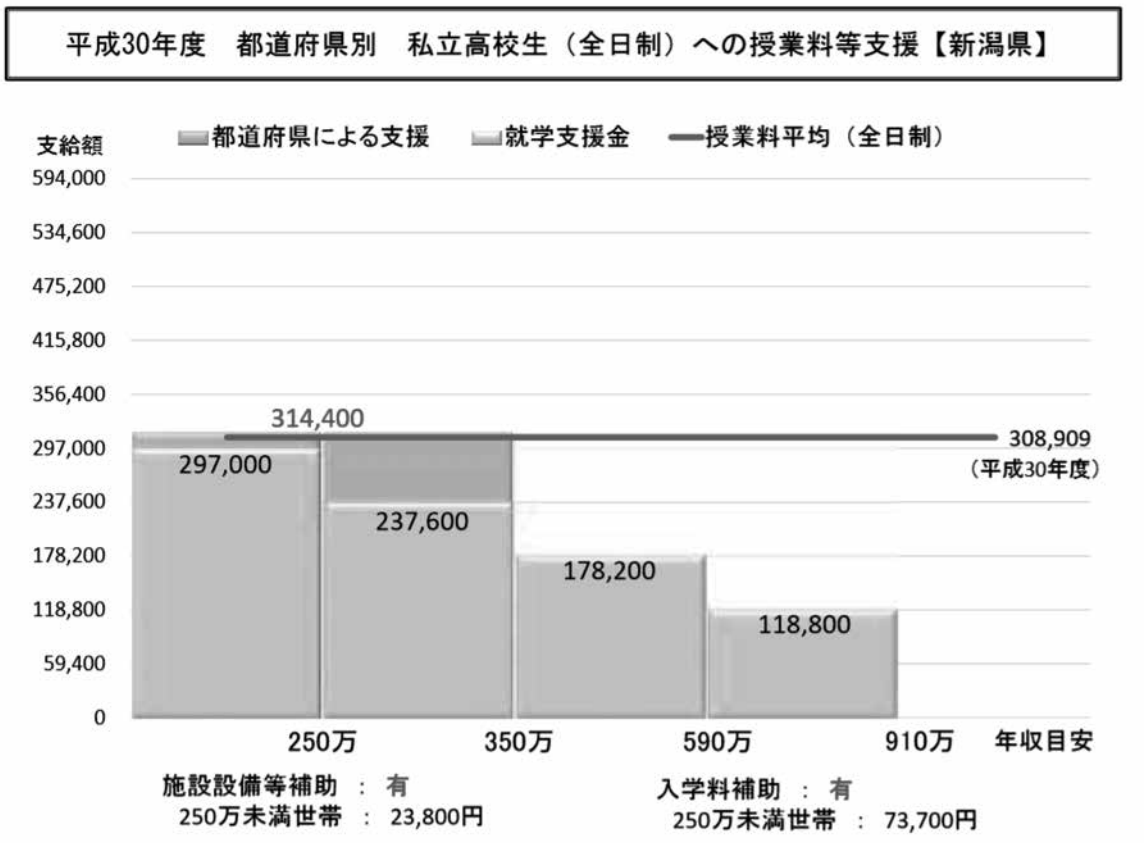


（文部科学省　高校生等への修学支援に関する参考資料より抜粋）

⑤高等学校等就学支援金制度の改正

令和 2 年度（2020 年 4 月）から私立高校等に通う生徒の「就学支援金」の上限額の引上げなどの制度改正が行われる。

年収約 590 万円未満世帯の生徒を対象に支給上限額が 396,000 円（全日制高等学校の場合）まで引上げられる。これにより私立高等学校授業料等軽減事業補助金については、対象者が大幅に減少するが、入学金への支援は補助必要がある。高等学校等奨学給付金は従来通りであり併用することができる。

⑥成果指標

私立高校全日制定員充足率は目標値を未達成であった。これは、定員超過の学校が解消された一方で、定員に満たない学校が複数あり、全体として目標に達しなかったとしている。

指標及び達成状況（事業改善シート（30 年度実施事業分））

| 成果指標（単位：%） | 29 年度　成果 | 30 年度目標値 | 30 年度　成果 | 達成状況 |
|---|---|---|---|---|
| 私立高校全日制定員充足率 | 99.10 | 96.3 | 95.10 | 未達成 |
| 私立高校進路希望達成率 | 95.20 | 92.4 | 94.65 | 達成 |
| 授業料滞納率 | 0.16 | 0.22 | 0.15 | 達成 |

| 成果指標（単位：%） | 29 年度　成果 | 30 年度目標値 | 30 年度　成果 | 達成状況 |
|---|---|---|---|---|
| 私立幼稚園子育て支援事業実施率 | 97.00 | 98.0 | 99.03 | 達成 |
| 私立専門学校就職率 | 97.40 | 95.3 | 96.10 | 達成 |

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①私立高等学校授業料等軽減事業補助金の交付手続き及び時期の見直しについて（意見 12）

私立高等学校授業料等軽減事業補助金は、県単独事業であり、私立高等学校等就学支援金の上乗せ等を行い、一定所得以下の授業料負担の軽減を図る事業である。しかし、交付時期は 12 月から始まり、私立高等学校等就学支援金に比べて交付時期が遅くなっている。

令和 2 年度から私立高等学校等就学支援金の支給上限額の引上げの制度改正があり、県単独事業の授業料等軽減事業の対象者は大幅に減少するが、入学金への支援は引き続き必要であることから、交付時期を早めるように検討することが望まれる。

②成果指標を上げるための助言注視の必要性について（意見 13）

私立高等学校等就学支援金及び私立高等学校授業料等軽減事業補助金等により保護者負担の軽減を図ることの効果は、私立高校全日制定員充足率や授業料滞納率等を成果指標として達成状況を測定している。

指標及び達成状況（事業改善シート（30 年度実施事業分））

| 成果指標（単位：%） | 29 年度　成果 | 30 年度目標値 | 30 年度　成果 | 達成状況 |
|---|---|---|---|---|
| 私立高校全日制定員充足率 | 99.10 | 96.3 | 95.10 | 未達成 |
| 授業料滞納率 | 0.16 | 0.22 | 0.15 | 達成 |

私立高校全日制定員充足率については、目標値未達成は定員超過の学校が解消された一方で、定員に満たない学校が複数あり、全体として目標に達しなかったためとしている。

定員に満たない学校については、毎年度、学校別・学年別・男女別生徒数によって明らかになっており、直近 3 年間に大きな変動はない。

定員充足率の分析のために、学校毎の中途退学者の割合（中退率）の調査を依頼したところ、定員に満たない学校の内には中途退学者の割合（中退率）が 5%程度となっている学校があることが判明している。中途退学者の割合（中退率）を減らすために、学校に方策を講じるように求めることが望まれる。

また、授業料滞納率は目標値を達成していることから、より踏み込んだ分析は行っていない。授業料滞納率は全体として 0.15%ではあるが、学校毎の授業料滞納率の調査を依頼したところ、2%程度となっている学校もあることが判明している。

すなわち、定員充足率や滞納率の成果指標については、全体的に効果を測定するだけではなく、各学校の固有の事情を把握して、個々の学校に必要な助言等を行いつつ、注視することにより、補助金の効果を上げることが必要である。

中退率（全日制）
（各年度の 4 月 1 日現在の在籍者数に対する、その年度中の中途退学者の割合）

| | | 学校名 | 中退率(%) |
|---|---|---|---|
| 30 年度 | 1 | A | 4.6 |
| | 2 | － | － |
| | 3 | － | － |
| 29 年度 | 1 | C | 6.7 |
| | 2 | B | 5.2 |
| | 3 | － | － |
| 28 年度 | 1 | C | 6.6 |
| | 2 | B | 4.8 |
| | 3 | A | 4.6 |

授業料滞納率（全日制）

（各年度中に授業料を納付すべき生徒のうち、各年度の 3 月 31 日現在に滞納している生徒数に対する各年度の 5 月 1 日現在の生徒数の割合）

| | | 学校名 | 授業料滞納率（%） |
|---|---|---|---|
| 30 年度 31.3.31 | 1 | A | 2.7 |
| | 2 | B | 2.1 |
| | 3 | － | － |
| 29 年度 30.3.31 | 1 | A | 2.4 |
| | 2 | － | － |
| | 3 | B | 1.1 |
| 28 年度 29.3.31 | 1 | A | 2.5 |
| | 2 | － | － |
| | 3 | B | 1.5 |

## Ⅳ. 高等教育振興課

### 監査対象とした事業と結果・意見の有無

高等教育振興課が行う事業のうち、監査対象とした事業とその事業に対する結果・意見の有無は次表のとおりである。

（単位：千円）

| No. | 事業名 | 決算額 | 事業の概要 | 結果 | 意見 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 公立大学法人長野県立大学関連事業<br>公立大学法人総務費 | 435 | 評価委員会を開催 | 無 | 無 |
| 2 | 公立大学法人長野県立大学関連事業<br>公立大学法人運営費交付金 | 1,255,072 | 県立大学及び短期大学の運営費交付金を交付 | 無 | 有 |
| 3 | 長野県立大学施設整備事業 | 246,007 | 三輪キャンパス外構工事<br>短期大学旧校舎解体工事（アスベスト除去工事含む） | 無 | 無 |
| 4 | 信州高等教育支援センター運営事業 | 5,241 | 人材定着につながるような取組を行う大学等を支援 ・県内大学の魅力向上支援及び発信・県内大学に無い学部学科等の設置支援・学校設置希望者のニーズに応じた総合サポート・人材育成と県内定着につながる取組 | 無 | 無 |
| | 信州で学ぼう！魅力発信事業<br>LINE での情報発信<br>SNS での情報発信<br>パンフレットの配布<br>信州で学ぼう！大学発信事業補助金 | 3,111<br>594<br>376<br>1,000 | 若者に利用度の高い LINE のアプリを活用し、長野県で学ぶ魅力を発信、SNS 上の広告掲載、県内大学の魅力を発信するため、県内高校の２年生に、県内大学の魅力を伝えるパンフレットを配布<br>県内の高校生に向け、県の知の拠点としての大学の魅力と、長野県で学ぶことの魅力を併せて発信する高等教育コンソーシアム信州の取組を支援 | 無 | 有 |
| | 大学生海外インターンシップ支援事業 | 1,482 | 経済界と連携して、意欲ある県内大学生 14 人の海外インターシップを支援 | 無 | 無 |

| No. | 事業名 | 決算額 | 事業の概要 | 結果 | 意見 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 清泉女学院大学看護学部設置事業補助金 | 415,550 | 清泉女学院大学の看護学部新設に伴う経費に対し助成 | 無 | 無 |
| 5 | 長野保健医療大学看護学部設置事業補助金 | 300,000 | 長野保健医療大学の看護学部新設に伴う経費に対し助成 | 無 | 無 |
| － | その他経費<br>宗教法人事務嘱託員<br>高等教育参与<br>高等教育コンソーシアム信州特別会員負担金<br>事務費 | <br>2,263<br>50<br>100<br>1,182 | 宗教法人事務に係る行政嘱託員の経費を支出、高等教育振興に係る県施策への助言を求めるため、高等教育参与を設置、県内 9 大学が参画する高等教育コンソーシアム信州の特別会員としての負担金を支出、特別経費等 | 無 | 無 |
| | 合計 | 2,232,463 | | | |

その他経費は、高等教育振興課所管事業の少額な事業費をまとめており、高等教育振興課は平成30 年度の組織改正により設けられたことから記載を省略する。

## 1．公立大学法人長野県立大学関連事業（公立大学法人運営費交付金）

### （1）概要

#### ①事業の概要

公立大学法人長野県立大学関連事業（公立大学法人運営費交付金）は、長野県立大学運営費及び長野県短期大学運営費の交付に関する事業である。公立大学法人長野県立大学の概要を説明する。

**公立大学法人長野県立大学の概要**

長野県立大学は、長野県長野市三輪8丁目49番7号に本部を置く公立大学である。2018年に設置された。地方独立行政法人法により設立団体は長野県である公立大学法人として運営されている。

**概要**

1950年（昭和25年）創立の長野県短期大学を改組（平成30年募集停止）し、2018年（平成30年）4月に4年制化して開学した大学である。

1年次は全寮制でコミュニケーション力や社会性などを身につけ、2年次は全員参加の海外プログラムで国際性や語学力を高めるとしている。ソーシャルビジネスを中心とする起業促進にも力を入れており、そのためのコースやセンターを設けている。

**学部・付属機関**

グローバルマネジメント学部
　グローバルマネジメント学科
　　グローバル・ビジネスコース
　　企(起)業家コース
　　公共経営コース
健康発達学部
　食健康学科
　こども学科

**付属機関**

グローバルセンター
ソーシャル・イノベーション創出センター
キャリアセンター
学生サポートセンター
象山寮

**交通アクセス**

三輪キャンパス（旧長野県短期大学校地）
後町キャンパス（旧長野市立後町小学校校地）

**学長**

初代：金田一真澄（2018年 － 現在）

キャンパス

（三輪キャンパス）

（図書館新棟）

（図書館（短大から継承））

（後町キャンパス）

②業務内容

公立大学法人長野県立大学関連事業（公立大学法人運営費交付金）は、運営費交付金の交付に関する業務である。

③事業費の推移

公立大学法人長野県立大学関連事業（公立大学運営費交付金）の事業費は、長野県立大学運営費及び長野県短期大学運営費である。事業費の推移は次のとおりである。

表　事業費の推移（単位：千円）

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 公立大学法人運営費交付金 | － | － | － | － | 1,255,072 |
| 計 | － | － | － | － | 1,255,072 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

公立大学法人長野県立大学は平成30年度に設置されている。

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①予算策定の精緻化について（意見14）

教員人件費は不執行により予算よりも大幅に余剰となり、これを積立金に計上している。大学開学時の大学設置基準に適合した教員を配置する必要から予算を計上したが、教員の都合から採用時期が当初予定よりも遅れ、教員を補充することができなかったことなどにより生じている。積立金は、大学法人に損失が生じない限り取崩すことはできないことから、中期計画期間の終了時に設立団体である長野県に返還等されるまで積み立て続けられる。5年間にわたり約1億円（97,182千円）が大

学法人に積み立て続けられることが予想されるため、長野県にとって不効率な資金の執行となっている。結果として当該教員人件費は過大な予算計上であったといえることから、予算策定すなわち運営費交付金交付額の精緻化が望まれる。

1)利益の処分に関する書類（平成 30 年度）

長野県立大学では平成 30 年度財務諸表として利益の処分に関する書類を次のように示している。

**利益の処分に関する書類**

（平成31年3月31日）

（単位：円）

| | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ　当期未処分利益 | | | 140, 179, 429 |
| 当期総利益 | | 140, 179, 429 | |
| Ⅱ　利益処分額 | | | |
| (1)　積立金 | | 97, 182, 028 | |
| (2)　地方独立行政法人法第40条第３項の規定により設立団体の長の承認を受けようとする額 | | | |
| 教育研究の質の向上及び組織運営の改善積立金 | 42, 997, 401 | 42, 997, 401 | 140, 179, 429 |

長野県立大学では平成 30 年度に当期純利益 140, 179 千円を積立金 97, 182 千円と教育研究の質の向上及び組織運営の改善積立金（目的積立金）42, 997 千円に利益処分している。

利益処分額である積立金と目的積立金（教育研究の質の向上及び組織運営の改善積立金）は、使途が認められるか否かにより異なる。

- 積立金は、前期繰越欠損金に充当することを除き中期目標期間（6 年間）の終了時まで積み立て続けられる（地方独立行政法人法第 40 条第１項、第２項）。
- 目的積立金（教育研究の質の向上及び組織運営の改善積立金）は、中期計画等に定めた、すなわち、法人の意思による使途に充てることができる（地方独立行政法人法第 40 条第 3 項）。

地方独立行政法人法（抜粋）（平成 30 年 4 月 1 日施行）

（利益及び損失の処理等）

第四十条　地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

２　地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

３　地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

４　地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による

整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
5　地方独立行政法人は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
6　前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

2)積立金と目的積立金

上記の長野県立大学の平成30年度利益処分は、長野県（設立団体の長（長野県知事））によって承認されている。長野県（設立団体の長（長野県知事））は、地方独立行政法人法の定めに従い、長野県立大学に目的積立金を承認するとともに、当期純純利益から目的積立金を除いた額を積立金として積み立てさせている（地方独立行政法人法第40条第3項及び第5項、地方独立行政法人法第40条第1項）。長野県立大学は、大学法人に損失が生じない限り積立金を取崩すことはできないことから、積立金を中期計画期間の終了時に長野県（設立団体）に返還等するまで積み立て続けることになる。

長野県は、長野県立大学の平成30年度利益処分を、経営努力により生じた利益と認定する基準（経営努力認定基準）の概要に従って承認している。

平成 30 年度利益処分における積立金と目的積立金の区別の方法について、経営努力により生じた利益と認定する基準（経営努力認定基準）の概要に沿って以下に説明する。

(1) 業務実績評価及び定員充足率が達成していることを確かめている。

- 長野県立大学の平成30年度は業務実績評価及び定員充足率が達成している。

(2) 業務実績評価及び定員充足率が達成の場合、剰余金の発生原因に基づき経営努力認定とすることを確かめる。

- 剰余金（140,179千円）は、発生原因その１である運営費交付金等に基づく収益以外の収益（自己収入）から生じた利益（26,635 千円）と、発生原因その２である費用が減少したことによって生じた利益（113,544 千円）からなる。
- 発生原因その２により生じた利益（113,544 千円）のうち、人件費の不執行（不認定事由）及びサステナブル先導事業補助金検証費の不執行（不認定事由）から生じた利益を除いて目的積立金として経営努力を認定している(16,362 千円)。
- 上記の人件費の不執行から生じた利益は、当初予定した教員が就任していないことから生じているものであり、不認定とする場合（不認定事由）の人件費の不執行に該当することから、積立金として積み立てることになる(94,733 千円)。
- また、サステナブル先導事業補助金検証費の不執行から生じた利益は、業務の一部を翌年度に実施することとしたため生じているものであり、不認定とする場合（不認定事由）に該当することから、積立金として積み立てることになる（2,449 千円）。

長野県立大学の経営努力認定基準の概要

⑴業務実績評価及び定員充足率が達成していること

〇業務実績評価

業務実績に関する評価結果(全体 評価)が「中期計画の進捗は順調」以上であること

【県独自基準】〔5 段階評価のうち、上位の 2 評価〕

評価委員会による全体評価

●中期計画の進捗は優れて順調

●中期訓画の進捗は順調（１００％：計画通り）

●中期計画の進捗は概ね順調 （８０％）

〇定員充足率

学生収容定員の充足率９０％ 以上であること【文部科学省通知に準拠】

⑵ 業務実績評価及び定員充足率が達成の場合、剰余金の発生原因に基づき経営努力認定とする

〇剰余金の発生原因その１

運営費交付金等に基づく収益以外の収益(自己収入)から生じた利益であること【地方独立行政法人会計基準に準拠】⇒原則、経営努力認定する

〇剰余金の発生原因その２

費用が減少したことによって生じた利益であること【地方独立行政法人会計基準に準拠】

⇒不認定事由(*1)相当額を控除し、認定する

(*1)費用が減少したことによって生じた利益のうち、不認定とする場合（不認定事由）

・使途を特定して交付された運営費交付金から生じた利益

・人件費の不執行から生じた利益

・その他の経営努力により生じた利益でないことが明らかな利益

## 2. 信州で学ぼう！魅力発信事業、信州で学ぼう！大学発信事業補助金、大学生海外インターンシップ支援事業

### （1）概要

#### ①事業の概要

信州で学ぼう！魅力発信事業の関連事業は、長野県高等教育振興基本方針の基本的方策である高校生等への発信を具体化した事業であり、高等教育振興課及び信州高等教育支援センターにより実施している。信州で学ぼう！魅力発信事業の関連事業について、長野県高等教育振興基本方針及び信州高等教育支援センターにおける位置づけと信州で学ぼう！魅力発信事業の関連事業の概要を説明する。

#### 1）長野県高等教育振興基本方針

長野県では、平成28年5月に長野県高等教育振興基本方針を策定して高等教育振興の方向性を示している。信州で学ぼう！魅力発信事業は長野県の高等教育の課題の中で課題解決に向けた基本的方策の１つとして位置づけられている。

ア長野県の高等教育の課題

長野県の高等教育の課題として、3つの課題があるとしている。

・大学進学者の県外流出率が高い

流出率 81.7%（全国7位）（令和元年度）

短期大学、専門学校進学者についても、多くの県内高校出身者が県外に流出している。

・大学の収容力が全国最低水準

収容力 19.4%（全国44位）

長野県の大学進学率は44.3%であり、全国平均の53.7%と比べて低く、更に向上する余地がある。県内大学の収容力を高めることは適切である。

・高等教育機関（私立）に定員割れが生じている

入学定員充足率

・私立大学 103.8%

・私立短期大学 82.5%

・私立専門学校 55.2%

イ基本的方策

基本方針に定める高等教育振興のための方策として以下の内容を挙げている。これを基に実施する事業の内容は、信州高等教育支援センターの業務を通じて把握された課題やニーズ等を踏まえ、毎年度の予算編成等を通じて具体化していくとしている。

・高等教育の魅力向上

魅力向上に取り組む県内大学等を支援する。また、既存の県内大学にない学部や大学院の設置を支援する。

・大学間連携の推進

県内大学の相互連携や県外大学との交流を促進する。

・産学官連携の推進
産学官協働による人材育成や産学官が連携した研究・開発を促進する。
・高校生等への発信
県内外の高校生等に対して、県内高等教育機関の魅力を発信する。

### 2) 信州高等教育支援センター

長野県では高等教育の振興を図るため、平成28年4月1日に信州高等教育支援センターを設置している。信州高等教育支援センターは、センター長及び職員（県職員兼務）13 名、ひとづくり支援員2名、高等教育連携推進役1名の体制により、大学改革の支援、大学・学部等の新設支援、県内大学の魅力発信、産学官協働による人材育成、県外大学との交流促進を支援している。信州で学ぼう！魅力発信事業は県内大学の魅力発信として位置づけられている。

・大学改革の支援
県内既存大学の改革・魅力向上を通じて入学者の増加を図るため、各大学の特性に応じて、設置主体が行う抜本的な取組を支援する。
・大学・学部等の新設支援
既存の県内大学にない学部等を設置し、人材定着につながる取組を行う大学・短期大学・専門学校を支援する。
・県内大学の魅力発信
長野県の大学で学ぶ魅力を発信する。
・産学官協働による人材育成
「信州産学官ひとづくりコンソーシアム」の事業運営事務局である「ひとづくり交流デスク」を併設し、人材の育成と定着を支援する。
・県外大学との交流促進
県外大学との教育・研究の交流促進を支援する。

### 3) 信州で学ぼう！魅力発信事業

信州で学ぼう！魅力発信事業は、平成30年度も引き続き「高等教育コンソーシアム信州」と連携し、信州で学ぶ魅力を発信した。平成30年度の事業の取り組みの内容は次のとおりである。
・県内大学オープンキャンパス日程に合わせた6～7月に各大学をPRするCMを放映した。
・県内高校2年生に県内大学・短大で学ぶ魅力を発信するパンフレットを配布した。
・LINE進学内「キャリタス進学」に信州で学ぼう特集ページを掲載した。
この特集ページの掲載にあわせて、より多くの若者にアプローチするためにSNS上にサイトに誘導するような広告を掲出した。

## ②業務内容

業務内容を関連事業と合わせて説明する。

表 信州で学ぼう！魅力発信事業と関連事業

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 信州高等教育支援センター運営事務費 | 人材定着につながるような取組を行う大学等を支援・県内大学の魅力向上支援及び発信・県内大学に無い学部学科等の設置支援・学校設置希望者のニーズに応じた総合サポート・人材育成と県内定着につながる取組。県が行う直接事業である。 |
| 信州で学ぼう！魅力発信事業 | |
| LINE での情報発信 | 若者に利用度の高い LINE のアプリを活用し、長野県で学ぶ魅力を発信 |
| SNS での情報発信 | SNS 上の広告掲載 |
| パンフレットの配布 | 県内大学の魅力を発信するため、県内高校の２年生に、県内大学の魅力を伝えるパンフレットを配布 |
| 信州で学ぼう！大学発信事業補助金 | 県内の高校生に向け、県の知の拠点としての大学の魅力と、長野県で学ぶことの魅力を併せて発信する高等教育コンソーシアム信州の取組を支援 |
| 大学生海外インターンシップ支援事業 | 県内企業と参加希望学生のマッチングを行うとともに、海外インターンシップに係る経費を補助 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

③事業費の推移

信州高等教育支援センター事業は、信州高等教育支援センター運営事務費、信州で学ぼう！魅力発信事業及び大学生海外インターンシップ支援事業の細事業費に大別される。

それぞれの事業費の推移は次のとおりである。

表 事業費の推移（単位：千円）

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 信州高等教育支援センター運営事務費 | － | － | 5,100 | 4,105 | 5,241 |
| 信州で学ぼう！魅力発信事業 | 7,016 | 33,252 | 3,986 | 6,281 | 4,081 |
| LINE での情報発信 | － | 3,380 | 2,430 | 3,950 | 3,111 |
| SNS での情報発信 | － | － | － | － | 594 |
| パンフレットの配布 | － | － | 316 | － | 376 |
| その他 | 7,016 | 29,872 | 1,240 | 2,331 | － |
| 信州で学ぼう！大学発信事業補助金 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 大学生海外インターンシップ支援事業 | － | － | 835 | 2,083 | 1,482 |
| 計 | 8,016 | 34,252 | 10,921 | 13,469 | 11,804 |

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①事業の効果という観点からの見直しの必要性について（意見 15）

信州で学ぼう！魅力発信事業は、高等教育コンソーシアム信州[1]と連携し、LINE、SNS、テレビコマーシャルのような広告媒体ごとに、信州の魅力を発信する長野県の委託事業である。しかし、事業の効果を検証していることは評価できるものの、LINE、SNS のクリック数は少なく、テレビコマーシャルのアンケートからも認知されているとは言えない。また、テレビコマーシャルについては高等教育コンソーシアム信州の事業報告書においても、「実施方法や今後の計画等について工夫や改善を要する点がある。」とされている。今後のＰＲ事業の実施にあたっては、手法・媒体の選定も含めた委託事業として情報発信を行うなど、早急に事業の推進体制・方法を改善するように検討することが望まれる。

平成 30 年度事業の取組について

平成 30 年度も引き続き「高等教育コンソーシアム信州」と連携し、信州で学ぶ魅力を発信しました。具体的には、県内大学オープンキャンパス日程に合わせた 6～7 月に各大学を PR する CM を放映しました。

また、県内高校 2 年生に県内大学・短大で学ぶ魅力を発信するパンフレットを配布し、昨年度に引き続き LINE 進学内「キャリタス進学」に信州で学ぼう特集ページを掲載しました。この特集ページの掲載にあわせて、より多くの若者にアプローチするために SNS 上にサイトに誘導するような広告を掲出しました。

【「信州で学ぼう！大学発信事業補助金」事業評価について】（事業報告書より）

成果：平成 29 年度に引き続き、テレビ CM の放映を実施し、昨年より放映回数を増やしたが、アンケート結果から昨年の認知度に至らず、予定した効果が得られなかった。

アンケート調査において、オープンキャンパスに県内の高校生の参加が少なく、県内高校生が回答者数の5割に満たない大学もあったため、より多くの視聴対象へ確認する方法を検討する余地がある。

評価：C（一定の効果はあったが、実施方法や今後の計画等について工夫や改善を要する点がある。）

（長野県ホームページ（高等教育振興課―信州で学ぼう！大学発信事業）より抜粋）

信州で学ぼう！「大学発信事業」の委託事業業務報告書

| | レポート名 | 調査対象期間 | アクセス数<br>（ユーザー数、クリック数） |
|---|---|---|---|
| LINE での情報発信 | アクセス<br>レポート | 2018 年 4 月 1 日～<br>2019 年 3 月 31 日 | トップページ　年間計 8,750<br>任意の紹介ページ　年間計 914 |

[1]長野県内の大学が相互に連携・協力し，長野県内の高等教育全体の資質向上を推進する組織

| | レポート名 | 調査対象期間 | アクセス数<br>（ユーザー数、クリック数） |
|---|---|---|---|
| SNS での情報発信 | 解析<br>レポート | 2019 年 1 月 15 日～<br>2 月 13 日 | YDN（長野県）　577<br>Twitter（長野県）24<br>LINE（長野県）　562 |
| テレビコマーシャル | テレビ CM に関するアンケート | 2018 年 6 月 23 日～<br>9 月 22 日のオープンキャンパス時に実施 | オープンキャンパス参加者 13,027 名<br>アンケート回答数 5,287 名<br>アンケート回答率 41%<br>テレビ CM を見ましたか　はい 8% |

（事業業務完了報告書より抜粋）

## Ⅴ. 健康福祉政策課

### 監査対象とした事業と結果・意見の有無

健康福祉政策課が行う事業のうち、監査対象とした事業とその事業に対する結果・意見の有無は次表のとおりである。

（単位：千円）

| No. | 事業名 | 決算額 | 事業の概要 | 結果 | 意見 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 福祉医療費給付事業<br>　福祉医療費給付事業補助金 | 4,304,563 | 乳幼児等、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図るため、市町村が行う医療費の助成を支援。 | 無 | 無 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

## Ⅵ. 地域福祉課

### 監査対象とした事業と結果・意見の有無

地域福祉課が行う事業のうち、監査対象とした事業とその事業に対する結果・意見の有無は次表のとおりである。

（単位：千円）

| No. | 事業名 | 決算額 | 事業の概要 | 結果 | 意見 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 信州パーソナル・サポート事業（自立相談支援事業） | 97,816 | 生活就労支援センターを設置し、生活困窮者の相談に包括的に対応 | 無 | 有 |
| 2 | 信州パーソナル・サポート事業（住居確保給付金） | 143 | 離職者等の住居喪失者を支えるため、家賃相当額を有期で支給 | 無 | 無 |
| 3 | 信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援事業） | 29,900 | 就労に向けた生活習慣形成・社会自立のための訓練等を実施 | 無 | 有 |
| 4 | 信州パーソナル・サポート事業（家計相談支援事業） | 13,187 | 家計改善支援員が、家計管理に関する支援、貸付のあっせん等を支援 | 無 | 有 |
| 5 | 信州パーソナル・サポート事業（一時生活支援事業） | 474 | 住居喪失者に緊急一時的な衣食住を提供 | 無 | 無 |
| 6 | 信州パーソナル・サポート事業（生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業） | 4,890 | 子どもの学習・生活支援を通じて貧困の連鎖を防止 | 無 | 有 |
| 7 | 信州パーソナル・サポート事業（支援人材等育成事業） | 740 | 市等の職員に対する研修及びカリキュラムの作成 | 無 | 無 |
| 8 | 信州パーソナル・サポート事業（生活困窮者の「絆」再生等事業） | 3,300 | 生活困窮者の居場所確保等を行う民間支援団体の補助 | 無 | 無 |
| 9 | 被保護者就労支援事業 | 12,071 | 県内5か所の郡福祉事務所に就労支援員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対し広域的に就労支援を行うことにより、早期の就労による自立の促進を図る。 | 無 | 無 |
| 10 | 生活福祉資金貸付事業 | 40,492 | 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対して、生活相談を行うとともに無利子・低利子の資金貸付を行うことにより、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図る。 | 無 | 無 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

## 1. 信州パーソナル・サポート事業（自立相談支援事業）

### （1）概要

#### ①事業の概要

平成 27 年度から生活困窮者自立支援法に基づき開始した相談支援体制を継続し、様々な要因により生活に困窮している相談者一人ひとりに最適な支援を提供する。

#### ②業務内容

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、県及び各市が生活就労支援センター（愛称：まいさぽ）を設置している。まいさぽでは、ワンストップ型の相談窓口を設け本人の状況に応じた支援を行っている。生活保護に至る前の段階から早期に支援するべく一人ひとりの状況に応じ自立に向けた自立支援計画を作成し他の行政など関係機関の枠を超えて支援を行っていることが特徴となっている。

表 信州パーソナル・サポート事業業務内容一覧

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 相談支援拠点の設置 | ・郡福祉事務所（9 か所　所在地に相談支援拠点を設置）<br>拠点の設置場所等は、エリアごとに市と協議して決定<br>・町村に出張窓口を設置し、身近な地域で相談支援<br>町村窓口は一元的な相談に対応 |
| 生活困窮者の支援 | ・相談支援員による個別支援<br>支援拠点に相談支援員等を配置。支援員は生活困窮者の自立支援プランの作成、関係機関との連絡調整を実施、就労や自立を支援<br>・支援内容の決定<br>支援調整会議（行政、委託先、関係機関で構成）を経て、支援内容を決定<br>・行政や民間の枠を超えて多様な機関が参画する連絡会議を開催<br>広域的な連携を司る本部機能を設置 |
| 支援員の配置 | 9 センターに 17 人（市の共同設置を含む）本部 2 名　計 19 名 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

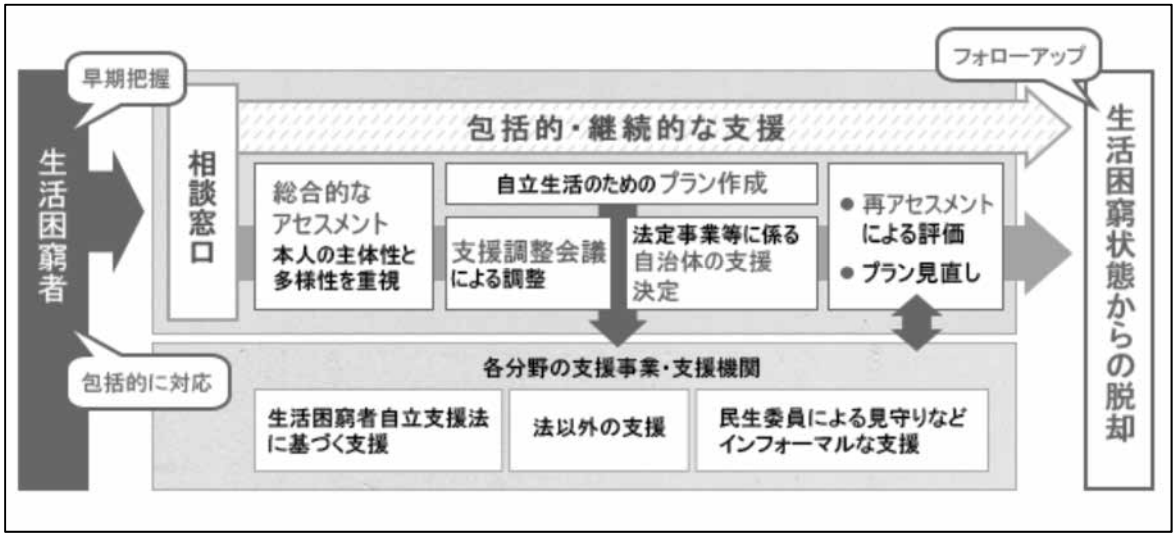


（出典：長野県社会福祉協議会）

③事業費の推移

自立相談支援事業の事業費は、人件費、事業費、事務費及び管理費に大別される。
それぞれの事業費の推移は次のとおりである。

表　事業費の推移　（単位：千円）

| 項目 | 平成27年度決算 | 平成28年度決算 | 平成29年度決算 | 平成30年度予算 | 平成30年度決算 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 60,335 | 58,489 | 56,877 | 61,701 | 45,262 |
| 事業費 | 37,430 | 34,859 | 35,921 | 33,030 | 47,355 |
| 事務費 | 0 | 1,355 | 1,607 | 0 | 1,712 |
| 管理費 | 3,017 | 3,176 | 3,458 | 3,085 | 3,487 |
| 計 | 100,782 | 97,879 | 97,863 | 97,816 | 97,816 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

④事業区分

区分：委託
委託先：社会福祉法人長野県社会福祉協議会

⑤事業実施内容

自立相談支援事業の実施内容は、次のとおりである。

表　新規相談件数等比較表

| | 長野県分 | 佐久市分 | 大町市分 | 飯山市分 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 新規相談受付件数 | 571 | 104 | 43 | 30 | 748 |
| 支援プラン作成件数 | 303 | 54 | 22 | 9 | 388 |
| 就労支援対象者数 | 153 | 33 | 0 | 2 | 188 |
| 就労者数 | 101 | 35 | 0 | 3 | 139 |
| 増収者数 | 20 | 0 | 0 | 4 | 24 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

表　長野県分過年度比較表

| 長野県分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 新規相談受付件数 | 613 | 535 | 507 | 571 |
| 支援プラン作成件数 | 341 | 318 | 310 | 303 |
| 就労支援対象者数 | 210 | 198 | 185 | 153 |
| 就労者数 | 108 | 139 | 153 | 101 |
| 増収者数 | 31 | 22 | 13 | 20 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

表　佐久市分過年度比較表

| 佐久市分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 新規相談受付件数 | 125 | 91 | 93 | 104 |
| 支援プラン作成件数 | 75 | 61 | 61 | 54 |
| 就労支援対象者数 | 30 | 38 | 35 | 33 |
| 就労者数 | 19 | 27 | 43 | 35 |
| 増収者数 | 9 | 0 | 1 | 0 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

表　大町市分過年度比較表

| 大町市分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 新規相談受付件数 | 59 | 46 | 37 | 43 |
| 支援プラン作成件数 | 23 | 20 | 22 | 22 |
| 就労支援対象者数 | 3 | 5 | 9 | 0 |
| 就労者数 | 12 | 7 | 8 | 0 |
| 増収者数 | 3 | 1 | 0 | 0 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

表　飯山市分過年度比較表

| 飯山市分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 新規相談受付件数 | 53 | 35 | 42 | 30 |
| 支援プラン作成件数 | 8 | 17 | 18 | 9 |
| 就労支援対象者数 | 7 | 13 | 2 | 2 |
| 就労者数 | 10 | 7 | 1 | 3 |
| 増収者数 | 2 | 2 | 1 | 4 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①センター別ノウハウの共有について（意見 16）

信州パーソナル・サポート事業は、生活困窮者の自立支援を目的に、ワンストップ型の相談窓口を設けることで様々な状況に応じた支援を行っている。そもそも生活困窮者の支援には、

・支援が必要な人の早期把握と早期支援が難しい
・多様な就労先・社会参加の場の開拓が必要
・民間支援団体等との連携の強化が必要

といった課題が挙げられる。そこで、ワンストップ型の相談窓口で相談に応じることから就労先の支援まで生活困窮者の置かれたそれぞれの状況に応じた自立支援計画（プラン）を策定することでその生活困窮者それぞれの状況に応じた支援を行うことができる。またその支援は、自立支援計画に従って支援を行うことで生活困窮者のそれぞれの場面に応じた支援も可能となる。生活困窮者の状況は様々であり、対応する機関も町村役場、民生委員、NPO 等様々である。これを一つの窓口にすることにより相談者の利便性を高めるとともに相談に包括的に対応することができるとしている。その窓口は、県と市町村が協力して支援の拠点を設置し支援員を配置したうえでそれぞれの支援員が日々生活困窮者等の相談に応じている。その支援計画の策定数は、センターごとに偏りがあることが判明している。当然センターが請け負う市町村の人口も違えば、生活困窮者の割合も異なり個別の支援センターでの支援数の多寡が異なるのは理解できる。ただし、その就労数及び増収者数は、各センターでの実績に傾向がありその傾向についての分析はされていないのが現状である。特に就労は増加しているが、増収者数に結びついていない生活困窮者などはどのような環境でそのような結果となっているのかなどの分析が必要と考えられる。本事業は、ともすれば縦割り行政と揶揄される行政の行う事業において、関係機関が連携して生活困窮者の支援に当たっており、またセンターでの偏りはあるものの毎年就労・増収者数を重ねており生活困窮者の立場に寄り添った意義深い事業であると考えられる。センターでの実績で就労者数、増収者数が多いのは、各センターでのノウハウがありその

共有がさらなる生活困窮者への支援につながると考えられるため実績の分析及びノウハウの共有が望まれる。また、数値のばらつきの原因として、就労者、増収者の定義がセンターによって異なっている可能性もあるため、各センターにおける就労者・増収者の定義の認識が、共通の定義で行われているかどうかの確認をすることも望まれる。

## 2. 信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援事業）

### （1）概要

#### ①事業の概要

就労に向けた生活習慣形成・社会自立のための訓練等を実施

#### ②業務内容

表　信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援事業）事業概要一覧

| 項目 | | 内容 |
|---|---|---|
| 支援内容 | 日常生活自立支援 | うがい・手洗い、起床・就寝、バランスの取れた食事、身だしなみ等の助言・指導等 |
| | 社会生活自立支援 | 挨拶の励行、基本的なコミュニケーション能力の形成、ボランティア活動等 |
| | 就労自立支援 | 地域の協力事業者等における就労体験、ビジネスマナーセミナー、模擬面接　履歴書作成指導、キャリアコンサルティング等 |
| 支援方法 | 県域を４か所（東部、北部、中西部、南部）に分けてそれぞれ事業者を選定。委託により実施 | |

（出典：県提供資料より監査人作成）

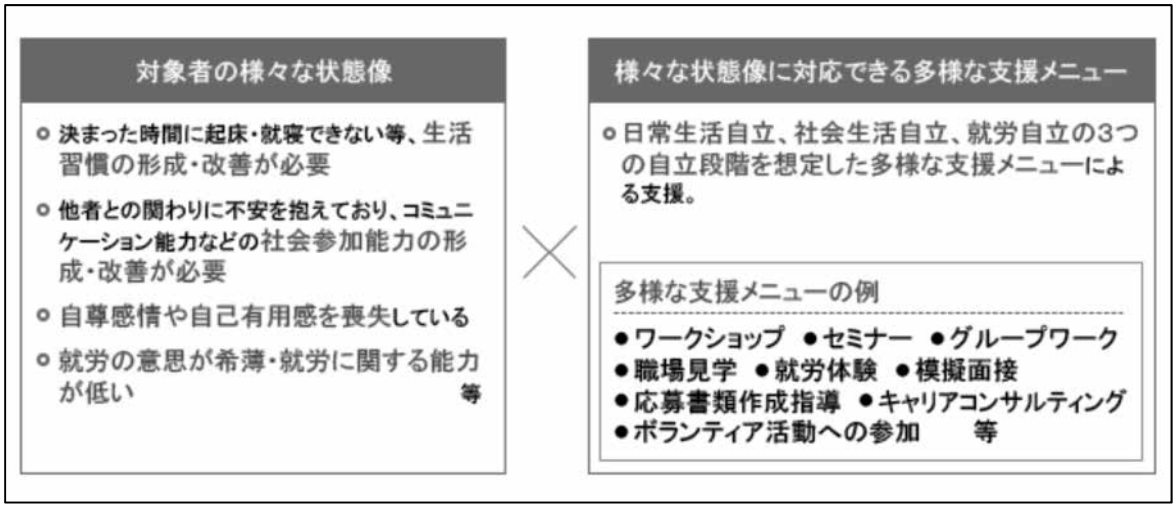


（出典：長野県社会福祉協議会）

③事業費の推移

就労準備支援事業の事業費は、人件費、事務費、管理費、消費税及び受託業者自己負担金に大別される。

それぞれの事業費の推移は次のとおりである。

表 事業費の推移 （単位：千円）

| 項目 | 平成27年度決算 | 平成28年度決算 | 平成29年度決算 | 平成30年度予算 | 平成30年度決算 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 12,897 | 19,373 | 21,019 | 20,215 | 21,006 |
| 事務費 | 5,103 | 6,701 | 5,788 | 6,640 | 5,932 |
| 管理費 | 745 | 586 | 1,696 | 830 | 932 |
| 消費税 | 1,500 | 2,133 | 2,280 | 2,215 | 2,230 |
| 受託業者自己負担金 | −17 | −44 | −884 | − | −200 |
| 計 | 20,228 | 28,749 | 29,899 | 29,900 | 29,900 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

④事業区分

区分：委託

表 信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援事業）受託事業者一覧

| 項目 | | 事業者 |
|---|---|---|
| 30年度受託事業者 | 東部、北部 | 長野県NPOセンター |
| | 中西部 | 労協ながの |
| | 南部 | 夢倶楽部しらかば信州カウンセリングセンター |

（出典：県提供資料より監査人作成）

⑤成果指標

表 県の生活就労支援センターの支援による就労・増収者数

| 成果指標 | 29年度 | 30年度 | | |
|---|---|---|---|---|
| | 成果 | 目標値 | 成果 | 達成状況 |
| 県の生活就労支援センターの支援による就労・増収者数 | 166人 | 139人 | 121人 | 未達成 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①予算と決算額について（収支精算書のチェック機能）（意見 17）

表　予算決算額比較　（単位：千円）

| | 労協ながの | | 長野県 NPO センター | | 夢倶楽部 しらかば | | 長野県 NPO センター | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 |
| 事業費合計 | 10,349 | 10,349 | 6,899 | 7,001 | 6,899 | 6,930 | 5,749 | 5,817 |
| 自己負担額 | | 0 | | −101 | | −30 | | −67 |
| 決済額 | 10,349 | 10,349 | 6,899 | 6,899 | 6,899 | 6,899 | 5,749 | 5,749 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

上記表 予算決算額比較は、受託業者の予算と決算額の比較表である。千円単位で作成しているが、実際の精算書を確認すると労協ながのは、10,349,856 円で予算、決算額ともに一致している。この状況を確認すると、そもそも予算額以上は、決済されないため決算額を予算内に収めているという回答を得た。事業を遂行する上で、資金が必要なことは、行政だけでなく全ての経済活動において必要なことであり、またその内容が計画通りいかないことも理解できるものである。しかしそもそも行政活動は、行政として目的遂行に必要なことを事業として行っているのであり、単年度においてみれば受託事業者が自己の負担のもとに事業を遂行できたとしても、継続的に目的遂行するために事業者の負担において実行する事業は、継続的に実施することは困難である。また、仮に予算内に決算額を収めたとしても、上述のように予算をオーバーしたとして決算額を作成し、収支精算書を作成したとしても現状の収支精算書のチェックは、予算書内であることを確認するだけの体制であり、実際の決算額を確認することもできない。

平成 29 年に地方自治法が改正され、監査制度の充実強化及び地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直し等とともに地方公共団体の内部統制制度が令和 2 年 4 月から導入されることになっている。地方自治体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで事務の適正な執行を確保することであるとされている。地方公共団体においては、すでに団体ごとの特性に応じて様々な形で事務の適正な執行の確保に努めており、一定の内部統制が存在していると考えられているが、内部統制の基本的な枠組みに基づき、既存の取組を整理し、必要に応じて改善又は是正を図ることで、地方公共団体の組織目的をより確実に達成することが可能になるとされている。その内部統制の目的は以下の４つとされ

・業務の効率的かつ効果的な遂行
・財務報告等の信頼性の確保
・業務に関わる法令等の遵守

・資産の保全

それぞれ固有の目的ではあるが、お互いに独立して存在するものではなく、相互に密接に関連しているものである。

平成30年度包括外部監査時には、上記地方自治法の改正は適用されておらず当該内容が全て求められているわけではないが上記内部統制の目的は、本事業を検討する上で参考になるため上記目的に照らして本事業を検討した。

本事業における労協ながのの状況は、事業の実際の予算額をオーバーしているもののそれ以上に決算で求めることはできないため決算書に記載していないとする点で、業務の効果的な遂行に影響を与えると考えられる。この状況が続けば、事業の実施団体は、事業からの撤退を検討する可能性がある。また、本事業では確認されなかったが、仮に事業費が予算内に収まったとしても予算以上にかかったとして報告された場合、資産の保全の目的を達成できないことになる。

当該事業は、（1）⑤に記載したように、目標値を達成できなかったとしても121人の就労者及び増収者増という成果を上げており非常に意義深い事業である。一人あたりの事業費で考えると247千円と効率的にその目的を達成する事業と考えられるだけにその継続的かつ効率的に事業を行う体制を構築することが望まれる。

そのためには、受託事業者が実際に費やしている事業費を定期的に把握する仕組みを構築することが考えられる。当該仕組みは、常時・全事業に対して行うことが困難であることは承知しているが、サンプル調査で証憑突合等を行うことでけん制にもつながることが想定されるため当該仕組みの構築等を検討することが望まれる。

## 3. 信州パーソナル・サポート事業（家計相談支援事業）

### （1）概要

#### ①事業の概要

家計相談支援員が、家計管理に関する支援、貸付のあっせん等を支援

#### ②業務内容

表　信州パーソナル・サポート事業（家計相談支援事業）事業概要一覧

| 項目 | | 内容 |
|---|---|---|
| 支援内容 | 家計状況の見える化 | ・家計管理支援<br>家計表等の作成、出納管理等の支援<br>・滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援 |
| | 家計再生プランの作成と支援の調整 | |
| | 家計状況のモニタリング | 債務整理に関する支援<br>貸付のあっせん　等 |
| 支援方法 | 相談ニーズに対応するため、28年度から支援員を増員し3名の家計相談支援員を3センター（信州長野、東筑、飯田）に配置 | |

（出典：県提供資料より監査人作成）

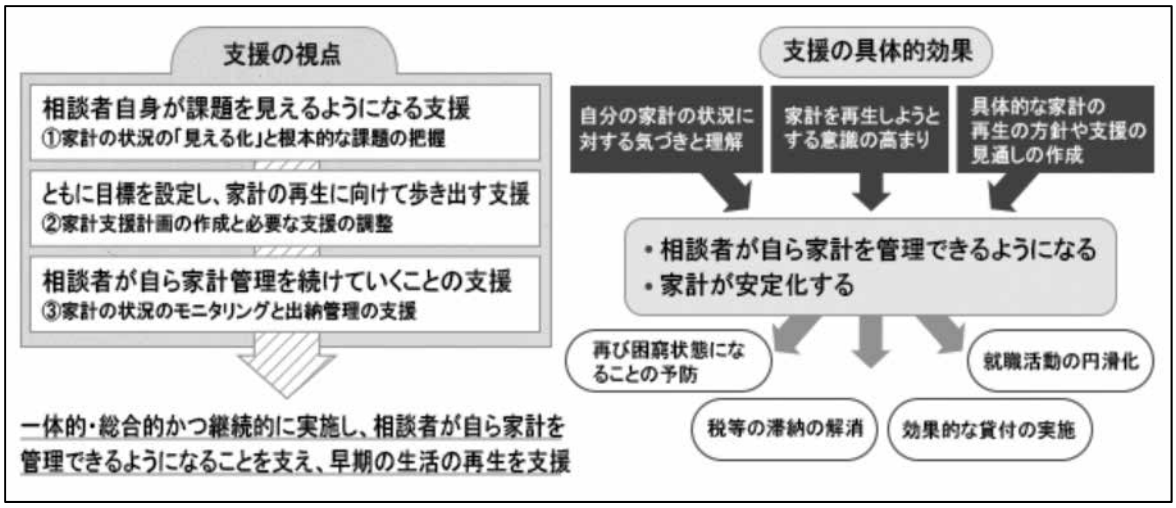


（出典：長野県社会福祉協議会）

③事業費の推移

家計相談支援事業の事業費は、人件費、事業費、事務費及び管理費に大別される。
それぞれの事業費の推移は次のとおりである。

表　事業費の推移　（単位：千円）

| 項目 | 平成27年度決算 | 平成28年度決算 | 平成29年度決算 | 平成30年度予算 | 平成30年度決算 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 7,208 | 10,025 | 10,323 | 9,792 | 9,687 |
| 事業費 | 1,800 | 2,641 | 2,277 | 2,905 | 2,993 |
| 事務費 | 0 | 19 | 14 | 0 | 22 |
| 管理費 | 359 | 501 | 516 | 490 | 484 |
| 計 | 9,367 | 13,186 | 13,130 | 13,187 | 13,187 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

④事業区分

区分：委託

表　信州パーソナル・サポート事業（家計相談支援事業）受託事業者一覧

| 項目 | | 事業者 |
|---|---|---|
| 受託事業者 | まいさぽ信州長野 | 社会福祉法人長野県社会福祉協議会 |
| | まいさぽ東筑 | |
| | まいさぽ飯田 | |

（出典：県提供資料より監査人作成）

⑤事業実施内容

表　信州パーソナル・サポート事業（家計相談支援事業）センター別実績

| まいさぽ名 | 新規相談者数 | プラン作成件数 |
|---|---|---|
| まいさぽ佐久（郡） | 63 | 0 |
| （市） | 104 | 3 |
| まいさぽ大町（郡） | 37 | 1 |
| （市） | 43 | 0 |
| まいさぽ飯山（郡） | 31 | 1 |
| （市） | 30 | 2 |
| まいさぽ飯田 | 71 | 16 |
| まいさぽ東筑 | 44 | 6 |
| まいさぽ信州諏訪 | 72 | 14 |
| まいさぽ上伊那 | 83 | 1 |
| まいさぽ木曽 | 20 | 0 |
| まいさぽ信州長野 | 150 | 31 |
| 合計 | 748 | 75 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①家計相談支援員の配置センター及び他の事業との協業について（意見 18）

家計相談支援事業は、家計管理に問題を抱えている者に対して、家計相談支援員が、家計管理に関する支援、貸付のあっせん等を実施し、家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援する事業であり、平成 30 年度は、まいさぽの 3 センターで家計相談支援員を配置し相談者の支援を行っている。信州パーソナル・サポート事業に限らず福祉に関連する事業は、その地域に対象者が多いか少ないか等の地域性に左右されるため相談者数またはプラン作成件数が少ないことをもって当該センターの事業が機能していないという断定はできない。しかし支援員を配置しているセンターでの相談者数及びプラン作成件数が多いのは事実であり、その支援員を配置し相談およびプランの作成を行うという事業の一定の効果は認められる。しかし当該事項をもって直ちに全てのセンターに支援員を配置するというのは早計であり、予算の制限もある中で全てのセンターに支援員を配置する形で事業を実施していくことが厳しいことも理解できるものである。ここで、信州パーソナル・サポート事業の各事業は、生活困窮者に対して自立相談、就労準備など様々な相談を受けることにより、相談者が自立した生活を行うことを目的とした事業であり、生活困窮者の相談に

乗るという点においては同様の事業を行っている。まいさぽでは、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業等いくつかの相談事業があるが、これらはそれぞれ事業に応じた支援員が対応している。このうち自立相談支援事業及び家計相談支援事業は、長野県社会福祉協議会が受託しており自立相談支援事業は9センターに17名を配置している。民間で考えれば多能工化が叫ばれる昨今であり、仮にこの自立相談支援事業の相談員が家計相談支援事業の相談業務も兼務できたとすれば3センターだけで対応することも無くなり、広範囲で詳細な行政サービスが可能となる。地域性などによりセンターでの相談件数にも偏りがあり、支援員の時間も有限であるためすべてのセンターで兼務が可能ではないかもしれないが、少なくとも一人当たりの相談件数などから対応が可能であるかを検討することが望まれる。

## 4. 信州パーソナル・サポート事業（生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業）

### （1）概要

#### ①事業の概要

子どもの学習・生活支援を通じて貧困の連鎖を防止

#### ②業務内容

表　信州パーソナル・サポート事業（生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業）事業内容一覧

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 支援内容 | 生活保護世帯又は生活困窮世帯（生活困窮家庭等）のひきこもりや不登校等で学習の機会が著しく乏しいこどもに対して、個別に家庭訪問による学習・生活支援を行うことにより、子どもの自立を促し、貧困の連鎖を断ち切る |
| 支援方法 | 事業に理解があり、子どもへの学習支援の経験を有する教員OB等で、町村社会福祉協議会へ登録をした学習支援協力員による、個別の学習支援を柱とする。その支援の内容は、学習・生活支援、進路等の相談、高校中退防止のための支援、親等に対する養育支援を行う。その頻度は、月4回1回2時間を目安として支援対象の子どもの状況に応じて回数を検討している。 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

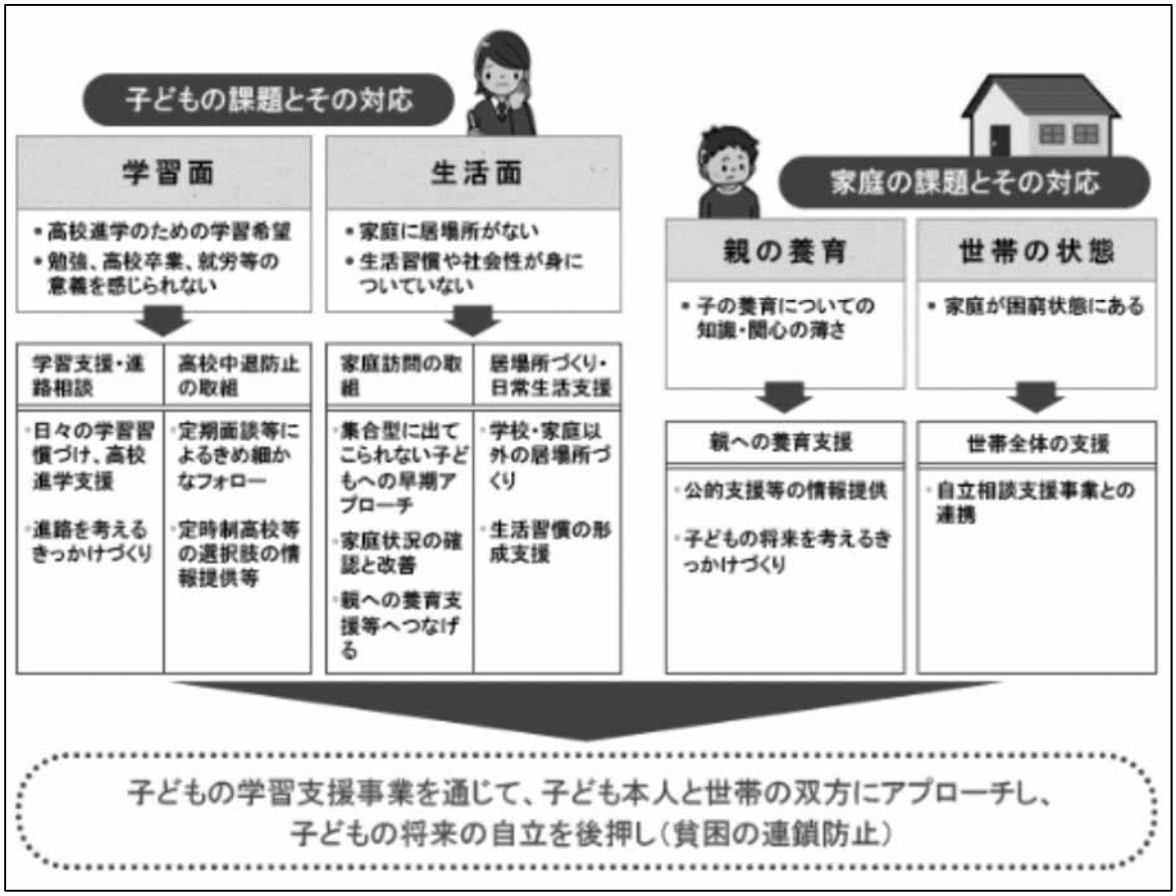


（出典：長野県社会福祉協議会）

### ③事業費の推移

生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業の事業費は、人件費、委託費、報償費、旅費、需用費に大別される。

それぞれの事業費の推移は次のとおりである。

また当該事業は、平成 29 年度に開始された事業のため以下の推移となっている。

表　事業費の推移　（単位：千円）

| 項目 | 平成 29 年度 決算 | 平成 30 年度 予算 | 平成 30 年度 決算 |
|---|---|---|---|
| 人件費 | 2,922 | 3,088 | 2,996 |
| 委託費 | 753 | 4,632 | 1,750 |
| 報償費 | 38 | 64 | 14 |
| 旅費 | 57 | 253 | 60 |
| 需用費 | 163 | 446 | 59 |
| 計 | 3,933 | 8,483 | 4,882 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

表　受託事業者一覧契約額一覧　（単位：円）

| 委託事業者 | 当初契約額 | 変更契約額 | 減額 |
|---|---|---|---|
| 御代田町社会福祉協議会 | 830,000 | 346,723 | −483,277 |
| 富士見町社会福祉協議会 | 830,000 | 442,324 | −387,676 |
| 南箕輪村社会福祉協議会 | 657,504 | 299,304 | −358,200 |
| 山形村社会福祉協議会 | 714,960 | 221,832 | −493,128 |
| 池田町社会福祉協議会 | 714,960 | 269,784 | −445,176 |
| 坂城町社会福祉協議会 | 714,960 | 170,640 | −544,320 |
| 計 | 4,462,384 | 1,750,607 | −2,711,777 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

④事業区分

区分：委託

表　信州パーソナル・サポート事業（生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業）受託事業者一覧

| 項目 | | 事業者 |
|---|---|---|
| 受託事業者 | 御代田町 | 御代田町社会福祉協議会 |
| | 富士見町 | 富士見町社会福祉協議会 |
| | 南箕輪村 | 南箕輪村社会福祉協議会 |
| | 山形村 | 山形村社会福祉協議会 |
| | 池田町 | 池田町社会福祉協議会 |
| | 坂城町 | 坂城町社会福祉協議会 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①変更契約額の減額幅について（事業周知の必要性）（意見 19）

当該事業は、生活困窮者に対するセーフティーネットの充実を図りつつ、ひきこもりや不登校等で学習の機会がない子どもに対して、個別に家庭訪問による学習支援を行うことで、子どもの自立を促し、貧困の連鎖を断ち切ることを目的にする事業である。その事業の支援体制は多岐にわたり、学校・教育委員会・町村福祉課・社会福祉協議会（まいさぽ含む）・家庭教育相談員・心理相談員・スクールソーシャルワーカー・地域包括支援センター・保健師などと実際に学習支援を行う学習支援協力員が連携をすることにより生活困窮者の子どもであってもあきらめない伴走支援を行っている。対象となる各世帯は、親に障がいがある、親が外国籍で文化の違いや言語の壁、社会的孤立などがあ

る、多子世帯で親の関わりが薄いなど子どもが社会から隔絶されやすい環境にあり、学校に行くこともままならないような環境にある。そこで学習支援協力員は、月 4 回を目安とし、家庭訪問を行い、実際に学習を支援することを目的としながらも、その対象となる子どもの親とも話をすることにより、家庭環境を把握しその後の支援に活かすなどその事業の意義は非常に大きい。また支援を実際に受けた子どもは、学校の担任が訪問しても応答してくれないような場合でも学習支援協力員とはコミュニケーションをとる場合があるなど学校以外の者が行う家庭訪問に一定の効果があるという成果も出ている。平成 29 年県内の 2 町でモデル事業を行い、その効果が見られたため、本事業年度は 6 町村に拡大してそれぞれの町村で委託事業者（各社会福祉協議会）と委託契約を締結して事業を行う予定であった。しかし、実際の事業対象者は、当初の契約で想定していた対象者数から大幅に減少してしまった結果、その契約額も再契約を締結し決済している。本事業は、対象となる家庭及び子どもがいるという情報を、各社会福祉協議会に吸い上げるとともに、事業の対象者が相談・申込して初めて事業が開始される。この事業が順調に遂行しない要因としては、各社会福祉協議会に情報を集める段階と、対象となる家庭及び子どもが実際に事業に申し込む段階それぞれに存在する。

社会福祉協議会に情報を集める段階においては、そもそも社会福祉協議会がどんなことをやっている団体か、またその役割が何かについての周知が進んでおらず学校もそれについて理解していないことが挙げられる。すると、本事業の対象者である子どもが学校にいたとしてもその情報が社会福祉協議会に上がってこないため当然ながら本事業対象者となる可能性は低くなってしまう。

また、仮に社会福祉協議会に本事業対象者がいることが伝わり、対象となる家庭及び子どもに本事業関係者がアプローチをしたとしてもひきこもりや不登校の子ども及びその親は、学校関係者等への拒絶感を持っている場合が少なからずあり、なかなか事業への関心を持つに至らないことがある。

この事業対象である子どもや親の問題については、ひきこもり、不登校、学校関係者等への拒絶感等様々な問題があるからこそ本事業の対象者になっているのであり、この問題を解決するのは容易でない。また、ひきこもり、不登校の子どもは、その期間が長期化するほどその後の対応は難しくなることが経験的にわかっており早期発見が遅れるとその後の対応がより困難になってしまう。しかし、本事業を最初に開始した県内 2 町では、その事業対象者が確実に増加しており事業への周知がなされれば、本事業の対象者が増加することが判明している。そこで、本事業の対象者を増やすためには、

・情報を吸い上げる各社会福祉協議会の役割を学校関係者へ周知させる
・早期発見早期対応するための社会福祉協議会と学校関係者の連携を深める
・スクールソーシャルワーカーを増加させ学校関係者だけでなく、事業の対象となる子どもと社会の関係を増大させる
・事業の対象となっていない市町村に対しても事業周知する
・地域の民生・児童委員・学校・社会福祉協議会の連携について本事業を周知することで進める

等が考えられる。

是非当該事業が多くのそのような環境にある子ども達の貧困の連鎖を断ち切るための一助となるよう社会福祉協議会、学校及び民生・児童委員等の協力及び連携が得られることを切に希望する。

## Ⅶ. 保健・疾病対策課

### 監査対象とした事業と結果・意見の有無

保健・疾病対策課が行う事業のうち、監査対象とした事業とその事業に対する結果・意見の有無は次表のとおりである。

（単位：千円）

| No. | 事業名 | 決算額 | 事業の概要 | 結果 | 意見 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 周産期医療対策事業（周産期医療連絡調整協議会） | 409 | 周産期医療機関の連携により母体・新生児の搬送体制を確保し、高度な周産期医療を提供する「周産期医療システム」の充実を図る。 | 無 | 無 |
| 2 | 小児初期救急医療体制整備事業 | 30,791 | ○小児救急電話相談（＃8000）事業<br>小児患者の保護者に対する電話相談事業を実施。<br>○小児初期救急医療体制整備事業<br>夜間の小児初期救急医療体制を整備するため、地域の医師の協力により夜間の小児初期救急医療施設をセンター方式で運営する市町村等に対し運営費を助成。 | 無 | 無 |
| 3 | 信州母子保健推進センター事業 | 3,902 | 市町村との協働、専門機関との連携などを通じて、県内どこの市町村においても同じ水準で妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する体制が構築されることを目指し、母子保健分野の広域的専門的サービスを提供する拠点として「信州母子保健推進センター」を設置。 | 無 | 無 |
| 4 | 母子保健推進事業 | 3,530 | ○妊娠・出産相談事業<br>妊娠・出産及び子育てに関する悩みを抱える者に対する電話相談や個別相談、保健師や養護教諭等の妊娠・出産に関する相談に携わる関係者向けの研修会、高校生や大学生を対象としたライフデザインセミナーを実施。<br>○女性の健康ライフ支援事業<br>女性の生涯を通じた健康を支え守るため、健康に関する一般相談、あるいは不妊・不育の悩み等の専門相談を行うなど、相談支援・情報提供を行う。 | 無 | 無 |

| No. | 事業名 | 決算額 | 事業の概要 | 結果 | 意見 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ○思春期保健事業<br>思春期の男女を対象として、性に関する悩み等に対する相談及び知識の普及、仲間相談活動を推進する。 | | |
| 5 | 心身障害発生予防事業 | 52,219 | ○先天性代謝異常等検査事業<br>先天性代謝異常等検査を実施し、陽性を示した場合、県立こども病院で治療等にあたるとともに、保健所や市町村、地域の医療機関等でのフォローアップが効果的なものとなるよう、「県マス・スクリーニング連絡協議会」を設置。<br>○難聴児支援センター事業<br>早期に発見された難聴児保護者の、難聴児に対する不安を軽減し適切に療育へ結び付けることで、その後の言語獲得能力を高めること、また、難聴児に適した医療、保健、福祉を含めた地域支援体制を図ることを目的として、難聴児支援センターを設置。 | 無 | 有 |
| 6 | 母子医療給付事業 | 316,986 | ○不妊に悩む方への特定治療支援事業<br>特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減のために治療費の一部を助成し、安心して妊娠できる環境を整備する。<br>○不育症治療支援事業<br>不育症治療を受けている方の経済的負担を減らすため、治療費の一部を助成し、安心して出産できる環境を整備する。 | 無 | 無 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

## 1. 心身障害発生予防事業

### (1)概要

#### ①事業の概要

心身障害発生予防事業は、先天性代謝異常等検査を実施することで先天性疾患を早期に発見し、のちの治療につなげること、また、早期に発見された先天性難聴児等を支援することにより、乳幼児の心身障害や死亡を防ぎ、健康の保持増進を図ることを目的に実施される事業である。

#### ②業務内容

心身障害発生予防事業においては、先天性代謝異常等検査事業と難聴児支援センター事業の２つの事業を実施している。

##### 1)先天性代謝異常等検査事業

先天性代謝異常等検査事業は、産科医療機関等で採血した新生児のろ紙血により、20 の先天性疾患について検査し、陽性を示した場合、県立こども病院で治療等にあたるとともに、保健所や市町村、地域の医療機関等でのフォローアップが効果的なものとなるよう、「県マス・スクリーニング連絡協議会」を設置する事業である。

具体的な業務内容は次のとおりである。

表　先天性代謝異常等検査事業の業務内容

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| マス・スクリーニング連絡協議会の開催 | 先天性代謝異常等検査事業に関する諸問題について検討するため、学識経験者、スーパーバイザー、県医師会、保健所長会、検査実施主体関係者等による連絡会を行う。平成 30 年 11 月 19 日に以下の内容で実施した。<br>〇先天性代謝異常等検査の実施状況について<br>〇診断確定児の状況について<br>〇今後の検査事業体制について |
| 先天性代謝異常等検査 | 地方独立行政法人長野県立病院機構　県立こども病院に業務委託している。 |

（出典:県提供資料より監査人作成）

##### 2)難聴児支援センター事業

難聴児支援センター事業は、早期に発見された難聴児（疑い含む）保護者の、難聴児に対する障がいや将来への不安を軽減し、良好な親子関係を確立し、適切に療育へ結び付けることで、その後の言語獲得能力を高めることを目的とした事業である。また、ろう学校と連携した支援をさらに広げ、難聴児に適した医療、保健、福祉を含めた地域支援体制を図ることも目的としている。県は難聴児支援センター事業を、国立大学法人信州大学に委託して実施している。

図　新生児聴覚検査の流れ

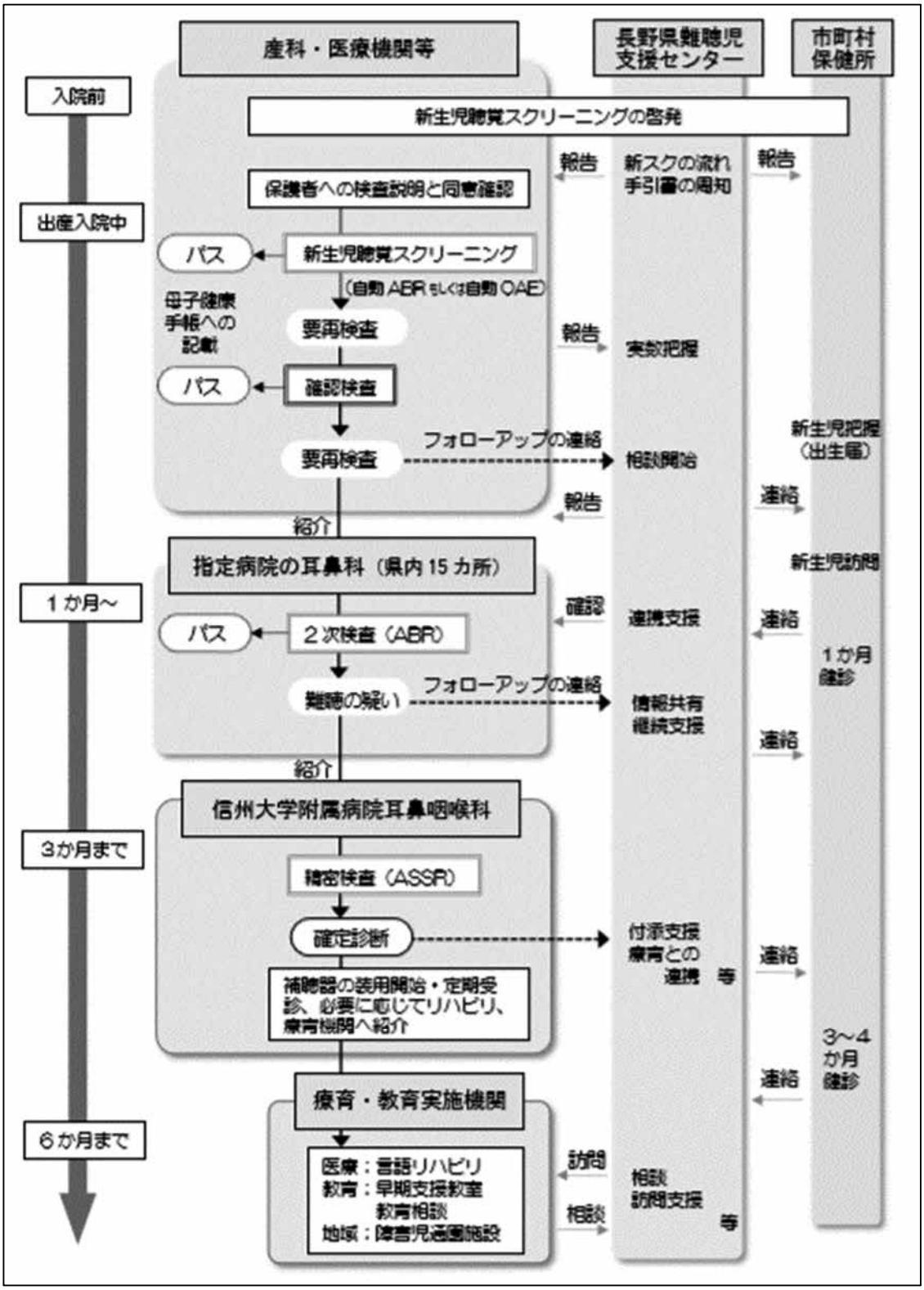


（出典:「新生児聴覚検査ハンドブック」長野県 HP）

③事業費の推移

心身障害発生予防事業の事業費は、先天性代謝異常等検査事業と難聴児支援センター事業に大別される。それぞれの事業費の推移は次のとおりである。

表 事業費の推移 （単位：千円）

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 先天性代謝異常等検査事業 | 57,613 | 56,401 | 54,099 | 53,241 | 50,639 |
| 難聴児支援センター事業 | 1,283 | 1,433 | 1,449 | 1,506 | 1,580 |
| 計 | 58,896 | 57,834 | 55,539 | 54,747 | 52,219 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

④成果指標

心身障害発生予防事業において県が設定している成果指標は、次のとおりである。

表 成果指標

| 項目 | 成果指標 | H29年度 | H30年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | | 実績 | 目標 | 実績 |
| 先天性代謝異常等検査事業 | 先天性代謝異常等疾患児のフォローアップ | 100% | 100% | 100% |

（出典：県提供資料より監査人作成）

先天性代謝異常等検査事業においては、検査で陽性を示した場合、保健所や市町村、地域の医療機関等でのフォローアップが効果的なものとなるよう努めている。

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①業務完了報告書の検証について（意見20）

心身障害発生予防事業における難聴児支援センター事業については、国立大学法人信州大学に業務委託して事業を実施している。業務開始時には業務実施計画書に添付して収支予算書が提出され、業務完了時には業務完了報告書に添付して収支決算書が提出されている。収支予算書と収支決算書に記載されている支出内容は次のとおりである。

表　難聴時支援センター事業における支出項目

| 支出項目 | 収支予算書 | | 収支決算書 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額(円) | 割合(%) | 金額(円) | 割合(%) |
| 報償費 | 230,000 | 18.5 | 75,920 | 6.1 |
| 需用費 | 700,000 | 56.4 | 793,832 | 64.0 |
| 役務費 | 181,000 | 14.6 | 247,600 | 19.9 |
| 使用料及び賃借料 | 130,000 | 10.5 | 123,648 | 10.0 |
| 計 | 1,241,000 | 100.0 | 1,241,000 | 100.0 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

報償費をみると、収支予算書においては 230,000 円で支出額全体の 18.5%であるのに対し、収支決算書においては 75,920 円で支出額全体のわずか 6.1%にとどまっている。逆に需用費は 56.4%から 64.0%に、役務費は 14.6%から 19.9%に、それぞれ上昇している。

このように収支予算書と収支決算書では、支出項目の構成割合に大きな違いが生じているが、県はこれに対して詳細な調査を実施していない。

委託契約は、県が実施する事業について、その業務を受託者に委託するものである。県が実施する業務であるからには、予算と実績を比較して金額の側面からも業務を評価し、収支決算書の内容に不明点等があれば、これを調査して内容を把握する責任があると考えられる。

委託業務においては、業務完了報告書を入手するのみならず、その内容を検証し、不明点等は調査を実施したうえで、事業の評価をより的確なものとすることができるよう、委託事業における業務完了報告書の検証について見直しを検討していくことが望ましい。

## Ⅷ. 障がい者支援課

### 監査対象とした事業と結果・意見の有無

障がい者支援課が行う事業のうち、監査対象とした事業とその事業に対する結果・意見の有無は次表のとおりである。

（単位：千円）

| No. | 事業名 | 決算額 | 事業の概要 | 結果 | 意見 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 障がい児（者）地域療育等支援事業 | 124,809 | 圏域障がい者総合支援センター等への療育コーディネーターの配置により、保護者等に対して障がいのある子どもの発達や育ちに関する相談支援等を実施。 | 無 | 有 |
| 2 | 信州あいサポート運動推進事業 | 8,987 | 県民一人ひとりが「あいサポーター」となり、障がい特性を理解し、障がいのある人への必要な配慮等を実践する信州あいサポート運動を県民運動として推進。 | 無 | 無 |
| 3 | 障害児施設給付費等支弁事業<br>障害児通所施設給付費 | 951,135 | 障がいのある児童に対し、指定通所支援事業所において療育支援や訓練等を行った費用の一部を負担。 | 無 | 有 |
| 4 | 社会福祉施設等整備事業<br>入所及び日中系サービス施設等の創設及び大規模修繕 | 172,023 | 社会福祉法人等が実施する障がい児（者）施設等の創設、改築、大規模修繕等の施設整備に要する経費の一部を助成。 | 有 | 無 |
| 5 | 障がい者虐待防止対策支援事業 | 710 | 障がい者虐待に関する相談対応や関係機関との連絡調整等の業務を行う行政嘱託員の配置及び障がい者福祉施設従事者等を対象とする研修の実施等により、障がい者虐待防止と障がい者の権利・利益の擁護を図る。 | 無 | 無 |
| 6 | 特別児童扶養手当給付事業 | 15,330 | 精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭で監護または養育している者に手当を支給。 | 無 | 無 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

## 1．障がい児（者）地域療育等支援事業

### （1）概要

#### ①事業の概要

療育コーディネーターの設置

「長野県障がい児（者）地域療育等支援事業実施要綱」に基づき、在宅障がい児（者）及び医療的ケアを要する児童、疾病若しくは発達の特性に起因して生活に困難を有する児童等、又はそれらの家族等（以下、「障がい児等」という。）の地域における生活を支えるため、県内全ての障がい保健福祉圏域において身近な地域で専門的療育指導、相談等が受けられる療育支援機能の充実を図るとともに、障害児相談支援事業、障害児通所支援事業、障害児入所施設及び障害福祉サービス等の各種福祉サービス（以下、「障害児支援事業所等」という。）の利用調整等を行い、もって障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とし、次の事業を実施している。

表　事業内容

| 事業区分 | 事業内容 |
|---|---|
| ア　療育コーディネーター設置事業 | 在宅福祉を担当する職員（コーディネーター）を配置し、下記イ～エの事業を駆使して在宅障がい児等の相談等に応じるとともに、各種福祉サービスの提供に係る援助、調整等を行うほか、ボランティア活動を行う者の育成及び地域住民に対して障がい者に関する啓蒙活動を行う。 |
| イ　在宅支援訪問療育等指導事業 | （巡回等相談）<br>巡回等相談は、療育コーディネーターが専門的な資格、技能等を有する人員によって相談・指導班を構成し、相談・指導を希望する障がい児等の家庭に随時 若しくは定期的に訪問し、又は相談・指導が必要となる地域施設、団体を巡回・ 訪問する方法により、障がい児等に対して各種専門的な相談・指導を行う。<br>（健康診査等支援）<br>健康診査等支援は、障がい及び介護の状況等から医療機関における健康診査を受けることが困難な在宅の障がい児等の家庭を訪問し、専門職による健康診査を実施するほか、医療機関、障害児支援事業所等への同行、発達検査の受診支援等を行うとともに、それに伴う各種の専門的相談に対応する。 |
| ウ　在宅支援外来療育等指導事業 | 療育コーディネーターが配置された場所において、外来等の方法で寄せられた相談に対応するほか、 配置場所の施設内において障がい児等に対して療育支援又は指導・助言を行う 。 |
| エ　施設支援一般指導事業 | 障害児支援事業所等、又は児童福祉施設、学校、行政機関等の職員に対し、 障がい児等への療育支援に関する相談及び助言又は援助を実施するほか、 個々のケースに即した 専門的な療育手法、技能を習得するための技術的指導 等を行う。 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

②業務内容

療育コーディネーターの設置

県の全額負担による独自の事業として、業務を県内 10 の障がい保健福祉圏域ごとに社会福祉法人等に委託しており、現在 14 名の療育コーディネーターが社会福祉法人等において活動している。

表 療育コーディネーターの人員配置

| 圏域 | 人数 |
|---|---|
| 佐久 | 1名 |
| 上小 | 1名 |
| 諏訪 | 1名 |
| 上伊那 | 1名 |
| 飯伊 | 1名 |
| 木曽 | 2名 |
| 松本 | 2名 |
| 大北 | 2名 |
| 長野 | 2名 |
| 北信 | 1名 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

委託者の選定、委託事業の執行業務（実施計画書・実績報告書の受付、支払等）は現地機関である県内 10 か所の保健福祉事務所が実施している。

療育コーディネーターによる「イ　在宅支援訪問療育等指導事業」、「ウ　在宅支援外来療育等指導事業」及び「エ　施設支援一般指導事業」の３事業の実施回数の合計件数の推移は下記のとおりであるが、平成 27 年度以降高止まりとなっている。

表 事業実施件数

| 年度 | 事業実施回数合計 |
|---|---|
| 平成 26 年度 | 11,861 件 |
| 平成 27 年度 | 12,037 件 |
| 平成 28 年度 | 11,736 件 |
| 平成 29 年度 | 13,449 件 |
| 平成 30 年度 | 12,914 件 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

③事業費の推移

障がい児（者）地域療育等支援事業の主な支出は療育コーディネーター設置等のための社会福祉法人等への委託費の支払いである。

事業費の推移は次のとおりである。

表　事業費の推移　　（単位：千円）

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 療育コーディネーターの設置 | 121,080 | 122,340 | 123,671 | 124,406 | 124,809 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①療育コーディネーターの設置事業における契約額について（意見21）

療育コーディネーターの設置事業における委託先である社会福祉法人等との契約額については、年初に社会福祉法人等から入手する「障がい児（者）地域療育等支援事業（療育支援施設事業）実施計画書」他に基づき、障がい児等療育支援事業契約額を取り決めている。

ここで契約額は、実施事業のうち「ア　療育コーディネーター設置事業」については一人当たりの人件費を県が積算した定額としている。

一方、実施事業のうち「イ　在宅支援訪問療育等指導事業」、「ウ　在宅支援外来療育等指導事業」及び「エ　施設支援一般指導事業」については従量制として各々の県が積算した1件当たりの単価に各々の事業実施見込み件数を乗じて決定している。

しかし、年度末に各保健福祉事務所は社会福祉法人等から1年間の事業実施件数の実績の報告を受け、障がい者支援課ではその実績を集計しているが、この事業実施計画件数を上回る状況となっている。

事業実施件数の報告の際には、年度当初計画件数を上回る理由について事業実施内容を精査する必要がある。特に本事業の実施内容について外部第三者に合理的に説明できるようにするとともに、障がい保健福祉圏域ごとに適切な予算措置を図る必要がある。

## 2. 障害児施設給付費等支弁事業−障害児通所施設給付費

### （1）概要

#### ①事業の概要

「児童福祉法」及び「障害児通所給付費等県費負担金及び障害児通所医療費等県費負担金交付要綱」に基づき実施される事業である。

市町村が事業主体となり障がい児が下記サービスを利用する場合に、市町村が経費を支弁する。その経費の一部を県が負担する事業である。

障がい児は障害児通所支援事業所にて以下の４つのサービスが受けられる。

表　事業内容

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 児童発達支援<br>医療型児童発達支援 | 未就学の障がい児が通所により、日常生活における基本的動作や知識技能を習得するとととともに、集団生活に適応できるように指導、訓練、治療等を行う（治療は医療型のみ）。 |
| 放課後等デイサービス | 就学している障がい児が、放課後や夏休み等の学校の休業日に通所により、生活能力の向上のための必要な訓練を行うとともに、社会との交流ができるよう指導、訓練を行う。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 障がい児が、重度の障害の状態等にあり、上記の児童発達支援（福祉型・医療型）又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた場合、居宅において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を利用又は利用予定の障がい児が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、訪問支援員が保育所等を訪問し、支援することにより、保育所等の安定した利用を促進する。 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

事業主体は市町村であり、サービスを受ける障がい児の保護者等が市町村に給付申請をする。給付が承認されると所得に応じた利用者負担額が決定され、保護者等は障害児通所支援事業所と契約を締結し、サービスが開始される。

平成 31 年 3 月の利用者実数は下記となっている。

表　利用者実数

| 施設種別 | 利用者実数 |
|---|---|
| 児童発達支援 | 1，030人 |
| 医療型児童発達支援 | 21人 |
| 放課後等デイサービス | 2，749人 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 1人 |
| 保育所等訪問支援 | 64人 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

②業務内容

県は障害児通所支援事業を希望する事業所からの申請に基づき、指定申請書類及び事業所の基準等を審査し、「児童福祉法に基づく障害児通所支援の事業の従事者、設備及び運営の基準に関する条例」を満たしていることを確認の上、障害児通所支援事業所の指定を行う。

平成 31 年 4 月の利用できる県内の障害児通所支援事業所数は下記となっている。

表 事業所数

| 施設種別 | 施設数 |
|---|---|
| 児童発達支援センター | 9 |
| 医療型児童発達支援センター | 2 |
| 児童発達支援事業所 | 72 |
| 放課後等デイサービス事業所 | 158 |
| 居宅訪問型児童発達支援事業所 | 5 |
| 保育所等訪問支援事業所 | 24 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

障害児通所施設給付費について、市町村が支弁した経費の一部を県が負担するが、国が２分の１、県が４分の１、市町村が４分の１の負担割合となっている。各市町村より現地機関である県内 10 か所の保健福祉事務所が県費負担金の申請を受け付け、各保健福祉事務所は申請内容確認の上、各市町村に支出がなされる。

モニタリングとして、各保健福祉事務所は「自立支援給付支給事務等市町村実地診断実施要領」に基づき、市町村の自立支援給付事務等が円滑かつ適正に実施されるよう、支給事務等に関する事項について周知徹底させる方針で、全ての市町村について２年に１回以上実地診断を実施する。

③事業費の推移

障害児通所施設給付費の支出は市町村の支出した経費の一部負担であり、事業費の推移は次のとおりである。

表 事業費の推移　（単位：千円）

| 項目 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 障害児通所施設給付費 | 404,180 | 499,799 | 632,209 | 800,207 | 951,135 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### (3)監査の意見

#### ①事業費の重要な増減分析及びモニタリング方法について(意見 22)

障害児通所施設給付費は障がい児の増加他の理由により、平成26年度は404,180千円であったが、平成30年度は951,135千円と、近年著しく増加している。

現在、障がい者支援課は、現地機関である県内10か所の保健福祉事務所ごとの事業費の推移については把握しているが、事業主体である各々の市町村単位での事業費の推移の資料を整備していない。

市町村は、市町村障害児福祉計画に基づき計画的にサービスを支給しているところであるが、市町村ごとの事業費の推移を作成し、重要な増減については原因・背景等を分析することが今後の予算策定上役立つものと考える。

また、各保健福祉事務所が実施している実地診断についても、給付事務の適切性のほか、計画との相違が大きい市町村については、その原因分析を市町村とともに実施していくことも県の市町村モニタリング上有効であると考える。

## 3. 社会福祉施設等整備事業−入所及び日中系サービス施設等の創設及び大規模修繕

### (1)概要

#### ①事業の概要

社会福祉法人等が実施する障がい児者施設の創設（新たな施設の整備）、増築、改築、大規模修繕等の施設整備に要する経費を「社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱」に基づき助成する。対象は社会福祉法人、ＮＰＯ法人、公益法人、医療法人等となっている。

なお、「入所及び日中系サービス施設等の創設及び大規模修繕」の制度以外に社会福祉施設等整備事業として「グループホーム新築、改修に係る費用に対する補助」の制度も整備されている。

#### ②業務内容

県は対象となる各事業者、全関係施設（長野市（中核市）除く。）にメールにより補助金の要望調査をする。同時に県のホームページにも掲載する。要望者について県は基準に基づき採点し優先順位につき協議するが、最終決定権限は国となっている。

国による補助金の内示がなされた事業について、県又は現地機関である県内10か所の保健福祉事務所が役割分担により、実施設計審査、入札立会、完了検査他のモニタリングを実施する。

なお、社会福祉施設等整備事業についての補助金の負担割合は国が２分の１、県が４分の１、事業者が４分の１となっている。

なお、入所及び日中系サービス施設等の創設及び大規模修繕による施設等整備事業の対象件数の推移は下記のとおりとなっている。平成30年度の対象事業は改築１か所及び大規模修繕（自動火災報知設備、非常用発電機更新工事他）４件であった。

表　対象件数の推移

| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|
| 障がい児者施設 | 3件 | 3件 | 5件 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

#### ③事業費の推移

社会福祉施設等整備事業のうち、入所及び日中系サービス施設等の創設及び大規模修繕の事業費の推移は次のとおりである。

表　事業費の推移　（単位：千円）

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 入所及び日中系サービス施設等の創設及び大規模修繕 | 385,290 | 60,194 | 171,103 | 168,367 | 172,023 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

（2）監査の結果

①補助事業者からの報告書入手漏れについて（結果 3）

県は補助事業者より、「社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱」第 8 条に基づき「社会福祉施設等整備事業着工報告書」、第 9 条により「社会福祉施設等整備事業進ちょく状況報告書」及び第 10 条により「（1）社会福祉施設等整備事業実績報告書」、「（2）精算額内訳書」、「（3）事業実績報告書」、「（4）補助事業に係る歳入歳出決算（見込）書の抄本」の提出を求めることとなっている。

平成 30 年度の対象事業の内１件、口頭での報告を受けているが、第 9 条に定める「社会福祉施設等整備事業進ちょく状況報告書」を入手していない。

工事の入札・契約・施工等の完了検査については確認事項のチェックリストを設けて実施されていることから、補助金交付要綱上必要な届出についてもチェックリストを設けることが必要書類の徴取漏れを防ぐことに有効と思われる。

社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱第9条

| |
|---|
| （状況報告）<br>第9条　補助事業者は、12月末日現在の補助事業の遂行状況を、翌月の10日までに社会福祉施設等整備事業進ちょく状況報告書により知事に報告するものとする。 |

（3）監査の意見

特に記載すべき事項はない。

## Ⅸ. 労働雇用課

### 監査対象とした事業と結果・意見の有無

産業労働部労働雇用課が行う事業のうち、監査対象とした事業とその事業に対する結果・意見の有無は次表のとおりである。

（単位：千円）

| No. | 事業名 | 決算額 | 事業の概要 | 結果 | 意見 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ジョブカフェ信州運営事業 | 53,699 | 学生を含めた 40 代前半までの若年者に対し、就職情報の提供やキャリアコンサルティング等を実施。 | 無 | 有 |
| 2 | 信州正社員チャレンジ応援事業 | 20,862 | 未就職または非正規雇用を余儀なくされている若年者を対象に、基礎研修と職場実習を組み合わせた研修を実施し、正規雇用を支援。 | 無 | 有 |
| 3 | 就職困難者のための就職サポート事業 | 13,354 | 障がい者・母子家庭の母・子育て期の女性等の就職困難者の就職を促進するため、企業訪問による求人開拓を行うとともに、地域振興局でハローワーク求人情報を活用した就職支援を実施。 | 無 | 有 |
| 4 | 多様な働き方普及促進事業 | 27,297 | 企業における多様な働き方の普及や仕事と家庭の両立支援を推進するため、企業訪問等による働きかけを実施し、アドバンス認証制度の普及を促進。また企業の長時間労働の削減のための事業を実施。 | 有 | 無 |
| 5 | はたらく女性応援プロジェクト事業 | 35,889 | 子育て等により離職した女性の再就職や離職抑制のため、就業相談から就職まで一体的に支援するとともに、託児付き就職支援セミナーやインターンシップ等を実施。 | 無 | 無 |
| 6 | IT 活用による新たな働き方普及事業 | 15,276 | 育児等を理由に離職し、再就職を希望している女性等を対象としたテレワーカー育成のためのセミナーの実施及び企業からの業務就業機会の提供 | 無 | 無 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

## 1．ジョブカフェ信州運営事業

### （1）概要

#### ①事業の概要

若年者の職業的な自立を促し、安定した雇用に結びつけるため、また、県内企業の若手人材確保支援を目的に、学生を含め 40 歳前半までの方を対象に就業関連のサービスを提供することを目的に若年者のためのワンストップサービスセンターである「ジョブカフェ」を整備・運用することを目的とする。ジョブカフェでは、離職を余儀なくされた失業者や高校・大学新卒者及び既卒 3 年以内の者等、40 歳前半までの就職を希望する若者を対象に就業に関する様々な情報提供やキャリアコンサルティング、職業紹介をハローワークや市町村、NPO などの地域の就業支援機関との連携によりきめ細やかな支援事業を展開している。利用者は、ホームページ又は電話等で利用登録をすることにより、職業適性診断システム、進路相談、転職相談、応募書類指導、面接対策など就業体験が少ない若者にとって様々な課題に対応できるべく体制を整えている。また、同事業は、基本的には松本センターと長野分室で行われているが、センターまで来ることができない若者等もいることから、出張コンサルティングや出前講座を実施している。

#### ②業務内容

表 ジョブカフェ信州運営事業 事業概要一覧

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| キャリアコンサルティング | 個別に専門のアドバイザーが仕事探しの支援を行うほか、就職活動の方法や悩み事にもきめ細やかなアドバイスを行う |
| セミナーの開催 | コミュニケーション能力や自己分析の方法を身に付けたり、履歴書の書き方、面接の受け方など、就職活動に役立つ実践的なセミナーを随時開催 |
| 就労体験（ジョブチャレ） | カウンセリングを通して個々に応じた就労体験メニューを用意し、社会性や自立心を養う「ジョブチャレ」を実施 |
| 職業紹介 | 併設のヤングハローワーク松本により、その場で職業紹介。長野分室では、同一フロアのハローワーク長野（学生就職支援室）が利用可能 |
| 就職関連情報の提供 | 求人情報、就職面接会のお知らせ、職業能力のスキルアップに役立つ情報など、幅広い就職関連情報を提供 |
| 出張サービス | ・希望の日時、場所でキャリアコンサルティングを実施<br>・大学等が行う相談会及びガイダンスにキャリアコンサルタント等を派遣<br>・各種団体からの要請に応じ、講演会等にキャリアコンサルタント等を派遣<br>・市町村と連携して地域の若者の就業支援事業を実施 |
| 銀座サテライト事業 | 移住・交流センターにおいて、学生（既卒 3 年以内を含む）対象に就職活動相談案内窓口を設置し、以下のサービスを提供<br>・個別カウンセリング（就職活動相談、職業適性診断等、県内産業情報の提供<br>・就職セミナー等イベント |

（出典：県提供資料より監査人作成）

表　ジョブカフェ信州運営事業　事業実績

| メニュー | | 概要 | | 参加人数（人） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 松本 | 長野 |
| 来所者 | | | 5,589 | 4,752 | 837 |
| | うち<br>職業適性診断システム利用 | 「能力」、「興味」、「価値観」、「行動特性」の 4 つの適正評価により、各人の特徴に合致する職業リストが示される | 251 | 220 | 31 |
| | うち<br>職業相談<br>（併設ハローワークのサービス） | ハローワーク職員による職業相談、職業紹介 | 2,593 | 2,593 | － |
| | うち<br>カウンセリング<br>キャリアコンサルティング | 若年者就業支援アドバイザーによる就職活動の方法や悩みごとへの助言等 | 1,540 | 847 | 693 |

| メニュー | | 概要 | | 参加人数（人） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 松本 | 長野 |
| 出前カウンセリング | | | 260 | 121 | 139 |
| | うち<br>地域キャリアコンサルティング | ジョブカフェに来所できない方に対して就業支援地域アドバイザーが出向いてキャリアコンサルティングを実施 | 4 | 3 | 1 |
| | うち<br>ミニジョブカフェ | 市町村と共催する個別相談 | 139 | 82 | 57 |
| | うち<br>就職面接会 | ハローワークや社協等が開催する就職面接会への参加 | 117 | 36 | 81 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

③事業費の推移

表　事業費の推移　（単位：千円）

| 項目 | 平成27年度<br>決算 | 平成28年度<br>決算 | 平成29年度<br>決算 | 平成30年度<br>予算 | 平成30年度<br>決算 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 22,518 | 22,569 | 21,463 | 24,151 | 22,345 |
| 経費 | 25,364 | 25,042 | 24,315 | 27,103 | 24,714 |
| 委託費 | 910 | 6,210 | 22,287 | 6,665 | 6,640 |
| 計 | 48,792 | 53,821 | 68,065 | 57,919 | 53,699 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

④事業区分

表　事業区分

| 事業内容 | 事業実施方法 |
|---|---|
| キャリアコンサルティング | 県直接 |
| セミナーの開催 | 県直接 |
| 就労体験（ジョブチャレ） | 県直接 |
| 職業紹介 | 併設ハローワークによる実施 |
| 就職関連情報の提供 | 県直接 |
| 出張サービス | 県直接 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

上記における県直接は、県の職員が関与して事業を実施している。

⑤事業成果指標

表　ジョブカフェ信州利用者の就職率

| 成果指標 | 29 年度 | 30 年度 | |
|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 成果 |
| ジョブカフェ信州利用者の就職率 | 76.8% | 69.0% | 58.6% |

ジョブカフェ信州利用者の就職率＝就職決定確認者/ジョブカフェ信州新規登録者

（出典：県提供資料より監査人作成）

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①ジョブカフェ信州利用者の就職率のデータの採り方について（意見 23）

表　松本センター及び長野分室別の就職率

| 年度 | 新規登録者 | 就職決定確認者 | 就職率 | 内訳　松本センター | | | 内訳　長野分室 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 新・登 | 就・決 | 就職率 | 新・登 | 就・決 | 就職率 |
| 30 年度 | 1,232 | 722 | 58.6% | 957 | 655 | 68.4% | 275 | 67 | 24.4% |
| 29 年度 | 1,148 | 882 | 76.8% | 933 | 831 | 89.1% | 215 | 51 | 23.7% |
| 28 年度 | 1,321 | 911 | 69.0% | 1,126 | 859 | 76.3% | 195 | 52 | 26.7% |
| 27 年度 | 1,506 | 965 | 64.1% | 1,259 | 898 | 71.3% | 247 | 67 | 27.1% |
| 26 年度 | 1,689 | 1,107 | 65.5% | 1,411 | 1,015 | 71.9% | 278 | 92 | 33.1% |

（出典：県提供資料より監査人作成）

ジョブカフェ信州利用者の就職率は、ジョブカフェ信州運営事業の成果指標となっており、事業の成否を測る上でも重要な指標となっている。その指標は、上記のようにジョブカフェ信州の新規登録者とその登録者の就職決定確認者の割合で表現しているもので、ジョブカフェの所轄官庁である厚生労働省への報告もこの就職率を指標として報告が求められているものである。表　松本センター及び長野分室別の就職率は、その就職率の松本センターと長野分室の内訳を示している。その内訳を見ると松本センターと長野分室で大きく就職率が異なっていることがわかる。これは、松本センターと長野分室でデータの採り方に差異があることが原因となっている。松本センターは、併設のヤングハローワークと共同でセンターを運営しているが、就職希望者は、まずジョブカフェ信州とヤングハローワーク共通の受付で登録後、来所者の希望を聞き、実際に就職先を探している場合、ヤングハローワークで対応し、就職したことが無く、コンサルティングが必要な来所者はジョブカフェ信州で対応するという体制で対応する。この松本センターの就職率は、ジョブカフェ信州とヤングハローワーク共通の受付で登録した人数を母数とし、実際に就職した人数を分子にとった就職率を使用している。しかしこの就職した人は、共通の受付で登録後、ヤングハローワークは利用したが、ジョブカフェ信州を全く利用していない人も就職率の算定上、松本センターの実績に結果として含まれている。事業を評価するうえでは、その事業を実際に利用した人数とその成果である就職者の割合で評価することが必要であるが、松本センターの就職率がそのような実際の利用者の割合になっていない点で事業性評価の指標として適切であるか検討することが望まれる。

**②長野分室の在り方について（意見 24）**

長野分室は、松本センターのようにハローワークとの協業ができていない。ヤングハローワークは、国の事業であるが、国の予算として１県に１か所しか認めていないため、結果として松本にしか設置できない。そのため、東北信の事業希望者がいたとしても松本センターしかない状況だと地理的に利用できない人がいるということで長野にサテライトオフィスとして長野分室を開設している。この長野分室は、新卒応援ハローワークと同じ建物の同フロアにあるものの松本センターのように地理的にもシステム的にも離れた運用をしているため、新卒応援ハローワークと連携はしているものの松本センターと同程度の協業を行う体制にはなっていない。ジョブカフェ信州が想定している若年者は、就職経験がないまたは、就業経験が浅くそもそも就職活動をどのように行っていくかを把握していない人も多い。その中で、個人個人の適正を把握し、ハローワークに行く段階よりも前にコンサルティングを行っているジョブカフェ信州は、非常に意義深い事業である。上記意見①でもあるように松本センターと長野分室の就職率の算定に相違があるとしても新卒応援ハローワークとその物理的に離れた場所で運営されており、新卒応援ハローワークのシステムが利用できない状況で運営している中で、松本センターのように効率的に運営ができているかを把握するのは困難である。そのため、協業している松本センターと長野分室にこれだけの大きな就職率の差異が生じている理由に、その協業の可否が含まれている可能性は否定できない。ハローワークを運営するのは国であり、ジョブカフェを運営するのは県と運営主体が異なり、その協業が難しいのは想像に難くない。しかし、そもそも松本のヤングハローでできている協業でありお互いに目的を共にする行政機関として協業することは可能であると考えられる。そこで長野分室も松本センターのようによりハローワークと共同してセンターを運営していくことを検討していくことが望まれる。

## 2. 信州正社員チャレンジ応援事業

### (1)概要

#### ①事業の概要

未就職または非正規雇用を余儀なくされている若年者を対象に、基礎研修と職場実習を組み合わせた研修を実施し、正規雇用を支援するとともに人材確保に苦慮する県内企業の若年人材雇用支援することを目的としている。

#### ②業務内容

表 信州正社員チャレンジ応援事業 事業概要一覧

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 正社員チャレンジ | 事業参加者に対して<br>・本事業の目的を達成するため、事業参加者を自社で雇用の上、県内企業への紹介予定派遣により、実践的な職場実習の機会を 2, 3 か月程度の期間提供するものとする。<br>職場実習までの流れ<br>事業参加者の希望職種、適正、能力等の把握と分析<br>事業参加者と県内企業のマッチング<br>県内企業での職場実習中の事業参加者へのフォロー |
| | 職場実習先企業に対して<br>・本事業の趣旨を十分に理解し、事業参加者を職場実習終了後に自社において正規雇用する予定であるものとする。また事業参加者の速やかな職場実習の受け入れが可能となるべく長野県内に本社又は、支店・営業所等を有する事業者であることを要件としている。 |

(出典:県提供資料より監査人作成)

#### ③事業費の推移

表 事業費の推移 (単位:千円)

| 項目 | 平成27年度決算 | 平成28年度決算 | 平成29年度決算 | 平成30年度予算 | 平成30年度決算 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 86,426 | 76,083 | 66,457 | 22,592 | 19,317 |
| 消費税 | 6,914 | 6,087 | 5,316 | 1,807 | 1,545 |
| 計 | 93,340 | 82,170 | 71,773 | 24,399 | 20,862 |

(出典:県提供資料より監査人作成)

#### ④事業の成果目標

正規雇用就職率:正規雇用就職者数/職場実習決定者数

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①事業の効率性及び成果指標について（意見 25）

表　ジョブカフェ正社員他県比較

| | 長野県 | 東京都 | 埼玉県 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | ジョブカフェ信州正社員チャレンジ | 若者正社員チャレンジ事業 | わかもの仕事チャレンジ事業 |
| 平成 30 年度予算 | 24 百万円 | 617 百万円 | 149 百万円 |
| 想定事業参加者 | 25 名 | 740 名 | 150 名 |
| 一人あたり | 975 千円 | 833 千円 | 993 千円 |

（出典：県提供資料および各自治体 HP より監査人作成）

ジョブカフェ信州正社員チャレンジ事業は、他の都道府県では、東京都と埼玉県で同様の事業を行っている。上記は平成 30 年度の予算と対象人員を比較した表となり、その効率性を計るために一人あたりの事業費を算定している。本事業費は、他県と比較しても突出して高いものではない。採用企業側に対する本事業に関するアンケートでも「正社員として雇用する前にお互いの見極めができる」、「毎年入社していただいている」など高評価が多く、また事業参加者へのアンケートでもこの支援を受けられたことで就職できた、担当者のフォローのおかげで就職に近づけたなど双方にとってメリットが大きい事業であったことがうかがえる。これは、ハローワークなどで行う通常の職業紹介とは異なり、きめの細かい就業支援を行っていることと、実際の職場で働くことで業界・会社への理解をした上で働くことで雇用者・就職者双方に大きなメリットがあると考えられる。しかし本事業にかかる一人あたりの事業費は、100 万円弱と長野県が行っている他の就業支援事業と比較しても比較的高額であり期待される効果も求められる。また事業参加者には、採用選考時に筆記試験を課すなど通常の職業紹介の枠を超えた事業を行っている。この点においては、単に事業の参加者をどれだけ正規雇用につなげたかという正規雇用率だけをもってその事業の有用性効率性を把握するのは難しい。一方で、本事業の目的は、人材確保に苦慮する県内企業に若年人材雇用の支援を行う目的も有する。企業にとっては、有用な人材を長期的な視点に立って採用することが望める本事業は、その意義が非常に大きく、実際の参加企業からの評価も高いというアンケート結果も確認している。この事業の特色は企業側の協力が初めからある点であり、企業が継続的に事業に参加してもらえないと本事業の継続そのものが難しくなってしまう。その点において、本事業に参加した企業の満足度及びその事業の参加者（正規雇用者）の定着率は、事業の成果を把握する点で重要と考えられる。そこで、成果指標として、採用後 1、2 年間程度の定着率等も成果指標に挙げることが望まれる。

## 3. 就職困難者のための就職サポート事業

### (1)概要

#### ①事業の概要

地域振興局に設置した「女性・障がい者等就業支援デスク」において、就職に困難を有する障がい者・母子家庭の母等・中国帰国者・子育て期の女性に対して、就職相談から就職後の定着まで、一貫した就業支援を行う。

表 就職困難者のための就職サポート事業 事業概要一覧

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 求職者に対する支援 | 職業相談<br>職業選択や訓練など、本人の希望や適性に合ったアドバイス |
| | 求人開拓<br>企業訪問により、個々の求職者の希望や能力・適性に沿った求人開拓 |
| | 紹介・就職<br>紹介状の作成、採用面接など求職者に同行して必要な支援を実施 |
| | 定着支援<br>就職後、訪問等により安定した就労が続くよう企業と本人を支援 |
| 求人開拓員の配置 | 佐久、上伊那、南信州、松本、長野の各地域振興局に求人開拓員を配置 |
| ハローワーク求人情報の活用 | オンラインにより日々提供される国のハローワーク求人情報を活用して、より多くの最新の求人情報から求職者の希望や条件に沿った仕事をその場で紹介 |
| 関係機関等の連携 | 障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、「はたらく女性応援プロジェクト事業」女性就業支援員、保健福祉事務所就業支援員その他就業支援機関等との連携による就業支援 |
| 優良事業所等の表彰 | 障がい者雇用の啓発のため、障がい者雇用優良事業所等に対する知事表彰を実施 |
| 職業紹介システムの保守 | 職業紹介システムの保守 |

(出典:県提供資料より監査人作成)

表 無料紹介実績

| 年度 | 対象 | 相談延べ件数 | 企業訪問 | 求人開拓数 | 就職件数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年度 | 障がい者 | 1,403 | | 138 | 39 |
| | 母子家庭の母等 | 295 | | 127 | 8 |
| | 子育て期の女性 | 3,426 | | 33 | 36 |
| | 中国帰国者 | 270 | | 125 | 18 |
| | 計 | 5,394 | 2,748 | 423 | 101 |

| 年度 | 対象 | 相談延べ件数 | 企業訪問 | 求人開拓数 | 就職件数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年度 | 障がい者 | 1,609 | | 83 | 31 |
| | 母子家庭の母等 | 427 | | 77 | 11 |
| | 子育て期の女性 | 4,057 | | 305 | 19 |
| | 中国帰国者 | 272 | | 30 | 9 |
| | 計 | 6,365 | 3,747 | 495 | 70 |
| 平成29年度 | 障がい者 | 1,890 | | 108 | 30 |
| | 母子家庭の母等 | 240 | | 47 | 12 |
| | 子育て期の女性 | 3,197 | | 124 | 21 |
| | 中国帰国者 | 293 | | 24 | 14 |
| | 計 | 5,620 | 4,019 | 303 | 77 |
| 平成30年度 | 障がい者 | 1,990 | | 110 | 19 |
| | 母子家庭の母等 | 82 | | 54 | 3 |
| | 子育て期の女性 | 3,697 | | 39 | 2 |
| | 中国帰国者 | 215 | | 30 | 18 |
| | 計 | 5,984 | 3,959 | 233 | 42 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

②事業費の推移

表　事業費の推移　（単位：千円）

| 項目 | 平成27年度決算 | 平成28年度決算 | 平成29年度決算 | 平成30年度予算 | 平成30年度決算 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 11,241 | 11,407 | 11,780 | 12,406 | 11,860 |
| その他経費 | 2,087 | 1,824 | 1,473 | 1,527 | 1,494 |
| 計 | 13,328 | 13,231 | 13,253 | 13,933 | 13,354 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

③事業区分

職業紹介システムの保守：委託

上記以外：直接

当該事業は、各地域振興局に県の職員を配置し県が直接事業を行っている。

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### (3)監査の意見

#### ①事業を担当する行政嘱託員について(意見 26)

当該事業は、障がい者、母子家庭の母等就職困難者に対象を絞った自治体が行う無料の職業紹介事業でありその根拠法令は、職業安定法第二十九条に規定されている。

「(地方公共団体の行う職業紹介)

職業安定法第二十九条　地方公共団体は、無料の職業紹介事業を行うことができる。

②特定地方公共団体は、前項の規定により無料の職業紹介事業を行う旨を、厚生労働大臣に通知しなければならない。

③特定地方公共団体は、取扱職種の範囲を(その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲という。以下同じ。)を定めることができる。

④特定地方公共団体は、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。」

就職困難者は、一般に就職を希望する者だけに施策を行っただけでは足りず、雇用者側への対応も必要な場合も多く、一般の就職希望者が利用するようなハローワーク等の職業紹介所が提供するサービスだけでは就職が難しい場合が多い。また民間の就職あっせん業者は、就職困難者に対応しておらず、民間での対応はさらに困難である。そこで本事業は、長野県独自の事業として、就職希望者だけでなく、企業側への雇用を促すために企業を訪問し求人を開拓することでマッチングを行っている。この求人開拓員の職務は、求人開拓員業務運営要領にあるように対事業所への業務として未開拓求人の把握、事業所情報の把握、受入れのための事業主の業務・改善指導・助言、職場定着のための事業主への指導・助言等雇用する事業所への業務を重要視している。この業務は、地域振興局に配置した5名の求人開拓員が行っており、企業訪問件数は、年間4千件前後に及ぶ。またこの企業訪問から求人を開拓した結果がその先の就職に結びつくため求人開拓員と企業の属人的な結びつきも大きく個々の求人開拓員の経験に負うところが大きい。しかし当該事業は、行政嘱託員が行っている業務であり、本事業では、最長で5年と規定されている。そのためどんなに企業との結びつきがあった嘱託員であっても 5 年でその関係が終了してしまう点でそれまでの事業の蓄積がリセットされてしまう恐れがある。行政嘱託員は、単年度で事業を行っていく行政において適切に事業を遂行するために有期で雇用する制度であり、有期の事業を行うために適した制度である。しかし本制度の対象となる就職困難者は、障がい者、母子家庭の母等今後もそのような対象者は継続的に発生することが想定され、かつ対応できる機関は、民間ではなく行政機関である県だけであるとすれば、有期で行う事業として考えるのではなく継続的に県が関与するような仕組みを整えることが望まれる。また、仮に県が直接、事業として継続的に関与することが難しいとしても現在、属人的になっている行政嘱託員のノウハウを次の行政嘱託員に引き継ぐ体制を構築する等の体制構築の検討は必要である。

## 4. 多様な働き方普及促進事業

### (1)概要

#### ①事業の概要

県内産業や地域社会を担う人材の確保・定着を図るため、多様で柔軟な働き方が選択できる環境づくりを推進する。

表 多様な働き方普及促進事業 事業概要一覧

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 職場環境改善促進事業 | 1)アドバイザーの企業訪問<br>短時間正社員制度など多様な勤務制度の導入や「職場いきいきアドバンスカンパニー認証」の取得に向けた支援を実施するとともに、子育て期女性を対象としたインターンシップの実施を働きかけ、女性の正規雇用を促進 |
| | 2)働き方改革先進企業の事例研究会の開催<br>企業の経営者及び人事・労務担当者等が、地域において先駆的な働き方改革の取組を行っている企業を訪問し、事例を学ぶ研究会を開催 |
| | 3)多様な働き方制度導入への専門的支援<br>社会保険労務士や IT 技術者等の専門家派遣により、就業規則など雇用制度の整備やテレワーク導入等の専門的支援を実施 |
| 中小企業における長時間労働削減支援事業 | 1)長時間労働是正に向けたモデル企業への支援<br>・本事業に取り組むモデル企業(以下「モデル企業」という。)を県内より選定するにあたり、県内の中小企業事業者に本事業の趣旨等を周知し、応募のあった企業から公平公正に概ね5社程度を選定する。<br>・モデル企業選定後、当該企業の労働環境の実態や仕事の進め方等の課題などをヒアリングするとともに、時間外労働時間や年次有給休暇の取得状況等のデータの分析、意識調査等を通じた従業員のニーズの把握などを実施し、モデル企業における現状把握及び課題の整理を行う。<br>・課題の整理後、6 か月以上の支援計画を策定する。<br>・上記支援計画は、社会保険労務士等の専門家をモデル企業に派遣することにより専門家の知見も活かしつつ、県労働雇用課も必要な連携を図りながら、チームとしてモデル企業に対する支援に取り組む。<br>・実施後は、取組企業のモデル企業の時間外労働時間、年次有給休暇の取得状況等のデータを収集する。<br>・モデル企業における時間外労働時間の削減などの取組の成果を、県内企業の経営者、人事・労務担当者等に向けて広く発信するシンポジウムを開催する。 |
| | 2)労働環境へ係る調査の実施<br>働きやすい職場環境づくりを推進する各種の施策の基礎資料とするための調査の実施 |

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 長野県就業促進・働き方改革戦略会議の設置 | 経済団体、労働団体、学識経験者、労働局等と共に戦略会議を設置し、人手不足状況等の把握や産業分野・広域ごとの現状・課題把握、効果的な就業促進策を検討・立案・実施する体制を構築 |
| 「一人多役」型の地域社会づくり推進事業 | 1)「一人多役」型ライフスタイルをテーマに合同企業説明会を開催<br>長野県ならではの「一人多役」型の働き方・暮らし方ができる地域を情報発信し、雇用につなげる場として、県外での地域合同企業説明会を開催 |
| | 2)「一人多役」型実践者の情報発信<br>合同企業説明会等において「一人多役」型のモデルケースを情報発信 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

表　職場環境改善促進事業実績

| 年度 | 新規企業訪問数 | 職場いきいきアドバンスカンパニー新規認証企業数 | 社員の子育て応援企業登録事業所数 | 子育て女性のインターンシップ受入企業開拓数 | 子育て女性のインターンシップ実施人数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成 30 年度 | 2,714 | 25 | 81 | 123 | 22 |
| 平成 29 年度 | 3,590 | 34 | 121 | － | － |
| 平成 28 年度 | 3,614 | 44 | 154 | － | － |
| 平成 27 年度 | 2,056 | 7 | 117 | － | － |
| 計 | 11,974 | 110 | 473 | 123 | 22 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

子育て女性のインターンシップ受入企業の開拓は、平成 30 年度より開始している内容である。

長野県就業促進・働き方改革戦略会議実績

第 1 回長野県就業促進・働き方改革戦略会議（平成 30 年 4 月 19 日）

第 2 回長野県就業促進・働き方改革戦略会議（平成 30 年 10 月 23 日）

第 3 回長野県就業促進・働き方改革戦略会議（平成 31 年 2 月 7 日）

②事業費の推移

表　職場環境改善促進事業

| 項目 | 平成27年度決算 | 平成28年度決算 | 平成29年度決算 | 平成30年度予算 | 平成30年度決算 |
|---|---|---|---|---|---|
| 委託費 | 29,381 | 30,904 | 30,931 | 25,275 | 25,275 |
| 消費税 | 2,350 | 2,472 | 2,474 | 2,022 | 2,022 |
| 計 | 31,731 | 33,376 | 33,405 | 27,297 | 27,297 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

表　中小企業における長時間労働削減支援事業

| 項目 | 平成28年度決算 | 平成29年度決算 | 平成30年度予算 | 平成30年度決算 |
|---|---|---|---|---|
| 委託費 | 3,232 | 3,182 | 3,728 | 3,728 |
| 消費税 | 259 | 254 | 298 | 298 |
| 計 | 3,491 | 3,436 | 4,026 | 4,026 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

当該事業は、平成28年度事業開始のため平成28年度より記載している。

③事業区分

表　事業区分

| 事業名 | 区分 |
|---|---|
| 職場環境改善促進事業 | 委託 |
| 中小企業における長時間労働削減支援事業 | 直接・委託 |
| 中小企業における長時間労働削減支援事業 | 直接・委託 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

④成果目標

表　職場環境改善促進事業

| | 目標 | 実績 |
|---|---|---|
| アドバンス認証企業数 | 34社以上 | 25社 |
| 子育て女性のインターンシップ受入企業開拓数 | 100社 | 123社 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

（2）監査の結果

①中小企業における長時間労働削減支援事業の成果の把握及び分析について（結果4）

本事業は、時間外労働の削減等の働き方改革に取り組もうとする中小企業に対して、業務の見直しや作業効率化のためのIT化・省力化などを支援する専門家チームを派遣するとともに、得られた効果や成功事例を「見える化」して発信することにより他企業への波及を図るものである。その内容は、モデルとなる企業を選定し当該企業の支援計画を策定し、中小企業診断士・社会保険労務士等の専門家も派遣したうえで実施後に、モデル企業の時間外労働時間、年次有給休暇の取得状況の把握・モデル企業へのアンケート調査を実施するなどによりその効果を検証することとしている。ここで仕様書の一部に、

「（5）実施後の効果検証

受託者は、モデル企業の取組実施後の効果を下記により検証する。

ア　取組実施後のモデル企業の時間外労働時間、年次有給休暇の取得状況等のデータを収集する。

イ　モデル企業の従業員にアンケート調査を実施し、従業員の仕事に対する意識や満足度がどの

ように変化したか等を調査する。アンケートについては、県労働雇用課と相談し作成する。

ウ　収集したデータを分析するとともに、具体的な取組内容が時間外労働時間の削減や生産性の向上、従業員の処遇改善等にもたらす効果などを検証する。」

と記載されている。この仕様書の内容は、（5）ア、ウで定量的な時間外労働時間、年次有給休暇の取得状況のデータの収集及び分析とその結果をどう時間外労働時間の削減、または生産性の向上につなげるかを検証することが求められている。また（5）イでは、モデル企業の従業員にアンケート調査を取り、従業員の仕事に対する意識や満足度の変化を定性的に分析することが求められている。行政が行う事業は、例えば県外から県内への移住者の増加、雇用の増加、農産物の収穫量の増加などその効果を定量的に測れる事業と、福祉分野などの定量的には測りづらいが定性的に分析が可能な分野に分けられる。本事業は、まさに定量分析が可能であり、しかもその分析結果を、実際に県内企業の時間外労働時間の削減や、有給休暇の取得率に向上につなげることを求めているこの仕様書の内容は、定性分析が行われることが多い行政の事業において、事業の本質を捉えた妥当なものであると考えられる。しかし、本事業を受託した事業者からの実施報告書・完了報告書には、シンポジウムに関する記述はあるものの上記仕様書（5）アに記載された内容に関しては触れられていない。当該シンポジウムでの一部のモデル企業の発表内容に、時間削減にかかる陳述があったものの県への報告書等でこの内容を確認することはできなかった。またシンポジウム参加者へのアンケートにも、最終的にどうすれば中小企業において時間外労働の削減等が可能なのかの具体策がないとの記述があるが、モデル企業の発表においていくつかの時間外労働時間の削減に関する取組の陳述はあるものの（5）ウにあるような収集したデータをどのような具体的な取組へと波及させていくのかの検証がされていない。現在の中小企業等における労働環境を考えると、一朝一夕に時間外労働時間の削減が可能ではないかもしれないが、少なくとも様々な施策を考え、その効果を定量的に測って初めてその施策の有効性が把握できるのであり、事業における定量分析とその分析を踏まえた施策へのフィードバックは非常に重要と考えられる。この内容を本事業に照らして検討すると、（5）アに求められているデータを収集し、（5）ウに求められている分析及び効果の検証をし、その具体的な取組内容をシンポジウムで県内企業へ発信することによって初めて本事業の仕様書に求められている事業の目的達成ができるのである。当該（5）ア、ウへの対応が十分になされていない現状では、効果検証・報告内容が不十分である。また、本事業は、平成 30 年度に終了している事業ではあるが、本事業に限らず、行政の事業で定量分析が可能なものについては、出来得る限りそのデータを収集・分析するともに事業などの施策へのフィードバックを行うことが望まれる。

**(3)監査の意見**

特に記載すべき事項はない。

## Ⅹ. 現地機関

### 監査対象とした現地機関と結果・意見の有無

監査対象とした現地機関とその現地機関に対する結果・意見の有無は次表のとおりである。

（単位：千円）

| No. | 現地機関 | 決算額 | 事業の概要 | 結果 | 意見 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 中央児童相談所<br>松本児童相談所<br>児童相談所広域支援センター | 142,683<br>※1 | 児童相談所を運営し、様々な問題を抱える児童や家庭の相談援助を行うとともに、緊急に保護する必要のある児童を一時保護する事業。 | 無 | 有 |
| 2 | 松本あさひ学園 | 197,711 | 児童福祉法に基づく県下唯一の児童心理治療施設で、「環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと」を目的とする施設 | 無 | 有 |
| 3 | 信濃学園 | 271,331 | 県内唯一の福祉型障害児入所施設として、個々の障がい特性に即した専門的な支援を行う。主に、重度の知的障がいがあり、家庭での療育が困難な児童や被虐待児童等の保護、日常生活の指導及び自立に必要な支援を実施。 | 無 | 有 |

※1 中央児童相談所、松本児童相談所及び児童相談所広域支援センター以外の児童相談所分を含む児童相談所・一時保護所運営事業の決算額を記載している。

（出典：県提供資料より監査人作成）

## 1．児童相談所（中央児童相談所・松本児童相談所・児童相談所広域支援センター）

### （1）概要

#### ①事業の概要

児童相談所は、児童福祉法第 12 条に基づいて設置され、子どもの権利（生存、発達、保護、参加）を擁護し、最善の利益を保障するものとして、子どもに関する専門的な相談を受け、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく相談機関である。子ども本人や家族、親戚、学校や保育所の職員、地域住民などから相談を受けている。

長野県内には、中央児童相談所、松本児童相談所、飯田児童相談所、諏訪児童相談所及び佐久児童相談所の 5 つの児童相談所が設置されている。また、県下 5 つの児童相談所の虐待相談対応等の機能強化、人材育成や里親委託（家庭養護）の一層の推進のため、専任・専門スタッフを配置する長野県独自の機関として、児童相談所広域支援センターが平成 28 年度に中央児童相談所に付置して発足している。なお、児童相談所広域支援センターは、平成 29 年度に松本駐在を設置している。

児童福祉法第12条

| |
|---|
| ○都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。<br>○児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第 1 項第 1 号に掲げる業務及び同項第 2 号ロからホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法第 22 条第 2 項及び第 3 項並びに第 26 条第 1 項に規定する業務を行うものとする。<br>○児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務（前条第 1 項第 2 号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。<br>○児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。 |

#### ②業務内容

児童相談所は次の業務を行っている。

表　児童相談所が行う業務

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 相談、調査、判定、援助・指導 | 子どもに関する家庭その他からの専門的な知識・技術を必要とする相談（重度虐待等や療育手帳等）に応じ、専門職員による調査（立入調査等を含む。）並びに医学的・心理学的・・教育学的・社会学的及び精神保健上の判定を行い、子どもの心理、 健康及び発達に関する専門的な指導その他必要な指導を行っている。（措置による在宅指導を含む。） |
| 一時保護 | 子どもの安全確保やアセスメントのため、 家庭から離す一時保護を行っている。 |
| 措置 | 家庭事情等必要により、子どもを児童福祉施設等に入所させ、又は里親に委託している。 |

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 里親 | 制度の普及啓発、里親登録に向けた相談対応、情報提供、助言、研修等に加え、マツチングから委託児童の自立支援まで一貫した里親養育支援をしている。 |
| 市町村への必要な援助 | 子ども家庭支援(相談)に係る専門的・技術的助言を行っている。 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

表 各児童相談所の管轄地域

| 児童相談所 | 管轄地域 |
|---|---|
| 中央児童相談所 | 長野圏域、北信圏域、上田市、小県郡 |
| 松本児童相談所 | 松本圏域、木曽圏域、北アルプス圏域 |
| 飯田児童相談所 | 南信州圏域、駒ケ根市、飯島町、中川村、宮田村 |
| 諏訪児童相談所 | 諏訪圏域、伊那市、辰野町、箕輪町、南箕輪村 |
| 佐久児童相談所 | 佐久圏域、東御市 |
| 児童相談所広域支援センター | ― |

（出典：県提供資料より監査人作成）

### ③事業費の推移

児童相談所・一時保護所運営事業の事業費は、児童相談所運営費及び児童一時保護所運営費に大別される。それぞれの事業費の推移は次のとおりである。

表　事業費の推移　（単位：千円）

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 児童相談所運営費 | 33,817 | 33,304 | 35,162 | 43,713 | 51,179 |
| 児童一時保護所運営費 | 59,329 | 64,268 | 68,706 | 75,481 | 91,504 |
| 計 | 93,146 | 97,572 | 103,868 | 119,194 | 142,683 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

### ④児童相談所について

児童福祉法は児童相談所について次のように規定している。

○都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

○児童相談所には所長及び所員を置く。

○所長は、都道府県知事の監督を受け、所務を掌理する。

○所員は、所長の監督を受け、前条に規定する業務をつかさどる。

○児童相談所には必要な職員を置くことができる。

○児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

○相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

児童相談所の運営及び活動は、「児童相談所運営指針について」（以下「児童相談所運営指針」という。）により行われている。

児童相談所運営指針は、児童相談所の組織について次のように定めている。

表 各児童相談所の管轄地域

| 項目 | 内容 | |
|---|---|---|
| 規模 | A級 | 人口150万人以上の地方公共団体の中央児童相談所 |
| | B級 | 人口150万人以下の中央児童相談所 |
| | C級 | その他の児童相談所 |

| 項目 | 内容 | | |
|---|---|---|---|
| | ①標準（3部門） | ②A級（注） | ③B級（注） |
| | ○総務部門<br>○相談・判定・指導・措置部門<br>○一時保護部門 | ○総務部門<br>○相談・指導部門<br>○判定・指導部門<br>○措置部門<br>○一時保護部門 | ○総務部門<br>○相談・措置部門<br>○判定・指導部門<br>○一時保護部門 |

| 項目 | 内容 |
| --- | --- |
| 組織構成 | （注）組織規模が過大になる等の理由により、相談・判定・指導・措置部門を細分化する必要がある場合<br>※②③によることができない場合には、以下の方法により対応することも考えられる。<br>〇地区別構成（地区チーム制等）<br>〇相談種類別構成（養護チーム、障害チーム、非行チーム、育成チーム等）<br>※具体的構成を設定するには、児童相談所の規模、管轄区域の人口、面積その他各地方公共団体の実情も考慮する。<br>※その際、相談があった子ども、保護者等に対しては、チームによる相談援助活動及び中心となって関わる担当者が確保できる体制をとる。<br>※職員については、各部門の業務及び各職員の職務内容を勘案し適切に配置する。 |

| 部門 | 各部門の業務分担（A 級の場合の例） |
| --- | --- |
| 総務部門 | (1) 所属職員の人事及び給与に関すること<br>(2) 公文書類の収受、発送及び保存に関すること<br>(3) 公印の管守に関すること<br>(4) 物品会計事務に関すること<br>(5) 施設の維持管理に関すること<br>(6) 全体的事業の企画、普及に関すること<br>(7) 一時保護している子どもの所持品の引取り、保管及び処理に関すること<br>(8) その他他部門に属しないこと |
| 相談・指導部門 | (1) 相談の受付<br>(2) 受理会議の実施とその結果の処理<br>(3) 調査、社会診断及び指導<br>(4) 相談業務全般についての連絡調整<br>(5) 管轄区域における子どもや家庭が抱える問題の把握及び予防的活動<br>(6) 一時保護手続<br>(7) 児童福祉施設、里親等に措置した後の家庭指導等<br>(8) 相談業務の企画に関すること<br>(9) 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと |
| 判定・指導部門 | (1) 調査・社会診断、医学診断、心理診断等及び指導<br>(2) 判定会議の実施とその結果の処理<br>(3) 判定に基づく援助指針の立案<br>(4) 一時保護している子どもの健康管理の援助<br>(5) 療育手帳、各種証明書等<br>(6) 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと |

| 部門 | 各部門の業務分担（A 級の場合の例） |
|---|---|
| 措置部門 | (1) 援助方針会議の実施とその結果の処理<br>(2) 児童福祉審議会への意見聴取に関する事務<br>(3) 措置事務、措置中の状況把握<br>(4) 児童記録票及び関係書類の整理保管<br>(5) 児童相談所業務統計 |
| 一時保護部門 | (1) 都道府県等が設置する一時保護施設（以下「一時保護所」という。）で行う一時保護の実施<br>(2) 一時保護している子どもの保護、生活指導、行動観察及び行動診断<br>(3) 観察会議の実施とその結果の処理<br>(4) 一時保護している子どもの健康管理 |

| 項目 | 職員構成 | | |
|---|---|---|---|
| | A 級 | B 級 | C 級 |
| 所長 | ○ | ○ | ○ |
| 次長 | ○ | ― | ― |
| 各部門の長 | ○ | ○ | ○ |
| 教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー） | ○ | ○ | ○ |
| 児童福祉司 | ○ | ○ | ○ |
| 相談員 | ○ | ○ | ○ |
| 小児科を専門とする医師（以下「小児科医」という。嘱託も可。） | ○ | ○ | ― |
| 精神科を専門とする医師（以下「精神科医」という。嘱託も可。） | ○ | ○ | ○ |
| 理学療法士等（言語治療担当職員を含む。） | ○ | ― | ― |
| 臨床検査技師 | ○ | ― | ― |
| 児童心理司 | ○ | ○ | ○ |
| 心理療法担当職員 | ○ | ○ | ○ |
| その他必要となる職員 | ○ | ○ | ○ |

(1) 配置される職員数については、地域の実情、各児童相談所の規模等に応じて適正と認められる人員とする。

(2) 教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）は、児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として教育・訓練・指導に当たる児童福祉司であり、相談援助活動において相当程度の熟練を有している者でなければならない。教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）の配置の標準は児童福祉司おおむね5人につき1人とする。

(3) 業務に支障がないときは、職務の共通するものについて、他の相談所等と兼務することも差し支えない。

(4) 一時保護所関係職員は、別途所要の人員を配置することとする。

| 職員 | 職務内容 |
| --- | --- |
| 所長 | (1) 所長として法に定められている権限の行使<br>(2) 法第 32 条等により都道府県知事等から委任された権限の行使<br>(3) 各部門の業務の統轄<br>(4) 児童相談所を代表しての対外活動 |
| 次長 | 所長の職務の補佐 |
| 総務部門の長 | (1) 庶務的事項の総括<br>(2) 他部門との事務的連絡調整<br>(3) 全体的事業の企画に係る連絡調整 |
| 総務部門職員 | (1) 所属職員の人事及び給与に関すること<br>(2) 公文書類の収受、発送及び保存に関すること<br>(3) 公印の管守に関すること<br>(4) 物品会計事務に関すること<br>(5) 施設の維持管理に関すること<br>(6) 全体的事業の企画、普及に関すること<br>(7) 一時保護している子どもの所持品の引取り、保管及び処理に関すること<br>(8) その他他部門に属しないこと |
| 相談・指導部門の長 | (1) 相談・指導部門の業務全般の総括<br>(2) 受理会議の主宰<br>(3) 教育・訓練・指導担当児童福祉司(スーパーバイザー)の意見を参考としつつケースの進行管理を行うこと<br>(4) 相談業務の企画に関すること |
| 判定・指導部門の長 | (1) 判定・指導部門の業務全般の総括<br>(2) 判定・指導部門の職員に対する教育・訓練・指導(スーパービジョン)を行うこと<br>(3) 判定会議の主宰 |
| 措置部門の長 | (1) 措置部門の業務全般の総括<br>(2) 援助方針会議の主宰 |
| 措置部門職員 | (1) 援助方針会議の実施とその結果の処理<br>(2) 児童福祉審議会への意見聴取に関する事務<br>(3) 措置事務、措置中の状況把握<br>(4) 児童記録票及び関係書類の整理保管 |
| 一時保護部門の長 | (1) 一時保護部門の業務全般の総括<br>(2) 一時保護部門の職員に対する教育・訓練・指導(スーパービジョン)を行うこと<br>(3) 観察会議の主宰 |
| 教育・訓練・指導担当児童福祉司(スーパーバイザー) | 児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導を行うこと |

| 職員 | 職務内容 |
| --- | --- |
| 児童福祉司 | (1) 担当区域内の子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること<br>(2) 必要な調査、社会診断を行うこと<br>(3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと<br>(4) 子ども、保護者等の関係調整(家族療法など)を行うこと |
| 受付相談員 | (1) 相談の受付に関すること<br>(2) 受付面接と応急の援助に関すること<br>(3) 受理会議に関すること |
| 相談員 | (1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること<br>(2) 児童福祉司と協力し、調査、社会診断を行うこと<br>(3) 子ども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない指導を行うこと |
| 電話相談員 | 電話相談業務に関すること |
| 児童虐待対応協力員 | 児童福祉司に協力して児童虐待への対応を行うこと |
| 医師(精神科医、小児科医) | (1) 診察、医学的検査等による子どもの診断<br>(2) 子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導<br>(3) 医学的治療<br>(4) 脳波測定、理学療法等の指示及び監督<br>(5) 児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導<br>(6) 一時保護している子どもの健康管理 |
| 児童心理司 | (1) 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断を行うこと<br>(2) 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと |
| 心理療法担当職員 | 子ども、保護者等に対し、心理療法、カウンセリング等の指導を行うこと |
| 保健師 | (1) 公衆衛生及び予防医学的知識の普及<br>(2) 育児相談、1歳6か月児及び3歳児の精神発達面における精密健康診査における保健指導等、障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援<br>(3) 一時保護している子どもの健康管理 |
| 理学療法士等(言語治療担当職員を含む。) | 理学療法、作業療法、言語治療を行うこと |
| 臨床検査技師 | 脳波測定等の検査を行うこと |
| 児童指導員及び保育士 | (1) 一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般に関すること |

| 職員 | 職務内容 |
|---|---|
| | (2) 児童福祉司や児童心理司等と連携して子どもや保護者等への指導を行うこと |
| 看護師 | (1) 一時保護している子どもの健康管理<br>(2) 精神科医及び小児科医の診察等に係る補助的業務 |
| 栄養士 | (1) 栄養指導<br>(2) 栄養管理及び衛生管理<br>(3) 一時保護している子どもの給食の献立の作成 |
| 調理員 | 一時保護している子どもの給食業務 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

⑤児童福祉司

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない（児童福祉法第１３条第１項等）とされている。

児童福祉司の概要は次のとおりである。

表 児童福祉司の概要

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 主な業務内容<br>（児童相談所運営指針） | (1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること<br>(2) 必要な調査、社会診断※を行うこと<br>※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を 明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断<br>(3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと<br>(4) 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと |
| 児童福祉法第13条第3項に基づく任用の要件 | ○都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者<br>○大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で１年以上相談援助業務に従事したもの<br>○医師<br>○社会福祉士<br>○社会福祉主事として２年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの<br>○上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの |
| 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）任用後の研修 | 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第8項） |
| 人数等 | ○児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定める。（児童福祉法第13条第2項） |

※児童福祉司の配置標準は、各児童相談所の管轄地域の人口4万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い 場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行うこととして政令に規定。　（出典：県提供資料より監査人作成）

⑥児童心理司

児童相談所運営指針により児童相談所は、受け付けた相談について主に児童福祉司、相談員等により行われる調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員、保育士等による行動診断、その他の診断（理学療法士等によるもの等）をもとに、原則としてこれらの者の協議により判定（総合診断）を行い、個々の子どもに対する援助指針を作成する。このうち児童心理司等は、心理学的諸検査や面接、観察等を通じて子どもの人格全体の評価及び家族の心理学的評価を行い、その際、子どもの能力や適性の程度、問題の心理学的意味、心理的葛藤や適応機制の具体的内容、家族の人間関係等について解明する（心理診断）役割を担っている。

児童心理司は法第 12 条の３第４項に定める「同項第２号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者」であることが必要である。

児童心理司の役割

| |
|---|
| ⑴ 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断を行うこと<br>⑵ 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと |

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①児童福祉司の配置について（意見 27）

児童福祉司の配置標準は、各児童相談所の管轄地域の人口 4 万に 1 人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行うこととして政令に規定するとしている。

現時点では、各児童相談所でも管轄地域の人口４万に１人以上配置するという基準は満たしているが、この基準は見直されることとなっている。

平成 30 年 12 月 18 日に児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定として児童虐待防止対策体制総合強化プラン（案）（以下「強化プラン（案）」という。）が公表された。強化プラン（案）には児童相談所の体制強化が掲げられており、児童福祉司について次の１）及び２）のとおり配置標準を見直した上、2017 年度の約 3,240 人から 2022 年度までに全国で 2,020 人程度増員することを目標としている。

1）児童相談所の人口当たり配置標準の見直しに対する対応について

児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せた児童福祉司一人当たり業務量が 50 ケース相当から 40 ケース相当（注）となるよう、児童相談所の管轄区域の人口を４万人から３万人に見直す。

(注)児童虐待相談における業務量として換算したケース数

2）里親養育支援児童福祉司・市町村支援児童福祉司の配置

・里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進を図るため、各児童相談所に、里親養育支援のための児童福祉司を配置する。

・市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るため、児童相談所に、市町村を支援するための児童福祉司を、都道府県の管内 30 市町村につき１人（指定都市は１人）配置する。

令和元年度内の児童福祉司の目標増員は全国で 1,155 人とされているが、令和元年 12 月 2 日付の読売新聞朝刊によると、児童相談所を設置している 70 地方公共団体に取材したところ、令和元年 10 月 1 日時点の実際の増員は 625 人（54%）に留まっているとのことで、長野県は、令和元年度末までに増員目標を達成できるかは分からないとしている。（なお、児童福祉司について県は、現時点では増員目標の達成に向けて計画的に増員していく予定とのことである。）

次表は、平成 31 年 4 月 1 日現在の児童福祉司の配置状況を示したものである。児童相談所別に必要配置数を算出してこれを合算すると県全体での児童福祉司の必要配置数は 53 人となる。実際の配置数は 57 人であるから配置基準を充足しており、児童相談所単位でみてもすべての児童相談所が配置基準を充足している。

しかしながら、管轄地域の人口 3 万に 1 人以上の児童福祉司を配置するという新基準について、平成 31 年 4 月 1 日現在の人口を基準にすると長野県の必要配置数は 70 人と試算され、現状では 13 人不足する。なかでも中央は 6 人、松本は 4 人不足することになる。

児童福祉司の増員については、全体計画が終了する 2022 年度まで経過措置が適用され、令和元年度目標を達成できなくても配置基準に反していることにはならないが、2022 年度までに目標が達成できるよう、計画的に対応を図っていく必要がある。

**表1　児童福祉司の配置状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）**　　（単位：人）

| 項目 | 中央 | 松本 | 飯田 | 諏訪 | 佐久 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 管内人口（A）（H31.4.1 現在） | 779,410 | 505,821 | 210,985 | 319,839 | 234,187 | 2,050,242 |
| A/40000 | 19.49 | 12.65 | 5.28 | 8.00 | 5.86 | ― |
| 必要な配置数（B） | 20 | 13 | 6 | 8 | 6 | 53 |
| 実際の配置数（C） | 20 | 13 | 6 | 10 | 8 | 57 |
| C−B | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 4 |
| A/30000 | 25.98 | 16.86 | 7.03 | 10.66 | 7.81 | ― |
| 必要な配置数（D） | 26 | 17 | 8 | 11 | 8 | 70 |
| 不足数（C−D） | ▲ 6 | ▲ 4 | ▲ 2 | ▲ 1 | 0 | ▲ 13 |

（出典：監査人試算）

②児童心理司の配置について（意見 28）

児童心理司は、児童福祉法に基づき児童相談所に配置されている専門職員で、児童の心理判定や心理療法などを行う。児童相談所運営指針は児童心理司について、「児童福祉司２人につき１人以上配置することを標準とする。なお、地域の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましい。」としている。

平成 31 年 4 月 1 日現在の長野県の状況をみると、児童相談所運営指針が標準とする児童心理司数は 29 人と試算されるが実際の配置数は 20 人で 9 人不足している。児童心理司の配置基準は努力目標とされており、達成が義務付けられている児童福祉司の配置基準とは性格を異にしている。このことが配置基準を満たしていない主因と思われる。

表３は、厚生労働省が公表している児童相談所に関するデータより、都道府県の平成 30 年 4 月 1 日現在の児童福祉司及び児童心理司の配置状況を示したものである。

47 都道府県の児童福祉司の配置数に対する児童心理司の配置数の割合をみると、最も高いのは石川県の 88.9%、最も低いのは新潟県の 24.4%、47 都道府県の平均値は 50.7%であった。長野県は 37.3%で、平均値を 13.4 ポイント下回り 47 都道府県で 40 番目であり、児童心理司の配置数は他の都道府県よりも少ない状況にある。

強化プラン（案）では児童心理司について、2024 年度までに児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。）２人につき１人配置することとし 2022 年度までに全国で 790 人程度増員するとしている。また、児童相談所に配置する児童心理司の配置人数に関する基準を法令上に規定することを検討するとしている。児童心理司の配置人数に関する基準が法令で規定された場合には大幅な増員が必要となる。児童心理司について長野県は、計画的に増員していくことが望ましい。

表2　児童心理司の配置状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）　（単位：人）

| 項目 | 中央 | 松本 | 飯田 | 諏訪 | 佐久 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 児童福祉司配置数（A） | 20 | 13 | 6 | 10 | 8 | 57 |
| A×1/2（B） | 10 | 7 | 3 | 5 | 4 | 29 |
| 実際の配置数（C） | 7 | 4 | 3 | 3 | 3 | 20 |
| C−B | ▲ 3 | ▲ 3 | 0 | ▲ 2 | ▲ 1 | ▲ 9 |

（出典：監査人試算）

表3　児童心理司の配置状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）　（単位：人）

| | 都道府県 | 児童福祉司（人）：A | 児童心理司（人） | 割合 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 石川県 | 18 | 16 | 88.9% |
| 2 | 群馬県 | 37 | 26 | 70.3% |
| 3 | 島根県 | 24 | 21 | 87.5% |
| 4 | 宮城県 | 28 | 24 | 85.7% |
| 5 | 岡山県 | 27 | 20 | 74.1% |
| 6 | 京都府 | 35 | 24 | 68.6% |
| 7 | 山口県 | 30 | 19 | 63.3% |
| 8 | 千葉県 | 144 | 90 | 62.5% |
| 9 | 秋田県 | 21 | 13 | 61.9% |

| | 都道府県 | 児童福祉司（人）：A | 児童心理司（人） | 割合 |
|---|---|---|---|---|
| 10 | 大分県 | 26 | 16 | 61.5% |
| 11 | 北海道 | 73 | 44 | 60.3% |
| 12 | 富山県 | 20 | 12 | 60.0% |
| 13 | 佐賀県 | 20 | 12 | 60.0% |
| 14 | 栃木県 | 26 | 15 | 57.7% |
| 15 | 愛媛県 | 28 | 15 | 53.6% |
| 16 | 福井県 | 17 | 9 | 52.9% |
| 17 | 鳥取県 | 19 | 10 | 52.6% |
| 18 | 三重県 | 42 | 22 | 52.4% |
| 19 | 熊本県 | 23 | 12 | 52.2% |
| 20 | 静岡県 | 45 | 23 | 51.1% |
| 21 | 兵庫県 | 93 | 47 | 50.5% |
| 22 | 茨城県 | 62 | 31 | 50.0% |
| 23 | 鹿児島県 | 33 | 16 | 48.5% |
| 24 | 宮崎県 | 25 | 12 | 48.0% |
| 25 | 香川県 | 23 | 11 | 47.8% |
| 26 | 青森県 | 43 | 20 | 46.5% |
| 27 | 岩手県 | 37 | 17 | 45.9% |
| 28 | 滋賀県 | 37 | 17 | 45.9% |
| 29 | 岐阜県 | 46 | 21 | 45.7% |
| 30 | 山梨県 | 20 | 9 | 45.0% |
| 31 | 長崎県 | 29 | 13 | 44.8% |
| 32 | 東京都 | 266 | 116 | 43.6% |
| 33 | 福島県 | 46 | 20 | 43.5% |
| 34 | 徳島県 | 23 | 10 | 43.5% |
| 35 | 和歌山県 | 30 | 13 | 43.3% |
| 36 | 高知県 | 30 | 13 | 43.3% |
| 37 | 愛知県 | 118 | 50 | 42.4% |
| 38 | 奈良県 | 27 | 11 | 40.7% |
| 39 | 山形県 | 26 | 10 | 38.5% |
| 40 | 長野県 | 51 | 19 | 37.3% |
| 41 | 広島県 | 48 | 17 | 35.4% |
| 42 | 福岡県 | 75 | 26 | 34.7% |
| 43 | 神奈川県 | 98 | 33 | 33.7% |
| 44 | 埼玉県 | 169 | 49 | 29.0% |
| 45 | 大阪府 | 177 | 47 | 26.6% |
| 46 | 沖縄県 | 49 | 13 | 26.5% |
| 47 | 新潟県 | 41 | 10 | 24.4% |
| 都道府県平均 | | | | 50.7% |

（出典：児童福祉士と児童心理司の配置数は厚生労働省より、割合は監査人が試算）

③業務の効率化について（意見 29）

長野県は近年、児童相談の受付件数が増加傾向にあり、平成 30 年度は 5,936 件、前年度比 547 件増（+10.2%）と大幅に増加しており、受付件数の増加傾向は今後も続く可能性がある。国においても、児童虐待に関する対策強化の一環として、児童相談所及び市町村の体制・専門性の強化等が講じられており、このような状況を鑑みると、児童相談所の役割はますます重要となり、それに伴って業

務量が拡大していくことが推測される。そのような状況を考慮すると、長野県内の各児童相談所は、既存業務のより一層の効率化に努めていく必要がある。

業務の効率化については、契約事務の効率化を図ることも一つの方法である。

児童相談所は、子どもの安全確保やアセスメントのため、 家庭から離す一時保護を行っている。

一時保護は児童相談所内で行う場合と外部に委託して行う場合がある。平成30年度の状況をみると、たとえば中央児童相談所は、善光寺大本願乳児院をはじめとする26の相手先に児童一時保護を委託しており、松本児童相談所は、松本児童園をはじめとする7の相手先に児童一時保護を委託している。

これら委託契約は、毎年度、随意契約を締結しているが、業務内容は、児童福祉法第33条に基づく児童の一時保護として法定されたものとなっており受託者に裁量の余地はない。委託料も県が定める「児童福祉法による児童入所施設措置費等交付要綱」に基づいており受託者に裁量の余地はない。競争性を競う性質とは言えず、事業内容、委託料など受託者に裁量の余地がないことを踏まえると、契約事務の効率化、簡便化に努めることが事業のあり方にかなうと考える。

県においては、児童相談所の業務の効率化により一層努めていく必要がある。

表4 児童相談所の相談受付件数の推移 （単位:件）

| | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 佐久 | 626 | 775 | 748 | 683 | 659 |
| 諏訪 | 897 | 858 | 741 | 805 | 923 |
| 飯田 | 610 | 602 | 582 | 577 | 660 |
| 松本 | 1,163 | 1,111 | 1,135 | 1,154 | 1,395 |
| 中央 | 1,905 | 2,034 | 2,096 | 2,170 | 2,299 |
| 合計 | 5,201 | 5,380 | 5,302 | 5,389 | 5,936 |

（出典:監査人試算）

図 児童相談所の相談受付件数の推移

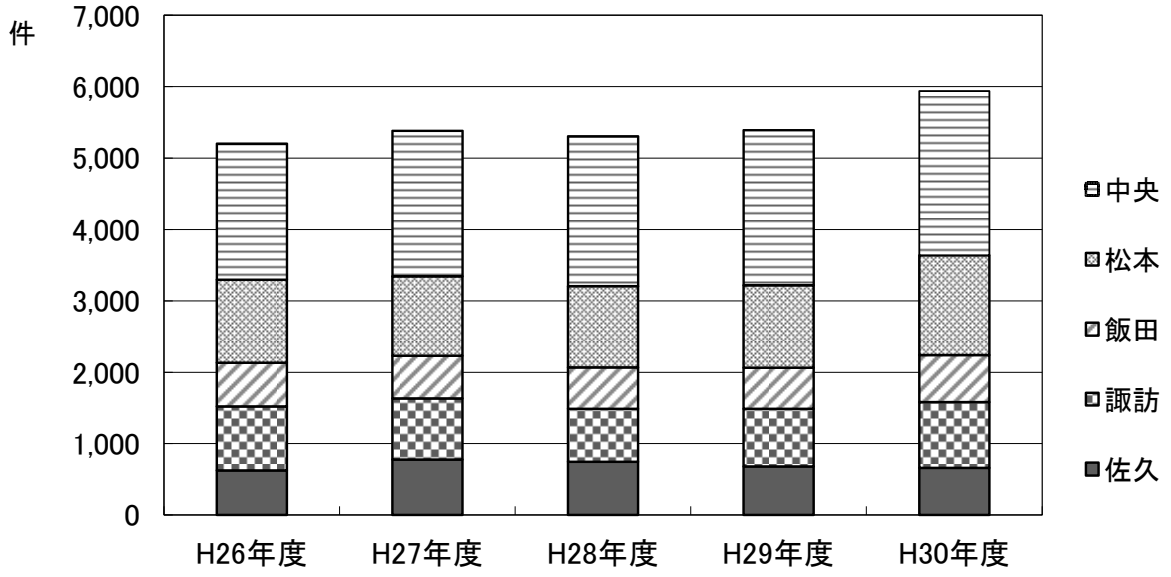

### ④要保護児童対策地域協議会について（意見 30）

児童家庭相談への対応は、平成 16 年の児童福祉法等の改正により、児童相談所とともに市町村が担うこととなり、児童虐待の通告先としても付加された。

市町村が住民に身近な第一義的な相談窓口として、地域の要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を活用して児童及び家庭を支援することとされ、児童相談所は専門的相談への対応と市町村への後方支援に特化する 2 元的相談支援体制となった。

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるとして、要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として地域協議会が法的に位置づけられている。

地域協議会の設置主体は、普通地方公共団体である市町村及び都道府県のほか、特別地方公共団体である特別区や地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）等が含まれる。

平成 29 年 3 月 31 日に厚生労働省から各都道府県知事及び指定都市市長に宛てて発出された「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（以下「指針」という。）によると、地域協議会の構成員は、児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、警察・司法・人権擁護関係等からなるとしている。このうち児童福祉関係は、市町村の児童福祉、母子保健等の担当部局、児童相談所及び福祉事務所等が挙げられている。

現在長野県は、県内すべての市町村が地域協議会を設置しており、児童相談所はそのすべての地域協議会の構成員になっているとのことである。

地域協議会について指針は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議による三層構造を想定している。

代表者会議について指針は、地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に１～２回程度開催されるものとしている。

実務者会議について指針は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項として次の項目を例示している。

1）全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、援助方針の見直し等
2）定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
3）要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
4）要保護児童対策を推進するための啓発活動
5）地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別ケース検討会議について指針は、個別の要保護児童について、その児童に直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該児童に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催されるものとしている。また、会議における協議事項として次の項目を例示している。

1）関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断
2）要保護児童の状況の把握や問題点の確認
3）支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
4）援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有

5）ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定

6）実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討

7）次回会議（評価及び検討）の確認

県内の各地域協議会に関して児童相談所は、代表者会議及び実務者会議に参加している。

指針は、地域協議会は地域の実情に応じて設置・運営されるものとして、各都道府県知事及び指定都市市長に対して、そのことを管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知することを要請している。

このことについて、現在は、県内市町村が設置・運営している各地域協議会が、地域の実情に応じて設置・運営されているのか、また、各地域協議会が、指針の趣旨にしたがって運営されているのかなどを確認する術がない。

たとえば、指針は、地域協議会に次の事項を求めている。このことについて現状は、すべての地域協議会が実務者会議等において、すべてのケースを報告しているのかは明確となっていない。

| |
|---|
| 児童虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、また、児童相談所と市町村の間の役割分担が曖昧になるおそれもあることから、市町村内における全ての虐待ケースに関して地域協議会において絶えず、ケースの主担当機関及び主たる援助者（キーパーソン）をフォローし、ケースの進行管理を進めていくことが必要である。こうした観点から地域協議会の調整機関において、全ケースについて進行管理台帳（別紙１参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば、3か月に１度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことが適当である。 |

児童相談所と市町村の役割がますます重要となるなか、県内の地域協議会が地域の実情に応じて設置・運営されているのか、指針の趣旨にしたがって運営されているのかなどを確認する方法を検討していく必要がある。

## 2. 松本あさひ学園

### （1）概要

#### ①事業の概要

松本あさひ学園は、児童福祉法に基づく県下唯一の児童心理治療施設で、「環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと」を目的とする施設である。

昭和 42 年に諏訪市に開設された諏訪湖健康学園を前身として、老朽化等に伴い平成 23 年 4 月に松本市に移転新築され、これに併せて指定管理者制度を導入し、社会福祉法人長野県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が指定管理者に指定され運営を開始している。

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である（児童福祉法第 43 条の２）。平成 28 年の児童福祉法改正により「情緒障害児短期治療施設」から名称変更されている。

児童心理治療施設の概要は次のとおりである。

表 児童心理治療施設の概要

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 実施主体 | 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 |
| 対象児の具体例 | 場面かん黙、チック、不登校、集団不適応、多動性障害や広汎性発達障害など |
| 保護者を含めたケア | 虐待を受けた児童、保護者及び家族全体を対象とした心理療法である家族療法を実施<br>※家族療法事業とは、親子相談室、心理治療室、宿泊 治療室等の設備を設け、児童とその家族に対し、面 接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家族訪 2. 実施主体について 問治療等を行うもの。 |
| 設備 | 児童の居室（1室の定員4人以下、1人 4.95 ㎡以上、男女別とする）、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く。） |
| 職員配置 | 施設長、医師（精神科又は小児科）、心理療法担当職員（児童 10:1）、児童指導員・保育士（児童 4.5:1）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員（調理業務を全部委託する場合配置なしも可） |

（出典：県提供資料より監査人作成）

#### ②施設概要

施設概要は次のとおりである。

松本あさひ学園の概況

| 項目 | 生活施設棟 | 治療施設 | 学校施設 | 小体育館 |
|---|---|---|---|---|
| 構造規模 | 鉄筋コンクリート造<br>2 階建（新設） | 鉄筋コンクリート造（旭町庁舎改修） | | 鉄骨造平屋建<br>（新設） |
| 延床面積 | 1,480.0 ㎡ | 196.9 ㎡ | 739.6 ㎡ | 333.6 ㎡ |

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 定員 | 35 名（入所：30 名、通所：5 名） |
| 在籍児童数 | 21 名（入所：19 名、通所：2 名）（令和元年 9 月 1 日現在） |

| 項目 | 職員数（単位：人） | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所長兼総務課長 | 次長兼治療支援課長 | 医師 | 心理治療員 | 支援員 | 家庭支援専門相談員 | 看護師 | 栄養士 | 事務員庁務員 | 計 |
| 人員 | 1 | 1 | 1 | 6 | 14 | 1 | 1 | 1 | 2 | 28 |

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 指定管理の期間 | 平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日まで（第1期）<br>平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日まで（第 2 期） |

（出典：県提供資料より監査人作成）

③事業費の推移

事業費の推移は次のとおりである。

表　事業費の推移　（単位：千円）

| 項目 | 平成26 年度 | 平成27 年度 | 平成28 年度 | 平成29 年度 | 平成30 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 松本あさひ学園運営費 | 200,308 | 198,696 | 199,089 | 205,810 | 197,711 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①インターネットバンキングの使用に関するルールの明確化について（意見 31）

松本あさひ学園において指定管理者である事業団は、経費等の支払いについてインターネットバンキングを使用している。

インターネットバンキングの使用については、指定管理者においてそのルールが明確となってお

らず、たとえば、入力内容の承認手続なども明確になっていない。

インターネットバンキングでは、土日祝日を含め入力日以外の振込・振替を指定する予約入力を行っている。その後、入力内容を紙で出力し、入力内容の承認を行っているが、現状では入力者と承認者が同一者となっている。預金管理や経費管理においては、入力内容を入力者以外（上長等）がチェックする仕組みが必要であり、入力者と承認者が同一者であることは望ましくない。上長は、月末時にはチェックを行っているとのことだが、貸借対照表の現金預金残高と通帳残高の照合に留まっており、入出金の中身をだれがどのようにチェックすることについてのルールが明確となっていない。

松本あさひ学園は通常、一定の預金を有しており、その管理には十分な配慮が必要である。また、そのような預金の日常の管理の負担を特定者だけに負わせることは、当該者にとっても大きな負担と思われる。

インターネットバンキングの使用においては、そのルールを明確化するよう県は指定管理者と協議を行う必要がある。

**②備品の現物と台帳の照合について（意見 32）**

松本あさひ学園を構成する公有財産及び備品のうち県が提示する財産台帳及び物品台帳によるものは、指定管理者が管理を行うもの（以下「管理物件」という。）となる。指定管理者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。また、指定管理者は、管理物件について、定期的に台帳と現物との照合を行い、汚損、損傷したものがあるときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

指定管理者は、年１回、管理物件について台帳と現物との照合を行い、その結果を県に報告している。このことについて県と指定管理者との間で報告書の形式が明確となっておらず、見直しが必要である。

現状では、管理備品の写真を送っているが、当年度に台帳と現物との照合を行った際に撮影したものではなく、過年度に撮影したデータをそのまま報告に用いている。

管理物件についての台帳と現物との照合については、台帳を紙に出力して、それをチェックリストに用いて現物照合を行うことが一般的と思われる。その場合、現物照合に使った台帳を送付することが一つの方法であり、また、台帳に記載はあるが現物が確認できなかったもの、ないしは現物はあるが台帳に記載がないものを別途リストアップして報告することも一つの方法である。

いずれにしても現物照合の結果の報告のあり方について県は、指定管理者と協議しておく必要がある。

**③寄付受けした和太鼓の管理について（意見 33）**

松本あさひ学園には、入所者が参加している太鼓クラブ（松本あさひ太鼓）が設置されており、園所在地区の夏祭・文化祭等で演奏を披露している。

松本あさひ太鼓が演奏に使用する和太鼓は寄付受けしたものであるが、寄付台帳が作成されておらず数量管理が行われていない。現状では、県及び指定管理者とも和太鼓の金額的価値を正確には把握していないが、一定の価値はあるとしており、管理物件に該当する価値を有する可能性もある。

和太鼓について指定管理者は寄付台帳を作成し数量管理を行うよう、県は指定管理者と協議する必要がある。

④寄付金の受け入れについて（意見 34）

松本あさひ学園では、児童のために様々な活動を行っているが、中でも年に一度の学園祭は、地域住民を招いて、地域の方々にその活動状況を積極的に公開している。その際に当学園の事業内容に感銘を受け寄付したいとした地域住民がいたとしても現状は、寄付ができない状況にある。理由としては、当学園は、県の指定管理制度のもとに運営されているためその運営に必要な経費は、県が積算をしたうえで委託料として全額支払いを行っている。仮に松本あさひ学園で寄付を受けて入れてしまうと、当該金額だけ委託料を減額されてしまうため松本あさひ学園では、受け入れることはできない。指定管理を受託している長野県社会福祉事業団は、松本あさひ学園を運営している管理者であるため、松本あさひ学園に寄付をしたいとすれば、その指定管理者である長野県社会福祉事業団が寄付を受け入れ結果としてその事業費に充てるという方法も考えられるが、現在の県の見解からすると、直接的に松本あさひ学園のための寄付を受け入れることも難しいとしている。ここで長野県社会福祉事業団は、長野県における社会福祉の増進を図るための必要な事業を行うとともに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的として設立されている法人である。社会福祉事業団は、基本的に全国の都道府県がその社会福祉の目的を達成するために設立している社会福祉法人であり都道府県の社会福祉において、重要な役割を負っている。その事業には、公益目的があり実際にわが国の寄附金税制においても寄附金税制の対象になることが定められている。そのため、もし松本あさひ学園に寄付したいとする者がいたとすると、その運営主体である長野県社会福祉事業団に寄付することにより寄付者は、その思いを達成することができるとともに寄付金を寄附金税制の対象とすることにより税務上のメリットを達成することもできる。

寄附金税制は、本来寄付を希望する者がその対象となっている事業等に感銘を受けその事業者に寄付を行うものであるが、ふるさと納税等の影響もありその認知度は上がってきている。事業に関する共感から寄付をするきっかけにその税制を利用することはその趣旨に反しておらずまた長野県社会福祉事業団が行っている事業の周知をすることにもつながるため同事業団が積極的に寄付を募っていく姿勢を見せることは今後の県政を行っていくうえでも重要なことである。これは、長野県社会福祉事業団に限らず、県における寄附金税制の担い手になり得る事業者は、その事業を周知していくとともに寄付の対象となることを積極的にアピールしていくことが望まれる。

## 3. 信濃学園

### (1)概要

#### ①事業の概要

県内唯一の福祉型障害児入所施設としてセーフティーネットの役割を担い、利用者個々の障がい特性に即した専門的な支援を行い、その適切な発達を促すとともに、施設退所後の地域等における自立した生活に向けて切れ目のない包括的な支援を行う。

また、在宅で生活する障がい児及びその家族に対しても、当施設の専門的機能を生かして、その抱える課題やニーズに対応した支援を行う。

長野県信濃学園全景

(出典:長野県信濃学園ホームページより監査人作成)

信濃学園の概況、沿革は下記と通りとなっている。

表 概況

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 所在地 | 長野県松本市波田4417－8 |
| 施設種別 | 障害児入所施設(児童福祉法第7条) |
| 設置根拠 | 児童福祉施設条例 |
| 定員数 | 30名 |
| 職員数 | 40名(平成30年4月1日現在) |
| 業務内容 | 障がい児の入所支援、短期入所、日中一時支援、療育相談事業「こまくさ教室」。 |

(出典:県提供資料より監査人作成)

表 沿革

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 昭和 26 年 4 月 | 信濃学園開設(定員50名) |
| 昭和 53 年 4 月 | 松本養護学校信濃学園分室開校 |
| 昭和 59 年 12 月 | 現在地(松本市波田)に移転(定員60名) |
| 平成 15 年 4 月 | 短期入所開始 |
| 平成 21 年 12 月 | 児童福祉施設条例の一部改正(定員30名) |
| 平成 23 年 4 月 | 指定管理者制度導入(現在平成 28 年度から令和 2 年度の2期目) |

(出典:県提供資料より監査人作成)

信濃学園の営む事業は、「1)入所利用者の支援」と「2)在宅障がい児の療育支援」に区分される。

1) 入所利用者の支援

利用者一人ひとりのニーズに即して作成した個別支援計画をもとに、専門的支援の充実に務めている。また、必要に応じて支援の構造化を取り入れるとともに、小グループによる生活の場を拡大している。併せて、有期限、有目標の考え方に基づき、関係機関と連携して地域生活移行に向けた取組みを進めている。

利用者の状況及び入居待機者は下記と通りとなっている。

表 利用者の状況(入所者数の状況(定員30名))

| 項目 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| 年度当初(人) | 23 | 28 | 29 | 28 |
| 移行者(人) | △1 | △4 | △5 | △- |
| 入所者(人) | 6 | 5 | 4 | - |
| 年度末(人) | 28 | 29 | 28 | - |

(出典:県提供資料より監査人作成)

表 利用者の状況(障がい程度別(4 月 1 日現在))

| 項目 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| 重度(IQ35 以下)(人) | 11 | 14 | 14 | 15 |
| 中度(IQ36～50)(人) | 2 | 5 | 6 | 5 |
| 軽度(IQ51～75)(人) | 9 | 9 | 8 | 7 |
| 未取得者(人) | 1 | - | 1 | 1 |
| 計(人) | 23 | 28 | 29 | 28 |

(出典:県提供資料より監査人作成)

表　利用者の状況（契約・措置別（4 月 1 日現在））

契約は障がい児の保護者との契約による入所、措置は虐待、育児放棄等を理由とする措置による入所。

| 項目 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| 契約（人） | 10 | 14 | 13 | 13 |
| 措置（人） | 13 | 14 | 16 | 15 |
| 計（人） | 23 | 28 | 29 | 28 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

表　利用者の状況（年齢別（4 月 1 日現在））

| 項目 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| ～6歳（人） | － | － | － | － |
| 6～12歳（小）（人） | 7 | 10 | 11 | 12 |
| 12～15歳（中）（人） | 8 | 9 | 9 | 7 |
| 15～18歳（高）（人） | 4 | 6 | 8 | 8 |
| 18歳以上（人） | 4 | 3 | 1 | 1 |
| 計（人） | 23 | 28 | 29 | 28 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

表　平成 28 年度から令和元年度の入居待機者の推移

| 項目 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|---|---|---|---|
| 入所待機者（人） | 3 | 7 | 10 | 10 |
| 入所相談者数（人） | 6 | 3 | 1 | 5 |
| 計（人） | 9 | 10 | 11 | 15 |

（出典：指定管理者提供資料より監査人作成）

（注）　入所者数の推移は「利用者の状況（入所者数の状況（定員３０名））」参照

2）在宅障がい児の療育支援

信濃学園では、在宅の障がい児の療育支援のために、以下の事業も行っている。

表　在宅の障がい児の療育支援事業

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| こまくさ教室 | 心身の発達に心配のあるお子様の家庭での療育方法等について、医療・保険・福祉等の専門家が相談に応じる。 |
| 短期入所 | 在宅の障がい児（者）等の介護者が、一時的に家庭において介護できないとき等に、当該障がい児（者）を介護する。 |
| 日中一日支援 | 障がいのあるお子さんについて、保護者の就労又は休息等のため、信濃学園で日中お預かりして支援を行う。 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

②業務内容

信濃学園運営事業は県の単独事業であるが、社会福祉法人長野県社会福祉事業団を指定管理者として運営を委託しており、指定期間は平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 5 年間の予定となっている。

指定管理者の業務は「長野県信濃学園管理業務仕様書」によると下記となっている。

表 指定管理者の業務

| 指定管理者の業務 |
|---|
| ア 入所者の入所支援に関する業務 |
| イ 入所者の地域生活移行に関する業務 |
| ウ 在宅障がい児の支援（短期入所、日中一時支援、療育相談事業等）に関する業務 |
| エ 地域に開かれた施設づくり（施設開放、ボランティア・実習生の受入等）に関する業務 |
| オ 施設の維持管理に関する業務<br>法令等に基づいた検査等のほか、施設及び設備の維持管理を行う上で必要な保守点検、巡視及び修繕に関する業務。ただし、県が実施する営繕工事、大規模修繕等を除く。 |
| カ 利用料金の収受に関する業務<br>児童福祉施設条例第14条第2項の規定により、施設の利用料金は指定管理者の収入として収受することができる。 |
| キ 前各号に掲げる業務に付帯する業務 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

指定管理者のモニタリングとしては、「長野県信濃学園の運営管理に関する基本協定書」第２４条に基づき、「福祉サービス第三者評価の結果」を県に報告することになっている。また、指定管理者は独自に「利用者及びその保護者・家族に対する満足度調査」、「学園職員によるサービス自己評価」、「信濃学園福祉サービス評価委員会」、「苦情解決委員との打ち合わせ会」等を整備し、自ら運営業務のモニタリングを実施している。

③事業費の推移

信濃学園運営事業の事業費は、主に指定管理委託料及び指定修繕委託料に大別される。

指定管理委託料は指定管理者の管理運営（入所支援、地域移行支援、療育支援）に係る支出である。また、指定修繕委託料は平成 30 年度の場合、実施したエアコン工事及び屋根改修工事に係る支出である。

それぞれの事業費の推移は次のとおりである。

表 事業費の推移 （単位：千円）

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 指定管理委託料 | 189,452 | 187,533 | 169,933 | 169,933 | 171,647 |
| 指定修繕委託料 | － | － | 4,655 | 21,816 | 99,684 |
| 備品購入 | 1,232 | 5,133 | 2,473 | 545 | － |

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第三者委員会経費 | 71 | 37 | － | 68 | － |
| 計 | 190,755 | 192,703 | 177,061 | 192,362 | 271,331 |

（出典：県提供資料より監査人作成）

④課題

信濃学園については、重度の障がいで家庭での療育が困難な児童や被虐待児童等の入所のニーズが増加している一方で、グループホームなど施設退去後の受入先の確保が難しく地域生活への移行が課題となっているとのことである。

また、施設の老朽化が進んでおり（築31年）、利用者サービスの向上や安全確保のため、施設・設備の計画的修繕に加えて改築等の検討が必要とされているとのことである。

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①今後の施設のあり方について（意見35）

信濃学園は県内唯一の福祉型障害児入所施設として開設以来その役割を担っている。その在り方については直前では平成19年から平成20年にかけて有識者により「信濃学園あり方検討会」で検討がされたが、以降あり方検討会は開催されていない。

信濃学園には現状下記の課題があると考えられる。

・現在長野県では、県有施設の老朽化が問題となっており、その建替え、改修に必要な予算の大幅な増額が見込めないため、計画的に修繕・改修を実施、施設の長寿命化を図っている。信濃学園においても昭和59年建設の建物は老朽化が進んでいて、平成30年度にはエアコン設置工事及び屋根改修工事が行われた。今後更なる取り換え、修繕等の増加が見込まれている状況にあるが、今後の設備投資計画につき外部有識者の意見も反映する必要がある。

・定員数は直前の「信濃学園あり方検討会」で利用状況等を判断した結果、６０名から３０名に縮小した。しかし、措置による利用者増他により、新規入所者が少なく入居待機者が恒常的に存在している状況にある。

・障がい児の増加他から短期入所の需要があるにもかかわらず、現状、信濃学園では空床型短期入所のため、定員１名のみである。

上記課題他について概ね10年間開催されていない有識者による「信濃学園あり方検討会」により、今後の信濃学園のあり方を検討することは有意義であると考える。

②未使用備品について（意見36）

県所有の信濃学園に係る備品についての現物確認、使用状況を取りまとめた「備品点検記録（照合

表）」を閲覧したところ、全件現物が存在するとのことであった。しかし、「備品の状況・使用状況等」として「未使用・要処分」に区分されている備品があった。

該当備品について、県の他の施設において転用可能か否かを確認したうえ、利用不可と判断された場合には、速やかに処分を実施できるよう適宜取り組んでいく必要があると考える。

**③指定修繕委託料について（意見 37）**

県は事業主体として信濃学園の土地、建物を公有財産として所有している。社会福祉法人長野県社会福祉事業団は指定管理者として運営が委託されており、信濃学園事業に係る少額の備品を所有しているが、土地、建物は所有していない。

平成 30 年度に信濃学園では大規模工事である「エアコン設置工事」及び「屋根改修工事」が行われた。県の公有財産に係る工事であるため県の資金負担で実施されたが、施設特性上、指定管理者に工事の管理業務を委託することが適当であるため、指定管理者に支払うために「工事請負費」ではなく「委託料」として支出し、社会福祉法人長野県社会福祉事業団が一般競争入札することにより選別した工事業者との請負契約により工事を完了させている。

県は固定資産の移動情報等を把握し、「統一的な基準による地方公会計」に基づく固定資産台帳及び財務諸表を整備するために固定資産情報に関する調査を実施しており、委託料についても県有施設における資本的支出にかかるものについては、固定資産台帳に記載されるよう、工事にかかった費用を計上している。当該工事についても令和元年度に実施した調査の際に計上している。

県は指定管理者に委託した資本的支出にかかる工事費等について、固定資産台帳上の漏れがないように、上記調査時には確実に計上するよう留意する必要がある。